



# 熊本県公報

号外第 1 0 号

平成 22 年 3 月 31 日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県予算規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県知事の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 3
- 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則…………… (管理調達課) 5
- 熊本県港湾管理条施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 5

### 訓 令

- 熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 5
- 熊本県東京事務所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 5
- 熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 6
- 熊本県保健所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 6
- 熊本県保健環境科学研究所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 6
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 7
- 熊本県公文書規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 8
- 熊本県庁舎規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県出納局規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 205
- 財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 205
- 熊本県自家用電気工作物保安の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 206
- 熊本県当直規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 206
- 熊本県八代児童相談所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 206
- 熊本県福祉総合相談所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 206
- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 207
- 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 207
- 熊本県立技術短期大校規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 208
- 熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 208
- 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 208
- 熊本県熊本土木事務所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 210
- 熊本県地域振興局規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 210
- 熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 212
- 熊本県熊本県税事務所規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 212
- 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 212
- 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 212
- 熊本県子ども家庭福祉室設置規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 213
- 庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 213
- 熊本県庁規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 214
- 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令…………… (会計課) 221
- 熊本県教育庁文書規程等の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 222

## 規 則

熊本県職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第32号**

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中「局長」を「知事公室長」に改め、「局付」を削り、「局次長」を「政策審議監

局長」に、「副総（副）室長」を「副総室（室）長」に改め、「工事検査主幹」を削り、「係長」を「商工専門員」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第33号**

熊本県予算規則の一部を改正する規則  
熊本県予算規則（昭和38年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「各部（局）長」を「各部（公室）長、出納局長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第34号**

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則  
熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（総室、室及びセンターを含む。）」を「課（知事部局にあっては課（総室・室・センター）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第35号**

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則  
熊本県庁舎等管理規則（昭和42年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。  
別表第2知事部局の本庁及び出納局の課（総室、室、センターを含む。）が専用している室の項中「（総室、室、センターを含む。）」を「（総室・室・センター）」に改め、

同表知事部局の部局長室及び部局次長室の項室等の管理区分の欄中「部局長室及び部局次長室」を「部（公室）長室及び部次長室」に改め、同項室管理者の欄中「各部局」を「各部（公室）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県知事の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第36号**

熊本県知事の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県知事の職務代理者に関する規則（昭和39年熊本県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 企画振興部長

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第37号**

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則  
 熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号ア中「第19号」を「第18号」に、「第27号」を「第26号」に改め、同号エ中「（食品等の廃棄を命じることで、）」を「の規定により食品の廃棄を命じること（）」に改め、同条第12号中ニを削り、ナをニとし、ツからトまでをテからナまでとし、チの次に次のように加える。

第1条第42条の2第1項の規定による社会医療法人の認定の申請を受理すること。

第1条第12号ヌを次のように改める。

ヌ 法第46条の4第5項の規定による仮理事の選任及び同条第6項の規定による特別代理人の選任をすること。

第1条第12号中ミを削り、マをミとし、ホをマとし、ヘをホとし、フの次に次のように加える。

ヘ 法第52条第2項の規定により定款若しくは寄附行為又は同条第1項の届出に係る書類を閲覧に供すること。

第1条第12号ムを次のように改める。

ム 法第56条の6の規定による清算人の届出及び法第56条の11の規定による清算結了の届出を受理すること。

第1条第12号ヨを次のように改める。

ヨ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされた同法第2条の規定による改正前の医療法第64条の2の規定により収益業務の停止を命ずる中、「以下この号において同じ。」を削り、同号エ中「措置をとること」の次に「（条例別表に規定すると畜場に係るものを除く。）」を加え、同号オ中「立入検査をさせること。」の次に「（条例別表に規定すると畜場に係るものを除く。）」を加え、同号カ中「許可をすること。」の次に「（条例別表に規定すると畜場に係るものを除く。）」を加える。

第2条第1号中「と畜場及び」の次に「これに附属する施設並びに」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。

第2条第3号エ中「立入検査をさせ」の次に「、関係者に質問をさせ」を加える。

附 則  
 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第38号**

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総室、室及びセンターを含む」を「知事部局にあつては課（総室・室・センター）をいう」に改める。

第4条第2号エ中「及び臨時職員」を「、臨時職員及び地方公務員法第28条の4の規定により任用された再任用職員（以下単に「再任用職員」という。）」に改め、同号オ中「地方公務員法第28条の4の規定により任用された」を削る。

第44条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第95条第1項中「2人」を「原則として3人」に改め、「ただし」の次に「、当該契約を履行できる相手方が2人しかないときはその2人から見積書を徴することとし」を加え、「、1人」を「1人」に改め、同条第2項第3号を削る。

第119条及び第120条を次のように改める。

（検査の報告）  
 第119条 会計検査員は、検査の終了後速やかに、その結果を知事又は会計管理者に報告しなければならない。

（検査書の交付等）  
 第120条 知事又は会計管理者は、前条の規定により報告を受けたときは、速やかに検査書を検査を受けた者に交付するものとする。

2 前項の検査書により改善措置の指示を受けた者は、その結果について知事又は会計管理者に報告しなければならない。

別表第1の9の項中「氷川ダム管理所」を削る。

別表第2教育長の項委任する事務の欄を次のように改める。

- 1 歳入の徴収に関する事務
- 2 次に掲げる支出負担行為（ただし、オからクまでに掲げるものにあつては、学校に係るものを除く。）以外の支出負担行為に関する事務
  - ア 教育財産の取得の契約
  - イ 建築工事等の請負契約（行政財産の管理に係るものを除く。）
  - ウ 用品調達規則第8条第1項の規定により支出する経費に係る支出負担行為
  - エ 証紙の売りさばき手数料に係る支出負担行為
  - オ 非常勤職員の報酬及び臨時職員の賃金に係る支出負担行為
  - カ 非常勤職員、臨時職員及び再任用職員の社会保険料に係る支出負担行為
  - キ 非常勤職員、臨時職員及び再任用職員の労働保険料に係る支出負担行為
  - ク 旅費に係る支出負担行為
- 3 支出命令（前号アからクまでに掲げる支出負担行為に基づくものを除く。）に関する事務
- 4 歳入歳出外現金（所得税及び住民税を除く。）及び保管有価証券の出納通知に関する事務

別表第2知事の所管に属する県内に所在する地方支出機関の長の項委任する事務の欄中「及び臨時職員の社会保険料」を「、臨時職員及び再任用職員の社会保険料」に改め、「地方公務員法第28条の4の規定により任用された」を削る。

別表第4知事部局の項課の欄中「企画調整課」を「秘書課」に、「地域政策課」を「企画課」に改め、同項出納員に充てる職の欄中「置かない場合にあつては係長、課長補佐、主幹及び係長を」を削り、「管理係長」を「県営住宅の管理に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）」に改め、同項委任する事務の欄中

県営住宅の家賃に係る現金の出納及び保管に関する事務

を

- 1 県営住宅の管理に係る現金の出納及び保管に関する事務
- 2 県営住宅の管理に係る歳入歳出外現金の出納及び保管に関する事務

に改め、同表出納局の項出納員に充てる職

の欄中「管理指導班長」を「会計に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）」に改める。

別表第6少子化対策課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員の項及び少子化対策課の児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員の項中「当該出納員に所属する会計職員」を「当該課及び地域振興局福祉課の会計職員」に改め、同表経営金融課の会計担当課長補佐等の職にある出納員の項中「経営金融課」を「商工振興金融課」に改め、同表住宅課管理係長の職にある出納員の項中「住宅課管理係長の職にある出納員」を「住宅課の県営住宅の管理に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹）の職にある出納員」に、

県営住宅の家賃に係る現金の出納及び保管に関する事務

を

- 1 県営住宅の管理に係る現金の出納及び保管に関する事務
- 2 県営住宅の管理に係る歳入歳出外

に改め、同表に次のように加える。

現金の出納及び保管に関する事務

福祉総合相談所の出納員	八代児童相談所の会計職員	児童保護費負担金の徴収に係る現金の出納及び保管に関する事務
-------------	--------------	-------------------------------

- 附 則
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
  - この規則による改正後の熊本県会計規則別表第2の規定（旅費に係る支出負担行為に関する部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第39号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則  
熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第5条第4項中「地方支出機関」を「出先機関」に、「（総室、室及びセンターを含む。以下この項において同じ。）」を「（総室・室・センター）」に、「当該課長」を「当該課（総室・室・センター）長」に改める。

附 則  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第40号

熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県港湾管理条例施行規則（昭和41年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第4条の3の次に次の1条を加える。  
（納期限）  
第4条の4 条例第6条の使用料並びに第6条の2の占用料及び土石採取料を納入通知書により徴収する場合の納期限は、納入通知書を発行する日から1月以内における適宜の日とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第10号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令  
熊本県法令審議会規程（昭和27年熊本県訓令第584号）の一部を次のように改正する。  
第11条第3項中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県東京事務所処務規程（昭和27年熊本県訓令第1638号）の一部を次のように

改正する。  
第2条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) くまもとビジネス推進課

(4) くまもとセールス課

第3条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公報発行事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県公報発行事務取扱規程（昭和28年熊本県訓令第953号）の一部を次のように改正する。

第3条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

第4条中「私学文書課」を「県政情報文書課」に改める。

第5条及び第6条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第3条衛生環境課の項に次の1号を加える。

(27) 土壌汚染に関すること。

第3条保健予防課の項第17号を次のように改める。

(17) 衛生上の各種試験及び検査（試験検査課の項第1号に規定するもの並びに感染症及び食中毒に係る試験及び検査を除く。）に関すること。

第3条試験検査課の項第1号を次のように改める。

(1) 衛生上の各種試験及び検査（感染症及び食中毒に係る試験及び検査を除く。）のうち高度な又は広域的に処理することを相当とするものに関すること。

第3条試験検査課の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条第1項第13号中「熊本県保健所使用料等徴収条例（昭和29年熊本県条例第18号）」を「熊本県保健所条例（昭和39年熊本県条例第46号）」に、「使用料等の」を「使用料の」に改め、同項第15号中「第50条の4」を「第50条」に改め、同項第19号中「熊本県地下水質保全条例」を「熊本県地下水保全条例」に改め、「一時停止命令」の次に「、地下水採取の届出及び報告の受理」を加え、同項中第30号を第31号とし、第29号の次に次の1号を加える。

(30) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土壌汚染状況調査に係る結果報告の受理、土壌汚染状況調査猶予申請の確認、土地利用方法変更届出の受理、土地の形質変更に係る届出の受理並びに土地の状況、汚染の除去等の措置、土地の形質の変更の実施状況等の報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表熊本県有明保健所及び熊本県天草保健所の項中

保健予防課

を

試験検査課

「保健予防課」

に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和29年熊本県訓令第1001号）の一部を次のように改正する。  
 第4条第2項中「、部及び室」を「及び部」に、「、部長及び室長」を「及び部長」に改める。  
 第5条第3項中「、部長及び室長」を「及び部長」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第15号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。  
 第2条第2号の表を次のように改める。

本庁の部（公室）長 会計管理者		知事
出納局長		会計管理者
本庁の部（公室）長以外のこれに相当する職員 本庁の次長（政策審議監及び部内局長を含む。）及び本庁のこれに相当する職員 本庁の課（総室・室・センター）長及び本庁のこれに相当する職員 地方出先機関の長		部（公室）長
その他の職員	本庁の職員	課（総室・室・センター）長（知事公室付の職員にあっては、知事公室に置く政策審議監）
	地方出先機関の職員	地方出先機関の長

別記第1号様式中「日（時）間」を「日（時）（分）間」に改め、同様式備考を次のように改める。

- （備考）
- 1 期間の欄の（ ）内は、休暇を時間単位又は分単位で請求する場合のみ記入すること。
  - 2 分単位の請求は、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときに限る。

別記第2号様式中「日（時）間」を「日（時）（分）間」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 分単位の請求は、病気休暇及び特定休暇（勤務時間規則第13条の表12の項から15の項までの休暇をいう。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときに限る。  
 別記第5号の2の3様式中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。  
 別記第5号の10様式から別記第5号の12様式までの規定中「休業時間の合計 時間」を「休業時間の合計 時間 分」に改める。

別記8号様式中「職務専念義務免除承認申請書」を「職務専念義務免除承認申請書（営利企業等従事許可申請書）」に、「延べ 時間」を「延べ 時間 分」に、「職務に」を「熊本県職員の職務に」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
 熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。  
 第9条の2中「又は出納長」を削る。  
 第11条第5項、第12条第1項及び第2項並びに第13条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。  
 別表第1中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改め、同表第20の項中「総合政策局長」を「知事公室長」に、「総合政策局」を「知事公室」に改め、同表中第44の項を第49の項とし、第29の項から第43の項までを5項ずつ繰り下げ、第28の項を第32の項とし、同項の次に次の1項を加える。

33	熊本県農林水産部 農業振興局長印	方 2 1	一般文書用	農林水産部農業振興局	農地・農業振興課長
----	---------------------	-------	-------	------------	-----------

別表第1第27の項中  
 「

熊本県商工観光労働部観光経済交流局
-------------------

」を「

商工観光労働部観光経済交流局
----------------

」に改め、同項を同表第31の項とし、同表中第26の項を第28の項とし、同項の次に次の2項を加える。

29	熊本県商工観光労働部商工労働局長印	方 2 1	一般文書用	商工観光労働部商工労働局	商工振興金融課長
30	熊本県商工観光労働部新産業振興局長印	方 2 1	一般文書用	商工観光労働部新産業振興局	産業支援課長

別表第1中第25の項を第27の項とし、第24の項を第25の項とし、同項の次に次の1項を加える。

26	熊本県健康福祉部長寿社会局長印	方 2 1	一般文書用	健康福祉部長寿社会局	高齢者支援課長
----	-----------------	-------	-------	------------	---------

別表第1第23の項中「地域振興部長」を「企画振興部長」に、「地域振興部」を「企画振興部」に改め、同項を同表第24の項とし、同表第22の項を同表第23の項とし、同表第21の項を同表第22の項とし、同表第20の項の次に次の1項を加える。

21	熊本県知事公室政策審議監印	方 2 1	一般文書用	知事公室付	知事公室政策審議監
----	---------------	-------	-------	-------	-----------



別表第2中 「 20 熊本県 総合政策局長」 を 「 20 熊本県 知事 公室長」 に改め、同表中44を4  
縦24 横24 縦24 横24

9とし、33から43までを5ずつ繰り下げ、  
「 32 熊本県 地域振興部政策調整監」 「 37 熊本県 環境部環境生活部環境政策監」

に改め、同表中31を36とし、30  
縦21 横21 縦21 横21

を35とし、29を34とし、28を32とし、32の次に次のように加える。

33

熊本県農林  
水産部農業  
振興局長

縦21 横21

別表第2中27を31とし、26を28とし、28の次に次のように加える。

29

30

熊本県  
商工観光  
労働部商工  
労働局長

縦21 横21

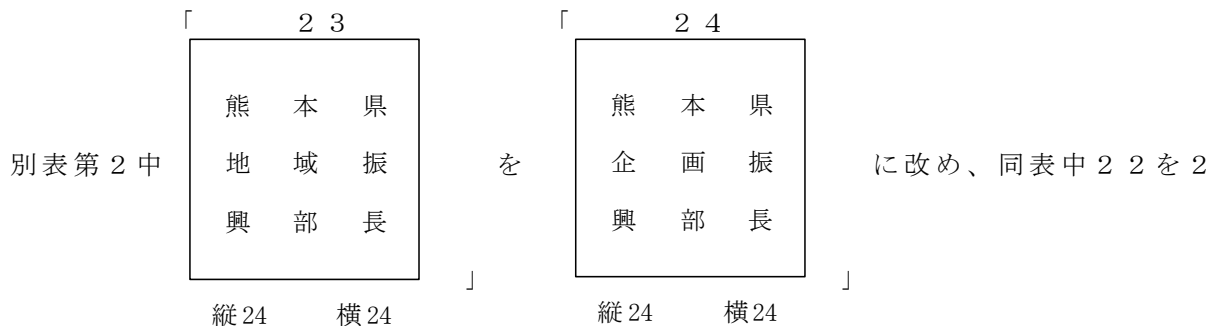
熊本県  
商工観光  
労働部新産  
業振興局長

縦21 横21

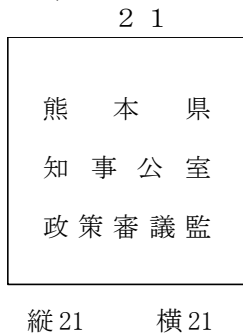
別表第2中25を27とし、24を25とし、25の次に次のように加える。  
26

熊本県健康  
福祉部長寿  
社会局長

縦21 横21



3 とし、2 1 を 2 2 とし、2 0 の次に次のように加える。



別表第 3 中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 1 7 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県文書規程の一部を改正する訓令  
熊本県文書規程（昭和 3 4 年熊本県訓令甲第 1 9 号）の一部を次のように改正する。  
本則中「私学文書課」を「県政情報文書課」に、「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。  
第 2 条第 1 号中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に、「（局）」を「（公室）」に、「及び課（総室、室及びセンターを含む。以下この章及び第 2 章において同じ。）」を「及び課（総室・室・センター）」に改める。  
第 5 条第 4 項中「本庁各課長」を「本庁各課長（知事公室政策審議監を含む。以下この章及び第 2 章において同じ。）」に改める。  
第 6 条第 2 項中「庶務関係の係長（係又は業務の担当を命ぜられた課長補佐、主幹又は参事を含む。以下同じ。）又は参事」を「庶務関係を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にあつては参事。以下同じ。）」に改め、「（庶務関係の係長又は参事を置かない課にあつては、課長が職員の内から指定する者）」を削る。  
第 9 条第 1 項中「総合政策局長」を「知事公室長」に、「危機管理監名」を「政策審議監名（知事公室に限る。）」「危機管理監名」に、「観光経済交流局長」を「部内局長」に、「第 1 8 条第 8 号」を「第 1 8 条第 9 号」に改める。  
第 1 1 条第 6 項中「規程」を「規定」に、「主管係長又は主管係長を経て」を「主管班の課長補佐（業務の担当を命ぜられた主幹又は参事を含む。以下同じ。）又は主管班の課長補佐を経て」に改める。  
第 1 3 条中「主管係長」を「主管班の課長補佐」に改める。  
第 1 8 条第 3 号中「又は局長」を「公室長又は局長」に、「又は「局長」」を「公室長又は「局長」」に改め、同条第 5 号中「部次長」を「政策審議監又は部次長」に、「次長」を「政策審議監又は次長」に改め、同条第 7 号を次のように改める。  
(7) 部内局長限りで決裁するもの「部内局長」  
第 1 8 条第 1 1 号及び第 1 9 条中「係長」を「担当課長補佐（主幹・参事）」に改める。  
第 2 0 条第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条並びに第 2 4 条第 1 項及び第 2 項中「（局）」を「（公室）」に改める。  
第 2 6 条第 1 項中「係長」を「担当課長補佐（主幹・参事）」に、「（局）」を「（公室）」に改め、同条第 7 項中「（局）」を「（公室）」に、「観光経済交流局長」を「部内局長」に改める。

第28条第1号中「係長」を「担当課長補佐（主幹・参事）」に改め、同条第2号中「（局）」を「（公室）」に、「観光経済交流局長」を「部内局長」に改める。

第36条第2項中「主管係長」を「主管班の課長補佐」に改める。

第53条第3項中「（局）」を「（公室）」に改める。

第55条第2項中「主管係長」を「主管班の課長補佐」に改める。

第65条第2項中「主管係長」を「主管班の課長補佐」に改める。

別表第1の1本庁の項中「企画調整課 企調」を「知事公室付 知付」に、「私学文書課 私文」を「私学振興課 私学」に、「企画課 企」に、「地域政策課 地政」を「企画課 企 地域振興課 地振」に改め、「新幹線元年戦略推進室 新幹線」を削り、「高年齢者支援総室 高齢」を削り、「薬務衛生課 薬衛」を「ねんりんピック推進室 ねん 高齢者支援課 高齢 認知症対策・地域ケア推進課 認地」に、「商工政策課 商政」を「商工振興金融課 商金 労働雇用課 労雇 産業人材育成課 産人」に、「経営金融課 経金」を「新エネルギー産業振興室 新エネ」に改め、「労働雇用総室 労雇」及び「農村・担い手支援課 農担支」を削り、「園芸生産・流通課 園流」を「園芸課 園」に、「漁港漁場整備課 漁整」を「漁港漁場整備課 漁整 農地・農業振興課 農振 担い手・企業参入支援課 担企」に改める。

別表第1の2地方出先機関の項中「試験検査課 玉名試検」、「試験検査課 天草試検」、「水利課 天草水利」及び「熊本県鹿本福祉事務所 鹿福」を削る。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2中「係長」を削る。

別記第19号様式中「私学文書課」を「県政情報文書課」に改める。

別記第29号様式中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各（局）部課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び係」を削り、同条中「（局）」を「（公室）」に、「中欄」を「右欄」に改め、「置き、それぞれの課（総室・室・センター）にその右欄に掲げる係を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、知事公室に知事公室付を置く。この場合において、知事公室付は前項の課（総室・室・センター）とみなす。

第4条第2項中「（局）」を「（公室）」に改め、同条第4項中「（局）」を「（公室）及び」に、「及び係」を「及び係に、それぞれ部（局）次長」を「に、部次長、政策審議監」に、「課長補佐及び係長」を「及び課長補佐」に改め、同条第5項及び第6項中「（局）」を「（公室）」に改め、同条第7項中「総合政策局」を「知事公室」に改め、同条第10項中「地域振興部」を「企画振興部」に改め、同条第13項中「及び職業能力開発審議員」を「、職業能力開発審議員及び商工専門員」に改め、同条中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、同条第20項中「（局）」を削り、同項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とする。

第5条第2項中「（局）」を「（公室）」に改め、同条第50項を同条第51項とし、同条第49項中「（局）」を削り、同項を同条第50項とし、同条第48項中「係長及び」を削り、同項を同条第49項とし、同条中第47項を第48項とし、第46項を第47項とし、第45項を削り、第44項を第46項とし、第43項から第43項までを2項ずつ繰り下げ、同条第37項中「農林水産関係団体への検査・指導等に関する事務」を「農林水産政策に関する特に重要な事務」に改め、同項を同条第39項とし、同条第36項を同条第38項とし、同条第35項を同条第36項とし、同項の次に次の1項を加える。

37 商工専門員は、上司の命を受け、特命事項を処理する。

第5条中第34項を第35項とし、第15項から第33項までを1項ずつ繰り下げ、同条第14項中「地域振興部」を「企画振興部」に改め、同項を同条第15項とし、同条中

第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第9項中「総合政策局」を「知事公室」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「(局)」を「(公室)」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「(局)」を「(公室)」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「係又は」を削り、「限る。」の次に「以下「担当課長補佐」という。」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「部(局)次長、」及び「それぞれ部(局)長及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「課(総室・室・センター)長」の次に「(知事公室付にあつては、知事公室に置く政策審議監をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 部次長及び政策審議監は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理するとともに、部(公室)長を補佐する。

第6条中「(局)」を「(公室)」に改める。

第8条第1項中「(局)」を「(公室)」に、「係長専決事項」を「担当課長補佐(主幹・参事)専決事項」に改め、同条第5項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改め、「除く。)」の次に「及び課(総室・室・センター)長が指定した者」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「(局)」を「(公室)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(局)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、「(局)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、政策審議監が掌理する事務に係る別表第2の適用に当たっては、同表中「部次長専決事項」とあるのは、「政策審議監専決事項」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「(局)」を「(公室)」に改め、同条第5項中「又は課長補佐」を「課長補佐」に改め、「除く。)」の次に「又は課(総室・室・センター)長が指定した者」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「(局)」を「(公室)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(局)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、「(局)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、政策審議監が掌理する事務に係る別表第3の適用に当たっては、同表中「部次長専決事項」とあるのは、「政策審議監専決事項」と読み替えるものとする。

第14条第3項中「総合政策局長」を「企画振興部長」に改める。

第15条の見出し中「(局)」を「(公室)」に改め、同条第1項中「部(局)長」を「部(公室)長」に、「部(局)次長」を「部次長」に、「指名」を「指定」に改め、同条第5項中「第1項前段」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項前段」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前1項前段」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「部(局)次長」を「部次長又は政策審議監」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政策審議監を置く部(公室)については、前項の規定は、「部次長」とあるのは「政策審議監」と読み替えて適用するものとする。

第15条の2の見出し中「(局)」を削り、同条中「前条第2項」を「前条第3項」に、「部(局)次長」を「部次長、政策審議監」に改める。

第16条第1項中「又は主幹がその」を「、主幹又は課(総室・室・センター)長が指定した者がその」に改め、同条第2項を削る。

第17条中「前3条」を「第14条から前条まで」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「係長」を「担当課長補佐(主幹・参事)」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「総合政策局長及び総務部長」を「知事公室長、総務部長及び企画振興部長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

部(公室)	課(総室・室・センター)
知事公室	秘書課
	広報課
総務部	人事課
	総務事務センター
	県政情報文書課
	私学振興課
	財政課
	管財課

		税務課
		市町村総室
		危機管理・防災消防総室
		男女参画・協働推進課
企画振興部		企画課
		地域振興課
		新幹線元年戦略推進室
		川辺川ダム総合対策課
		情報企画課
		文化企画課
		交通対策総室
		統計調査課
健康福祉部		健康福祉政策課
		社会福祉課
		少子化対策課
		障害者支援総室
		医療政策総室
		健康づくり推進課
		健康危機管理課
		薬務衛生課
		ねんりんピック推進室
	長寿社会局	高齢者支援課
		認知症対策・地域ケア推進課
環境生活部		環境政策課
		環境保全課
		水環境課
		自然保護課
		廃棄物対策課
		水俣病保健課
		水俣病審査課
		食の安全・消費生活課
		交通・くらし安全課
		人権同和政策課
商工観光労働部		商工政策課
	商工労働局	商工振興金融課
		労働雇用課

		産業人材育成課	
	新産業振興局	産業支援課	
		新エネルギー産業振興室	
		企業立地課	
	観光経済交流局	観光交流国際課	
		くまもとブランド推進課	
農林水産部		農林水産政策課	
		団体支援総室	
		農業技術課	
		農産課	
		園芸課	
		畜産課	
		農村計画・技術管理課	
		農村整備課	
		森林整備課	
		林業振興課	
		森林保全課	
		水産振興課	
		漁港漁場整備課	
		農業振興局	農地・農業振興課
			担い手・企業参入支援課
	農産物流通企画課		
土木部		監理課	
		用地対策課	
		土木技術管理室	
		道路整備課	
		道路保全課	
		河川課	
		港湾課	
		都市計画課	
		下水環境課	
		建築課	
		住宅課	
		砂防課	

別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表を次のように改める。

知事決裁事項	部(公室)長専決事項	部次長専決事項	課(総室・室・センター)長専決	担当課長補佐(主幹・参)
--------	------------	---------	-----------------	--------------

			事項	事)専決事項
1 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。	1 訓令の軽易な改廃に関すること。	1 所属の役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。	1 軽易な部内に対する通知、申込み、照会及び証明並びに届出の受理に関すること。
2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。	2 所属部次長、政策審議監及び部内局長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	2 所属の役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の服務に関すること。	2 所掌事務に係る法令の規定による補職の命免をすること。	2 運転日誌の確認に関すること。
3 行政組織、予算の編成並びに権限の委任及び配分に関すること。	3 所属出先機関の長の県外旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	3 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱（本人からの申出に基づかない任期途中における解職の場合を除く。）に関すること。	3 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	
4 県議会の招集及び解散に関すること。	4 所属部次長、政策審議監及び部内局長の服務に関すること。	4 県有財産及び国有財産の管理並びにそれらのうち軽易なものの取得及び処分に関すること。	4 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。	
5 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告の提出及び県議会に対する諮問に関すること。	5 所属出先機関の長の服務に関すること。	5 告示及び公告に関すること。	5 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。	
6 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること（部（公室）長専決に該当するものを除く。）。	6 附属機関の委員のうち試験委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。	6 許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。	6 所属職員の服務に関すること。	
7 副知事及び部（公室）長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。	7 附属機関の運営及びこれに対する諮問に関すること。	7 県の後援及び知事あいさつ文に関すること。	7 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免（分限及び懲戒による場合を除く。）に関すること。	
8 副知事及び部（公室）長の服務に関すること。	8 請願及び陳情の処理に関すること。	8 行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項又は熊本県行政	8 公の施設の軽易な利用の許可に関すること。	
9 委員会、審議会、協議会の委員等並びに顧問、参与、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（部（公室）長専決に該当するものを除く。）。	9 重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。		9 願、届出書等の処理に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。	
10 重要な県有財産の取得及び処	10 重要な県の後援及び知事あいさつ文に関すること。			
	11 表彰に関すること。			
	12 重要な補助			

<p>分に関する事 。 11 重要な契約の締結及びその変更に関する事 。 12 重要な事項の告示、公告その他公表に関する事 。 13 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関する事 。 14 重要な請願及び陳情の処理に関する事 。 15 特に重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関する事 。 16 行政処分の取消し及び撤回に関する事 。 17 儀式及び重要な表彰に関する事 。 18 特に重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びに歳計現金余裕金の融資金額の決定に関する事 。 19 その他重要な事項の決定に関する事</p>	<p>金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関する事 。 13 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する重要な行政処分に関する事 。 14 公益信託の引受けの許可、信託条項の変更の認可等に関する事 。 15 通達に関する事 。 16 法令に基づく検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関する事 。 17 所掌事務に係る図書及び印刷物の発行及び配布に関する事 。 18 寄付採納（熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）第9条に規定する寄附による取得を除く。）の承諾に関する事 。 19 使用料及び手数料の減免に関する事 。 20 分担金等に係る滞納処分に関する事 。 21 過料処分に関する事</p>	<p>手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第1項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与に関する事 。 9 補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関する事 。 10 補助金、助成金、交付金、奨励金等の申請及び交付手続並びに必要な措置に関する事 。 11 補助金、助成金、交付金、奨励金等に係る請求書、実績報告書、決算書等に関する事 。 12 補助事業に係る指令前着工承認に関する事 。 13 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する軽易な行政処分に関する事 。 14 歳出予算の各項の間又は各目の間の相互の流用に関する事 。 15 50万円以上500万円未満の歳出予算の趣旨の変更に 。 16 設計高1億円以上3億円未満の工事の</p>	<p>10 軽易な告示及び公告に関する事 。 11 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する事 。 12 軽易な県の後援に関する事 。 13 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する監督に関する事 。 14 公益法人及び公益信託に係る軽易な届出、報告等に関する事 。 15 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関する事 。 16 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関する事（担当課長補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。 17 経由文書の進達に関する事 。 18 所掌事務に係る証明書、身分証明書等の交付に関する事（担当課長補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。 19 部外から送付される辞令</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



	<p>22 用地等の買収及び損失補償に係る単価（標準価額）の決定に関すること。</p> <p>23 設計高 3 億円以上 5 億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>24 設計高 5,000 万円以上 5 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>25 設計高 3 億円以上の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>26 契約（2 支出負担行為に係る共通専決事項の表に定めるものを除く。）の締結及びその変更に関すること。</p> <p>27 設計高 3 億円以上の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>28 設計高 3 億円以上の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p>	<p>施行の決定に関すること。</p> <p>17 設計高 1 億円以上 3 億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>18 設計高 2 億円未満の工事で設計変更額が 5,000 万円以上の設計変更及び設計高 2 億円以上 5 億円未満の工事に係る設計変更に関すること。ただし、設計変更により工事金額が 5 億円以上となるものを除く。</p> <p>19 設計高 1 億円以上 3 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>20 設計高 1 億円以上 3 億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> <p>21 その他定例的事務の処理に関すること。</p>	<p>書、証書、免許状、履歴書等の送達に関すること。</p> <p>20 各種免許証、認可証、登録証等の再交付、書換え交付、返納等に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。</p> <p>21 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。</p> <p>22 法令に基づく軽易な検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。</p> <p>23 登記及び供託に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあつ旋に関すること。</p> <p>25 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>26 熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）第 11 条から第 15 条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

			<p>27 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。</p> <p>28 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>29 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。</p> <p>30 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。</p> <p>31 第26号から第28号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること（担当課長補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。</p> <p>32 分担金等の調定、納入通知書の発行及び督促状の交付に関すること。</p> <p>33 歳出予算の</p>	
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

			<p>令達に関する こと。</p> <p>34 歳出予算の 各節の間の相 互の流用に関 すること。</p> <p>35 50万円未満 の歳出予算の 趣旨の変更に関 すること。</p> <p>36 設計高1億 円未満の工事 の施行の決定 に関すること 。</p> <p>37 設計高5,00 0万円未満の 工事の指名競 争入札参加者 の決定に関す ること。</p> <p>38 設計高1億 円未満の工事 の予定価格の 決定に関する こと。</p> <p>39 設計高2億 円未満の工事 で設計変更額 が5,000万円 未満の工事の 設計変更の決 定に関するこ と。ただし、 設計変更によ り工事金額が 2億円以上と なるものを除 く。</p> <p>40 設計高1億 円未満の工事 の出来形検査 及びしゅん工 検査に関する こと。</p> <p>41 設計高1億 円未満の市町 村等補助工事 の中間検査及 びしゅん工確 認検査に関す ること。</p> <p>42 収入に関す</p>	
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

			ること。 43 支出命令に 関すること。 44 その他定例 的かつ軽易な 事務の処理に 関すること。	
--	--	--	----------------------------------------------------------------------	--

別表第 2 の 2 支出負担行為に係る共通専決事項の表中

「

区分	知事決裁 事項	部(局)長 専決事項	部(局)次 長専決事 項	課(総室 ・室・セ ンター) 長専決事 項	備考	を
----	------------	---------------	--------------------	-----------------------------------	----	---

」

「

区分	知事決裁 事項	部(公室) 長専決事 項	部次長専 決事項	課(総室・ 室・セン ター)長専決 事項	備考	に改める。
----	------------	--------------------	-------------	-------------------------------	----	-------

」

別表第 3 中

「

部(局)	課	分掌事務	知事決裁 事項	部(局)長 専決事項	部(局)次 長専決事 項	課(総室 ・室・セ ンター) 長専決事 項	備考欄に 定める役 付職員専 決事項	備考	を
------	---	------	------------	---------------	--------------------	-----------------------------------	-----------------------------	----	---

」

「

部(公室)	課	分掌事務	知事決裁 事項	部(公室) 長専決事 項	部次長専 決事項	課(総室 ・室・セ ンター) 長専決事 項	備考欄に 定める役 付職員専 決事項	備考	に改める。
-------	---	------	------------	--------------------	-------------	-----------------------------------	-----------------------------	----	-------

」

別表第 3 総合政策局の項を次のように改める。

知事 公室		1 知事の特 命に関する こと。						
		2 庁議に関 すること。						
秘書課	1	皇室に関 すること。	1 行幸啓 等に関する こと。 2 献上品 に関する こと。 3 御下賜 品等に関 すること 。					

	2 儀式に関する こと。						
	3 知事及び 副知事の秘 書に関する こと。	1 行事日 程に関する こと。					
	4 栄典に関 すること。	1 叙位叙 勲に関す ること。 2 褒章条 例（明治 14年太政 官布告第 63号）に よる褒章 に関する こと。					
	5 政治倫理 の確立のた めの熊本県 知事の資産 等の公開に 関する条例（ 平成7年熊本 県条例第66 号）の施行に 関すること。		1 同条例 第5条の 規定によ る資産等 報告書等 の保存及 び閲覧に 関すること。				
	6 知事公室 長室に関す ること。						
広報課	1 広報に関 すること。	1 広報の 企画を決 定すること。 2 広報功 労者を表 彰すること。	1 広報研 修計画を 決定す ること。 2 市町村 広報活動 の支援及 び実態調 査に関す ること。 3 広報広 聴審議会 の開催に 関すること。		1 広報誌 の原稿作 成に関す ること。 2 庁内広 報及び写 真広報に 関すること。 3 日本広 報協会に 関すること。 4 テレビ 及びラジ オの放送 に関す ること。		
	2 広聴に関 すること。	1 広聴の 企画を決 定するこ	1 広聴事 業の実施 に関する		1 陳情、 投書等に 関するこ		

			と。	こと。		と。		
		3 県政記者会との連絡及び県政記者室に関すること。		1 県政記者室に関すること。		1 県政記者会との連絡に関すること。		
		4 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関すること。				1 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関すること。		
		5 県民運動の連絡調整に関すること。				1 県民運動の連絡調整に関すること。		

別表第3 総務部人事課の項を次のように改める。

総務部	人事課	1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関すること。	1 職員（部（公室）長専決事項の欄第4号に規定する技能労務職員を除く。）の任免（兼務に関すること及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号による場合を除く。）、分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号	1 職員（部（公室）長専決事項の欄第4号に規定する技能労務職員を除く。）の任免のうち兼務に関すること。 2 職員（部（公室）長専決事項の欄第4号に規定する技能労務職員を除く。）の任免（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による場合に限る		1 地方公務員法第22条第2項の規定による臨時的任用に係る人数、任用期間、業務内容及び賃金単価について承認すること。 2 病気休暇（結核性疾患以外の私傷病により療養を必要と認める場合における病気休暇を除く。）を承認すること。 3 熊本県職員の勤務時間、休暇等に		
-----	-----	------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>の規定による場合を除く。)の地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限に関すること。</p> <p>2 勤務評定を実施すること。</p>	<p>。)</p> <p>3 職員(部(公室)長専決事項の欄第4号に規定する技能労務職員を除く。)の地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限に関すること。</p> <p>4 技能労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)の任免、分限、表彰及び懲戒に関すること。</p> <p>5 育休等代替臨時職員の任免に関すること。</p> <p>6 臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の分限及び懲戒に関すること。</p> <p>7 非常勤の嘱託員、調査員、</p>		<p>関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表3の項及び4の項に規定する場合における特別休暇を承認すること。</p> <p>4 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)第22条に規定する身上異動の届出を受理すること。</p> <p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業の承認及び第3条の規定による育児休業の期間の延長の承認、第5条の規定による育児休業の承認の取消し、第10条の規定による</p>		
--	--	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

				<p>講師その他これらに準ずる者の本人からの申出に基づかない任期途中における解職（懲戒に相当するものに限る。）に関すること。</p> <p>8 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年熊本県条例第71号）第2条の規定による免除をすること（総務部長が別に指定するものを除く。）。</p> <p>9 同法第38条の規定による営利企業等の従事制限の許可をすること。</p>		<p>育児短時間勤務の承認、第11条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認及び第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消しをすること。</p> <p>6 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認、熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）第5条に規定する承認の取消し及び休業時間の短縮並びに第6条に規定する休業時間の延長の承認をすること。</p> <p>7 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の</p>		
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--



						承認、同条第5項に規定する承認の取消し及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）第7条第3項に規定する期間の延長の承認をすること。		
		2 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。			1 調整額の発令に関すること。 2 退職手当を支給すること。 3 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 4 管理職員特別勤務手当の決定に関すること。		
		3 行政組織及び職員の定数に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。			1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）第3条の規定に基づき組織の改廃等を人		

					事委員会 に通知す ること。		
4	副知事の 任免に關す ること。	1 副知事 の任免を すること 。					
5	各種委員 会委員の任 免に關する こと。	1 各種委 員会委員 の任免を すること 。					
6	職員の海 外派遣研修 に關するこ と。						
7	行政事務 の指導及び 監察に關す ること。		1 内部監 査事項の 決定に關 すること 。 2 内部監 査に基づ く事務の 改善指導 に關する こと。				
8	行政手続 法及び熊本 県行政手続 条例の施行 に係る事務 の指導及び 助言に關す ること。						
9	事務能率 に關するこ と。						
10	所管不明 の事務の配 分に關する こと。				1 いずれ の部（公 室）課（ 総室・室 ・センター）に属 するかにつ いて疑義 のある事 務の所管 部（公室） 課（総室 ・室・セ ンタ		

						一)の決定に関する事。		
		11 外部監査契約に基づく監査に関する事。						
		12 特別職報酬等審議会、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金支部審査会、公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会、賞じゅつ金等審査委員会及び交通事故損害賠償審査会に関する事。	1 特別職報酬等審議会に対する諮問に関する事。	1 公務災害の認定をすること。		1 軽易な公務災害の認定をすること。 2 公務災害補償を実施すること。		
		13 人材研修センターに関する事。						
		(1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関する事。						
		(2) 職員の研修に関する事。	1 職員研修の基本計画を策定すること。	1 職員の研修を計画し、実施すること。				
		14 総務部長室に関する事。						

別表第3 総務部総務事務センターの項を次のとおり改める。

総務事務センター	1 総務事務の集中処理に関する事。							
	2 職員（熊					1 扶養親		

		<p>本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関の職員を含む。)の給与の集中処理に関すること。</p>				<p>族に係る届出の処理をすること。                  2 通勤手当、住居手当、単身手当及び特勤手当に準じる手当の決定に関すること。                  3 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。</p>		
		<p>3 熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会、熊本県監査委員、熊本県労働委員会、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会、熊本県収用委員会及び熊本県教育委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の集中処理に関すること。</p>				<p>1 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。</p>		

		<p>4 旅費の計算に関する こと。</p>						
		<p>5 旅費事務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会及び熊本県収用委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に係るものを含む。）事務の集中処理に関する こと。</p>						
		<p>6 職員（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明</p>						

	<p>海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会及び熊本県内水面漁場管理委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関の職員を含む。)の自家用車による公務出張に関する取扱要領(任命権者が知事に協議して定めるものに限る。)に基づく自家用車の登録に係る事務の集中処理に関すること。</p>						
	<p>7 地方公務員法第22条第2項の規定に基づき任用された臨時職員(職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員(以下「産前産後代替臨時職員」という。)を除く。)又は地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用された非常勤職員(いずれも熊本県選挙</p>				<p>1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 4 雇用保険資格の得喪等</p>		

		<p>管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の賃金又は報酬並びに社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>				<p>手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
		<p>8 地方公務員法第22条第2項の規定に基づき任用された臨時職員（産前産後代替臨時職員に限る。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定に基づき任用された臨時職員（いずれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		

		<p>本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>						
		<p>9 地方公務員法第28条の4第1項の規定に基づき任用された再任用職員（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。）の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		



		<p>10 職員の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。                  2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。                  3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。</p>		
		<p>11 職員の子ども手当に関すること。</p>				<p>1 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項、第7条及び第13条の規定に基づく子ども手当の認定及び支給並び</p>		

						<p>に不正利得の徴収をすること。</p> <p>2 同法第 27 条第 2 項の規定に基づく届出等を処理すること。</p> <p>3 同法第 30 条の規定に基づく報告をすること。</p>		
	12 職員厚生室に関すること。							
	(1) 職員の健康支援に関すること。	1 職員の心とからだの健康づくり指針等を策定すること。	1 職員の健康管理等の推進に関すること。			<p>1 職員の心身に係る予防、相談に関すること。</p> <p>2 職員の健康づくりに関する研修を計画し、実施すること。</p> <p>3 サポート調整会に関すること。</p>		
	(2) 職員の福利厚生に関すること。	1 厚生施設を設置すること。	<p>1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること。</p> <p>2 厚生施設を管理運営すること。</p>			1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること。		
	(3) 職員の共済事業及び恩給に関すること。		1 恩給を裁定し、支給すること。					

別表第 3 総務部私学文書課の項を次のように改める。

県政情報文書課	1 文書に関する こと。				1 本庁及び地方出先機関の文書事務の調査及び指導を行なうこと。 2 部外者以外の者に対する保存文書の閲覧を承認すること。 3 保存文書を廃棄すること。		
	2 県印、知事印、副知事印及び部（公室）長印の保管その他公印に関する こと。				1 公印を登録すること。 2 公印の印影の刷り込みを承認すること。		
	3 法制に関する指導、審査及び調整に関する こと。	1 法令審議会の審議員を任免すること。					
	4 法規、政策法務及び訟務に関する こと。						
	5 公告式及び県公報に関する こと。				1 県公報を発行すること。		
	6 公益法人制度に係る事務の総括に関する こと。						
	7 公益認定等審議会に関する こと。						
	8 他課（総室・室・センター）の所管に属さ						

		ない公益法人及び公益信託に関すること。						
		9 情報公開に関すること。						
		10 個人情報の保護に関すること。						
		11 情報公開審査会並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査会に関すること。						
		12 公立大学法人熊本県立大学に関すること。	1 理事長及び監事の任免に関すること。	1 会計監査人の選任に関すること。				
私学振興課	1 私立学校及び宗教法人に関すること。	1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条の規定により学校法人の寄附行為を認可すること。 2 学校教育基本法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により私立高等学校の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。 3 私立学校法第50条の規定により学	1 私立学校法第45条の規定により学校法人寄附行為の一部変更を認可すること。 2 学校教育法第4条の規定により私立の中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。 3 同法第130条の規定に基づき私立専修学校			1 宗教法人の規則変更を認証すること。		

		<p>校法人の解散の認可又は認定をすること。</p> <p>4 同法第 52 条の規定により学校法人の合併を認可すること。</p> <p>5 同法第 62 条の規定により学校法人の解散を命ずること。</p> <p>6 学校教育法第 136 条の規定により私立専修学校設置又は私立各種学校設置の勧告及び教育の停止を命ずること。</p>	<p>又は私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更を認可すること。</p> <p>4 私立学校法第 26 条第 2 項の規定により学校法人が行なう収益事業の種類を定め、これを公告すること。</p> <p>5 同法第 61 条の規定により学校法人が行なう収益事業の停止を命ずること。</p> <p>6 私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 10 条の規定に基づく学校法人の助成に關すること。</p> <p>7 日本私立学校振興・共済事業団に對する学校法人の融資申込みに對して副申を付すること。</p> <p>8 宗教法</p>				
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

				人の規則を認証すること。 9 宗教法人の合併及び解散を認証すること。				
		2 私立学校審議会に関すること。						

別表第3 総務部財政課の項を次のように改める。

財政課	1 県議会に関すること。	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条に基づく議会の招集をすること。	1 議案及び報告書に関すること。				
	2 財政再建戦略に係る企画及び調整に関すること。						
	3 予算に関すること。	1 熊本県予算規則（昭和38年熊本県規則第73号）第6条に規定する予算編成方針の策定に関すること。 2 同規則第13条に規定する予算の決定をすること。 3 予算関係議案及び予算関係報告書の提出に関すること。 4 地方自	1 同法第219条第2項に基づく予算の報告及び公表に関すること。 2 同規則第26条に規定する予備費の充用（課長専決に該当するものを除く。）に関すること。 3 同規則第20条に規定する指定事業の決定に関すること。		1 同法第219条に基づく予算の報告に関すること。 2 同規則第16条及び第17条に規定する歳出予算の配当に関すること。 3 同規則第26条に規定する100万円未満の予備費の充用（軽易なものに限る。）に関すること。 4 同規則		

		<p>治 法 第 179 条 に 基 づ く 予 算 の 専 決 処 分 に 関 す る こ と。</p> <p>4 同 規 則 第 27 条 に 規 定 す る 予 算 執 行 状 況 の 報 告 又 は 調 査 に 関 す る こ と。</p> <p>5 同 規 則 第 21 条 に 規 定 す る 特 別 会 計 の 弾 力 条 項 の 適 用 に 関 す る こ と。</p> <p>6 同 規 則 第 29 条 に 規 定 す る 繰 越 許 費 及 び 故 繰 越 の 承 認 を 行 う こ と。</p>			<p>第 25 条 に 規 定 す る 歳 入 歳 出 予 算 科 目 の 新 設 に 関 す る こ と。</p> <p>5 会 計 コ ー ド 及 び 予 算 科 目 コ ー ド の 管 理 に 関 す る こ と。</p>		
	<p>4 地 方 譲 与 税、地 方 交 付 税 ( 県 分 ) 及 び 県 債 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 特 別 地 方 交 付 税 の 額 の 算 定 に 用 い る 資 料 を 提 出 す る こ と。</p>	<p>1 起 債 計 画 書 を 提 出 す る こ と。</p> <p>2 起 債 充 当 報 告 に 関 す る こ と。</p> <p>3 起 債 許 可 申 請 に 関 す る こ と。</p> <p>4 起 債 借 入 れ に 関 す る こ と。</p> <p>5 普 通 地 方 交 付 税 の 額 の 算 定 に 用 い る 資 料 の 提 出 に 関 す る こ と。</p>		<p>1 公 募 債 の 消 化 状 況 報 告 に 関 す る こ と。</p> <p>2 起 債 統 計 報 告 に 関 す る こ と。</p>		
	<p>5 財 政 調 整 基 金、災 害 基 金、職 員 等 退 職 手 当 基 金、県 有 施 設 整 備 基 金 及 び 県 債</p>		<p>1 基 金 の 処 分 の 決 定 に 関 す る こ と。</p> <p>2 基 金 に 属 す る 現 金 の 繰 替</p>				

		管理基金 (以下この 項において 「基金」と いう。)の 管理に關す ること。		運用の決 定に關す ること。			
	6	全国自治 宝くじ事務 協議会及び 西日本宝く じ事務協議 会に關する こと。	1 協議会 規約の制 定、改廃 に關する こと。	1 当せん 金付証票 の発売計 画及び發 売許可の 申請に關 すること。		1 協議会 との連絡 調整に關 すること。	
	7	財政事情 の公表等に 關すること。	1 財政事 情の作成 及び公表 に關する こと。 2 地方自 治法第 233条第 5項に規 定する主 要な施策 を説明す る書類の 作成に關 すること。				
	8	出資団体 等の指導に 係る調整に 關すること。					

別表第 3 総務部管財課の項を次のように改める。

管財課	1	県庁舎及 び県庁附属 宿舍の維持 管理に關す ること。	1 行政財 産の目的 外使用の 許可(部 (公室) 長専決に 該当する ものを除 く。)を すること。	1 行政財 産の目的 外使用の うち軽易 なもの の許可を すること。 2 事務室 の使用の 決定をす ること。 3 代用宿 舎借上契 約をす ること。		1 行政財 産の目的 外使用の うち電柱 類敷地と しての使 用等の軽 易な使用 の許可を すること。 2 宿舍の 入退居の 許可をす ること。 3 会議室	
-----	---	-----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



						の使用の許可をすること。 4 職員駐車場の使用の許可をすること。 5 火気物品等の使用の許可をすること。		
		2 県庁舎及び県庁附属宿舎の電気及び機械の設備の管理に関する事				1 電話の新設及び移転をすること。		
		3 県庁舎の保全及び秩序の維持に関する事		1 熊本県庁舎等管理規則（昭和42年熊本県規則第4号）第9条の規定に基づく許可に関する事。 2 同規則第10条の規定に基づく違反等に対する措置に関する事。				
		4 乗用自動車の集中管理に関する事				1 庁用自動車の配車に関する事		
		5 資産活用推進室に関する事						
		(1) 県有財産の総括に関する事	1 公有財産再評価に関する基準を決定すること	1 財産台帳整備に関する方針を決定すること		1 公有財産再評価調書の審査及び修正の決定をすること		

		<p>2 用地等 価格評価 に関する 基準を決 定すること。 3 出先庁 舎及び本 庁附属宿 舎の建設 を決定す ること。 4 県有財 産事務運 営の基本 的事項を 決定す ること。</p>	<p>2 公有財 産評価に 関する運 用方針を 決定す ること。 3 公有財 産の実態 調査に関 する方針 を決定す ること。</p>		<p>と。 2 公社債 の償還請 求をする こと。 3 県有財 産表を作 成するこ と。 4 公有財 産の状況 に関する 資料又は 報告を求 めること 。</p>		
	(2) 普通財 産の管理 及び処分 に関する こと。	<p>1 評価額 7,000 万 円以上の 不動産を 処分す ること。</p>	<p>1 普通財 産の貸付 けをする こと。 2 評価額 1,000 万 円以上 7,000 万 円未満の 不動産を 処分す ること。</p>		<p>1 普通財 産の境界 を確認す ること。 2 普通財 産の一時 貸付及び 普通財 産の貸付 けのうち 電柱敷地 としての 貸付け等 軽易な貸 付けをす ること。 3 評価額 1,000 万 円未満の 不動産を 処分す ること。</p>		
	(3) 国有資 産等所在 市町村交 付金の交 付に關す ること。		<p>1 国有資 産等所在 市町村交 付金の交 付に關す ること。</p>				
	(4) 県有建 物の災害 共済の委 託に關す ること。		<p>1 県有建 物の火災 共済委託 契約に關 すること 。</p>		<p>1 県有建 物の火災 共済追加 委託及び 一部解除 に關する</p>		

		(5) 財産審議会に関すること。				こと。		
--	--	------------------	--	--	--	-----	--	--

別表第3 総務部税務課の項を次のように改める。

税務課	1 県税に関すること。	1 熊本県税条例（昭和29年条例第28号）第25条の規定に基づく県税の課税免除をすること（部（公室）長専決事項に該当するもの並びに熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の規定による課税免除及び不均一課税を除く。）。	1 熊本県税条例第25条の規定に基づく県税の課税免除（収益事業を行わない特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に特定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税均等割に限る。）をすること。 2 県税の減免処分を取り消すこと。 3 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平	1 地方税法第19条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分についての不服申立てのうち、事実の認定又は法令の適用に係る不服申立てであって、当該処分が明らか違法又は不当と認められるものに対する決定又は裁決をすること。
-----	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				<p>成 20 年 法 律 第 25 号) 第 18 条 の 規 定 に よ り 地 方 税 法 に 基 づ く 処 分 と み な さ れ る 地 方 法 人 特 別 税 に 関 す る 処 分 を 含 む。 以 下 同 じ。) に つ い て の 不 服 申 立 て の う ち 極 め て 重 大 又 は 異 例 な も の 以 外 の も の に 対 す る 決 定 又 は 裁 決 を す る こ と。</p> <p>4 地 方 税 法 第 742 条 第 1 項 及 び 第 3 項 並 び に 第 743 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 県 が 固 定 資 産 税 を 課 す る 場 合 の 償 却 資 産 の 指 定 及 び 価 格 等 の 決 定 を す る こ と。</p> <p>5 通 告 処 分 を 行 な う 場 合 の 合 議 に 対 す る 承 認 に 関 す る こ と。</p>				
		2 地 方 法 人 特 別 税 に 関						

		すること（収入調定及び国への払込みに関することに限る。）。						
		3 税理士に関すること。				1 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 23 条の規定により同法第 4 条及び第 24 条の規定による欠格条項又は登録拒否事由に該当する事実の認定及び通知をすること。		
		4 ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。				1 100 万円未満の寄附採納の承諾に関すること。		
		5 熊本県税事務所及び自動車税事務所に関すること。						

別表第 3 地域振興部の項を次のように改める。

企画振興部	企画課	1 県の政策及び施策の総合的な企画、総合調整及び調査研究に関すること。						
		2 県総合計画の策定、進行管理及び政策評価に関すること。						
		3 知事会等に関するこ						

		と。					
		4 地方分権 に関するこ と。					
		5 東京事務 所に関する こと。					
		6 企画振興 部長室に関 すること。					
地域振 興課	1	地域の振 興に係る施 策の企画、 総合調整及 び推進に関 すること。					
	2	過疎地域 の振興その 他地域開発 の調査、企 画及び調整 に関するこ と。					
	3	離島振興 、半島振興 及び山村振 興の調査、 企画及び調 整に関する こと。					
	4	土地基本 法（平成元 年法律第84 号）の施行 に関するこ と。					
	5	国土利用 計画法（昭 和49年法律 第92号）の 施行に関する こと。	1 同法第 7条の規 定に基づ く国土利 用計画（ 県計画） を策定す ること。 2 同法第 9条の規 定に基づ く土地利 用基本計 画を策定		1 同法第 27条の2 の規定に 基づく助 言をする こと。 2 同法第 28条の規 定に基づ く遊休土 地である 旨の通知 をするこ と。		

			<p>すること。 3 同法第 27 条の 3 の規定に基づく注視区域及び同法第 27 条の 6 の規定に基づく監視区域の指定等をする事</p>					
		<p>6 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）の施行に関する事</p>		<p>1 同法第 41 条の規定に基づく不動産鑑定業者に対する監督処分をする事</p>	<p>1 同法第 24 条の規定に基づく不動産鑑定業者の登録をする事</p>			
		<p>7 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく土地分類調査に関する事</p>						
		<p>8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事</p>						
		<p>9 熊本都市圏の振興に係る施策の調整に関する事</p>						
		<p>10 熊本都市圏整備に係る施策の企画、調整及び推進に関する事</p>						

新幹線 元年戦 略推進 室	1 新幹線元 年戦略に係 る施策の企 画、調整及 び推進に関 すること。							
川辺川 ダム総 合対策 課	1 川辺川ダ ムに係る総 合的な対策 の企画及び 調整に関す ること。							
	2 球磨川流 域の環境保 全・改善対 策等に係る 総合調整に 関すること。 と。							
	3 五木・相 良地域振興 計画の推進 に係る総合 調整に関す ること。							
情報企 画課	1 高度情報 化社会に対 応する施策 の企画、調 整及び推進 に関すること。 と。							
	2 行政情報 化に係る施 策の企画、 調整及び推 進に関す ること。							
文化企 画課	1 文化行政 の振興に係 る施策の企 画、調整及 び推進に関 すること。							
	2 文化関係 団体に関す ること(教 育委員会の 所管に属す るものを除							



		く。)						
		3 県立劇場 に関する こと。						
	交通対 策総室	1 総合交通 対策に関 すること。				1 熊本県 高齢者及 び障害者 の自立と 社会的活 動への参 加の促進 に関する 条例（平 成 7 年熊 本県条例 第 16 号） 第 27 条第 2 項の規 定に基づ き、必要 な指導及 び助言を すること。		
		2 交通結節 拠点の開 発促進に 関すること。						
		3 高速自動 車道の建 設促進及 び連絡調 整に関す ること（ 道路整備 課の分掌 事務に係 るものを 除く。)						
		4 鉄道（新 幹線・並 行在来線 対策室の 分掌事務 に係るも のを除く。 ）及び地 方バスの 整備促進 に関す ること。						

		5 熊本空港の拡充整備に関すること。						
		6 航空路線の振興に関すること。						
		7 新幹線・並行在来線対策室に関すること。						
		(1) 九州新幹線の建設促進に関すること。						
		(2) 九州新幹線の建設促進に伴い、九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線の鉄道輸送の確保対策に関すること。						
統計調査課	1	統計法（平成19年法律第53号）及び熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）に基づく調査（他課所掌のものを除く。）に関すること。	1 同条例に基づく統計調査を指定すること。	1 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。 2 同条例に基づく統計調査の結果の公表を行うこと。 3 同法及び同条例に基づく調査区の設定を行うこと。		1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の実施計画をすること。 2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。 3 同法に基づく統計調査の		

						月例報告及び四半期報告をすること。 4 統計年鑑等の編さん及び各種統計資料を配布すること。		
		2 県勢の調査に関すること。						

別表第 3 健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉政策課	1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。						
		3 社会福祉審議会に関すること。						
		4 保健、福祉の情報企画に関すること。						
		5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。						
		6 災害救助に関すること。		1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48				

				年法律第 82 号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条の規定による費用の負担の決定並びに同法第 11 条第 1 項の規定による貸付の決定に関すること。				
		7 福祉のまちづくり室に関すること。						
		(1) 地域福祉の推進に関すること。						
		(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の施行に関すること（他課（総室）の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第 39 条の 3 及び 39 条の 4 の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第 56 条第 2 項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。	1 同法第 20 条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人の業務等の検査等を行うこと。	1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に関すること。			

				<p>4 同法第 56 条第 3 項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。</p> <p>5 同法第 56 条第 4 項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>6 同法第 58 条の規定による監督に関すること。</p> <p>7 同法第 62 条第 2 項の規定による施設設置の許可をすること。</p> <p>8 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同法第 3 項の制限若しくは停止をすること。</p>				
		<p>(3) 熊本県 高齢者・ 障害者等 の自立と 社会的活 動への参 加の促進</p>						

		に関する 条例（平 成 7 年熊 本県条例 第 16 号） に基づく 施策の企 画及び調 整に關す ること。					
		(4) ユニバ ーサルデ ザインの 推進に關 すること。					
		(5) 民生委 員に關す ること。					
		(6) 地域福 祉基金に 關するこ と。					
	8	健康福祉 部長室に關 すること。					
社会福 祉課	1	生活保護 法（昭和 25 年法律第 144 号）の施 行に關する こと。	1 同法第 41 条第 3 項の規定 による保 護施設の 設置の認 可をする こと。 2 同法第 51 条（同 法第 55 条 において 準用する 場合を含 む。）の規 定により 指定医療 機関等の 指定を取 消すること 。 3 同法第 54 条の 2 第 4 項の 規定によ	1 同法第 23 条第 1 項の規定 による事 務監査に 關すること。 2 同法第 43 条の規 定による 保護施設 の指導に 關すること。 3 同法第 44 条の規 定による 保護施設 に係る立 入検査等 に關する こと。 4 同法第 53 条（同 法第 55 条	1 非指定 医療機関 の診療報 酬額の審 査決定に 關すること。 2 同法第 49 条（同 法第 55 条 において 準用する 場合を含 む。）の 規定によ り医療機 関等を指 定すること。 3 同法第 54 条の 2 第 1 項の 規定によ り介護機 関を指定		

			<p>り指定介護機関の指定を取消すこと。</p> <p>4 同法第 64 条の規定による不服申立の受理及び裁決に関すること。</p> <p>5 生活保護の特別基準を設定すること。</p>	<p>において準用する場合を含む。)の規定による医療費の審査決定に関すること。</p> <p>5 同法第 53 条第 4 項(同法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の支払に関する事務の委託に関すること。</p> <p>6 同法第 54 条の 2 第 4 項の規定による介護給付費の審査決定及び支払に関する事務の委託に関すること。</p> <p>7 同法第 73 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号による県費負担金の交付決定に関すること。</p>	<p>すること。</p>		
	2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。				1 行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の施行		

						に関する こと。		
	3 未帰還者 及び未帰還 者留守家族 等の援護に 関すること。		1 未帰還 者留守家 族等援護 法（昭和 28年法律 第161号） による諸 給与金の 支給を決 定すること。 2 未帰還 者に関する 特別措 置法（昭 和34年法 律第7号） による 戦時死亡 宣告の審 判を申し 立てること。	1 未帰還 者の死亡 （戦時死 亡宣告を 含む。） 公報発行 を決定す ること。 2 同法に よる弔慰 料の支給 を決定す ること。	1 未帰還 者の調査 研究に関 すること。			
	4 旧陸海軍 の旧軍人旧 軍属等及び 戦没者遺族 援護に関す ること。		1 戦没者 等の妻に 対する特 別給付金 支給法（ 昭和38年 法律第61 号）の規 定による 裁定をす ること。 2 戦傷病 者等の妻 に対する 特別給付 金支給法 （昭和41 年法律第 109号） の規定に よる裁定 をすること。 3 戦没者 の父母等 に対する	1 戦傷病 者特別援 護法（昭 和38年法 律第168 号）の規 定による 療養給付 等を認定 すること。 。	1 恩給法 （大正12 年法律第 48号）に よる旧軍 関係者の 恩給請求 書の調査 及び進達 をすること。 2 旧陸軍 の軍人、 準軍人又 は旧軍属 の履歴の 証明書を 発行す ること。 3 戦傷病 者戦没者 遺族等援 護法（昭 和27年法 律第127 号）によ			



			<p>特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の規定による裁定をすること。</p> <p>4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による裁定をすること。</p> <p>5 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲記勲章等の交付をすること。</p>		<p>る障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金等の請求書の調査又は進達をすること。</p> <p>4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業資金貸付又は買上適格者の内定又は内申をすること。</p> <p>5 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>6 受給権調査に關すること。</p>	
	5 引揚者援護に關すること。			1 引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。	1 引揚者国庫債券の担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促	

					<p>2 引揚者 援護住宅 の管理に 関すること。</p>	<p>進及び永 住帰国後 の自立に 関する法 律(平成6 年法律第 30号)第 14条の規 定による 支援給付 の実施決 定等に関 すること 。</p>		
	<p>6 社会福祉 法の施行に 関すること (同法に規 定する生計 困難者のた めの事業に 関すること に限る。) 。</p>		<p>1 同法第 32条の規 定による 社会福祉 法人の設 立の認可 をすること。 2 同法第 39条の 3 及び第39 条の 4 の 規定によ り仮理事 又は特別 代理人を 選任する こと。 3 同法第 56条第 2 項の規定 による社 会福祉法 人に対す る措置命 令を行う こと。 4 同法第 56条第 3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員和解 職を勧告 すること 。</p>	<p>1 同法第 20条の規 定による 指導監督 に關する こと。 2 同法第 56条第 1 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 の検査等 を行うこ と。</p>	<p>1 同法第 21条の規 定による 関係職員 の訓練に 關すること 。</p>			

			<p>5 同法第 56 条第 4 項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>6 同法第 58 条の規定による監督に関すること。</p> <p>7 同法第 62 条第 2 項の規定による施設設置の許可をすること。</p> <p>8 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同条第 3 項の制限若しくは停止をすること。</p>				
	7	社会福祉法人及び社会福祉事業を営業者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。					
	8	生活困窮者に係る施策の調整に関すること。					
	9	矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。					

少子化 対策課	1 少子化対 策の推進に 関すること。						
	2 児童の食 生活に関す ること。						
	3 児童相談 所及び清水 が丘学園に 関すること 。						
	4 子ども家 庭福祉室に 関すること。						
	(1) 児童の 福祉に関 すること (障害者 支援総室 の分掌事 務に係る ものを除 く。)	1 熊本県 児童福祉 法施行細 則(昭和 43年熊本 県規則第 34号)第 13条の規 定による 徴収金の 減免をす ること。	1 児童福 祉法(昭 和22年法 律第164 号)第35 条の規定 による児 童福祉施 設の設置 の認可に 関すること。	1 同法第 6条の3の 規定によ る里親及 び保護受 託者の認 定に関す ること。 2 同法第 46条の規 定による 児童福祉 施設の最 低基準実 施の監督 に關する こと。	1 同法の 規定によ り設置さ れた児童 福祉施設 の保護単 価又は保 育単価の 決定に関 すること 。 2 児童保 護に必要 な物資等 の配分に 關すること 。 3 学校及 び教護施 設指定取 扱規則(昭 和33年 日本国有 鉄道公示 第326号) 第23条か ら第27条 までの規 定による 児童福祉 施設に対 する鉄道 運賃割引 に關する こと。		
(2) 母子 家庭及び	1 母子及 び寡婦福	1 同法第 14条の規	1 同法第 22条の規	1 同規則 第5条の			

		<p>父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。</p>	<p>祉法(昭和39年法律第129号)第15条の規定による貸付金の償還の免除に関すること。</p>	<p>定による母子福祉資金及び同法第32条第3項において準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付に関すること。                  2 同法第23条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第23条の規定による寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。                  3 熊本県母子家庭等の身元保証に関する条例施行規則(昭和34年規則第32号)第3条の規定による保証の決定に関すること。</p>	<p>定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第22条の規定による寡婦日常生活支援事業に係る立入検査等に関すること。</p>	<p>規定による身元保証の締結に関すること。</p>		
	<p>(3) 児童扶養手当に関すること。</p>			<p>1 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第</p>		<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及</p>		

				18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。		<p>び手当の額の認定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改定に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>3 同法第14条及び第15条の規定による手当の支給制限に関すること。</p> <p>4 同法第28条の規定による届出に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。</p> <p>5 同法第29条及び第30条の規定による受給資格者の調査等に関すること。</p>	
		(4) 児童手当に関すること。		1 児童手当に係る不服申立ての受理及び裁決に関する		1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督を	

				こと。		すること。		
				<p>1 同法第 32 条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第 56 条第 2 項の規定による社会福祉法人の業務に対する措置命令を行うこと。</p> <p>3 同法第 56 条第 3 項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。</p> <p>4 同法第 56 条第 4 項の規定による社会福祉法人の業務の解散を命ずること。</p> <p>5 同法第 58 条の規定による監督に關すること。</p> <p>6 同法第 62 条第 2</p>	<p>1 同法第 20 条の規定による指導監督に關すること。</p> <p>2 同法第 56 条第 1 項の規定による社会福祉法人の業務等を行うこと。</p>	<p>1 同法第 21 条の規定による関係職員の訓練に關すること。</p>		
			<p>(5) 社会福祉法の施行に關すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(障害者支援総室の分掌事務に係るものを除く。)を經營する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を經營する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に關することに限る。)</p>					

				項の規定による施設設置の許可をすること。 7 同法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定による施設経営の取消し又は同条第 3 項の制限若しくは停止をすること。 8 同法第 39 条の 3 及び 39 条の 4 の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。				
		(6) 児童虐待の防止に関すること。						
		(7) 子ども・若者育成支援に関すること(他課(総室・室・センター)の分掌事務に関するものを除く。)						
障害者支援総室	1	障害保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。						
	2	社会福祉法の施行に		1 同法第 32 条の規	1 同法第 20 条の規	1 同法第 21 条の規		



		<p>関すること(児童福祉法、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する社会福祉事業に限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設を運営する事業に限る。)</p>		<p>定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 5 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 6 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は</p>	<p>定による指導監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務等の検査等を行うこと。</p>	<p>定による関係職員の訓練に関すること。</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------	--	--

				<p>役員の解職を勧告すること。</p> <p>7 同法第 56 条第 4 項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>8 同法第 58 条の規定による監督に関すること。</p>			
	3 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。		<p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の 8 の規定により指定病院を指定し、又は同法第 19 条の 9 第 1 項の規定によりその指定を取り消すこと。</p> <p>2 同法第 38 条の 2 第 3 項の規定及び熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 19 年熊本県</p>	<p>1 同法第 18 条の規定による指定医の指定を内申すること。</p> <p>2 改正前の同法第 50 条の 2 の 4 の規定による監督に関すること。</p>	<p>1 同法第 23 条から第 26 条の 2 までの規定による申請、通報又は届出を受理すること（同法第 23 条、第 24 条及び第 26 条の 2 の規定による申請、通報又は届出については、地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に規定する市（以下この項において「政令市」という。）の区域におけるものに限る。）。</p>		

				<p>条例第15号)の規定により報告を命ずること。</p> <p>3 改正前の同法第50条の2の5の規定による施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p>		<p>2 前号の申請、通報又は届出について、同法第27条第1項の規定により指定医に診察を命ずること(政令市の区域におけるものに限る。)</p> <p>3 同法第28条の規定により前号の規定による命令に係る診察の通知をすること(政令市の区域におけるものに限る。)</p> <p>4 同法第27条第2項の規定により指定医に診察を命ずること(政令市の区域におけるものに限る。)</p> <p>5 同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院措置をすること(同法第29条の2第1項</p>		
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

						<p>について は、政令 市の区域 における ものに限 る。)。</p> <p>6 同法第 29条の2 の2第1項 の規定に よる移送 を行うこ と(同法 第29条の 2第1項の 規定によ る入院措 置をする 場合につ いては、 政令市の 区域にお けるもの に限 る。)</p> <p>7 同法第 31条の規 定による 政令市及 び県外に 住所を有 する者の 負担金を 徴収する こと。</p> <p>8 障害者 自立支援 法第52条 の規定に より通院 医療費の 公費負担 を決定す ること。</p> <p>9 精神保 健及び精 神障害者 福祉に関 する法律 第34条第 1項から 第3項の 規定によ</p>		
--	--	--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

						<p>り指定医による診察及び移送を行うこと(政令市の区域におけるものに限る。)</p> <p>10 同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付をすること。</p> <p>11 同法第45条第4項の規定により認定を行うこと。</p> <p>12 同法第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関すること。</p>		
	4	精神保健福祉審議会に関すること。						
	5	障害者施策推進協議会に関すること。						
	6	障害者自立支援法の施行に関すること。	1	障害者自立支援法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消	1	障害者自立支援法第66条第1項の規定による自立支援医療機関等に対する報告等の提出	1	障害者自立支援法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に関する

				<p>し等に関する すること。</p> <p>2 障害者 自立支援 法第54条 第2項の 規定によ る指定自 立支援医 療機関 (精神通 院医療に かかるも のに限 る。以下 同じ。)の 指定に 関すること。</p> <p>3 障害者 自立支援 法第68条 第1項の 規定によ る指定自 立支援医 療機関の 指定の取 消し等に 関すること。</p> <p>4 障害者 自立支援 法第82条 第1項の 規定によ る障害福 祉サービ ス事業等 の制限又 は停止を 命すること。</p> <p>5 障害者 自立支援 法第82条 第2項の 規定によ る障害福 祉サービ ス事業等 に係る改</p>	<p>等の命令 又は検査 に関する こと。</p> <p>2 障害者 自立支援 法第73条 第1項の 規定によ る自立支 援医療費 等の額の 決定に関 すること。</p>	<p>ること。</p> <p>2 障害者 自立支援 法第46条 第1項の 規定によ る指定障 害福祉サ ービス事 業者の変 更の届出 等に関す ること。</p> <p>3 障害者 自立支援 法第48条 第1項の 規定によ る指定障 害福祉サ ービス事 業者に対 する報告 等に関す ること。</p> <p>4 障害者 自立支援 法第64条 の規定に よる指定 自立支援 医療機関 の変更の 届出等に 関すること。</p> <p>5 障害者 自立支援 法第66条 第1項の 規定によ る指定自 立支援医 療機関に 対する報 告等に関 すること。</p> <p>6 障害者 自立支援 法第81条 第1項の 規定によ</p>	
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

			善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。 6 障害者自立支援法第97条の規定による審査請求に対する裁決をすること。		る障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること。		
	7 身体障害者福祉法の施行に関すること。		1 同法第40条第1項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止を命ずること。 2 同法第41条第1項の規定による身体障害者社会参加支援施設又は養成施設の事業の停止又は廃止を命ずること。	1 同法第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等又は身体障害者社会参加支援施設に係る立入検査等に関すること。			
	8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。		1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第29条の規定による請求に対する裁決をすること。				

		<p>9 知的障害者の福祉に関すること。</p>						
		<p>10 心身障害者扶養共済制度に関すること。</p>			<p>1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)第5条の規定による加入の承認に関すること。 2 同条例第8条の規定による掛金の減免に関すること。</p>	<p>1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。 2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。 3 同条例第15条の2の規定による脱退一時金の給付に関すること。 4 心身障害者に対する年金の支給に関すること。 5 心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に関すること。</p>		
		<p>11 特別児童扶養手当に関すること。</p>		<p>1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。</p>		<p>1 同法第5条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に関すること(住所が熊本市にある者に限る。)</p>		



						<p>2 同法第 11 条及び第 12 条の規定による手当の支給制限に関すること(住所が熊本市にある者に限る。)</p> <p>3 同法第 16 条の規定による手当の額の改定に関すること(住所が熊本市にある者に限る。)</p> <p>4 同法第 35 条の規定による届出に関すること。</p> <p>5 同法第 36 条及び第 37 条の規定による受給資格者の調査に関すること。</p>		
12 児童の福祉に関すること。	1 熊本県児童福祉法施行細則(昭和 43 年熊本県規則第 34 号)第 13 条の規定による知的障害児、盲ろうあ児、肢体不自由児及び重症心身障害児(	1 児童福祉法第 24 条の 2 の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。	1 同法第 24 条の 15 の規定による指定知的障害児施設等の設置者等に対する報告等の命令、当該指定知的障害児施設等への立入り等に関すること	1 同法の規定により設置された知的障害児施設等の保護単価の決定に関すること。	2 知的障害児等の保護に必要な物資等の配分に関すること。			

		<p>以下「知的障害児等」という。)に係る徴収金の減免をすること。</p>	<p>情がある場合の支給割合の決定に関すること。</p> <p>3 同法第24条の16の規定による指定知的障害児施設等の設置者に対する勧告に関すること。</p> <p>4 同法第24条の17の規定による指定知的障害児施設等の指定の取消し等に関すること。</p> <p>5 同法第35条の規定による児童福祉施設(知的障害児等施設に限る。)の設置の認可に関すること。</p> <p>6 同法第57条の2の規定による障害児施設給付費等の額に相当する金額の徴収に関すること。</p>	<p>2 同法第34条の4の規定による障害児相談支援事業等に係る立入検査等に関すること。</p> <p>3 同法第46条の規定による知的障害児施設の最低基準実施に係る立入検査に関すること。</p>	<p>こと。</p>			
	<p>13 発達障害者支援法(平成16年法律</p>							

	第167号)に 関すること。						
	14 精神保健 福祉センタ ーに關する こと。						
	15 病院局と の連絡に關 すること。						
	16 身体障害 者リハビリ テーショ ンセンタ ーに關する こと。						
	17 身体障害 者福祉セン ターに關す ること。						
	18 知的障害 者更生相談 所及びこど も総合療育 センタ ーに關する こと。						
医療政 策総室	1 地域医療 の推進に關 すること。						
	2 救急医療 対策に關す ること。				1 救急病 院等の指 定の告示 に關する こと。		
	3 看護師等 修学資金に 關すること。	1 熊本県 看護師等 修学資金 貸与条例 (昭和37 年熊本県 条例第33 号)第6条 の規定に より修学 資金の貸 与契約の 解除又は 貸与の停 止をする こと。 2 同条例 第8条の 規定によ り修学資	1 同条例 第7条及 び第11条 の規定に より返還 の債務の 全部又は 一部を免 除すること。 2 同条例 第9条及 び第10条 の規定に より修学 資金の返 還の債務 の履行を 猶予する こと。	1 同規則 第3条の 規定によ る貸与申 請書等を 受理する こと。 2 同規則 第8条の 規定によ る借用証 書を受理 すること 。 3 同規則 第6条、第 7条、第9 条又は第 10条の届 出を受理			

			金の返還をさせること。	3 同条例第12条の規定により修学資金の延滞利子を徴収すること。 4 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年熊本県規則第55号)第4条の規定により修学資金の貸与及びその通知をすること。	すること。		
4	病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。		1 病院の開設等の許可をすること。 2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。 3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関すること。	1 病院その他の医療施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。 2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。	1 医療法(昭和23年法律第205号)第67条の規定による弁明の機会の付与の手續に関すること。		
5	医師その他の医療関係者に関すること。		1 保健師、助産師、看護師養成所の指定申請書を厚生労働大臣に進達すること。 2 准看護	1 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 2 医師法(昭和23年法律第201号)第	1 准看護師の免許を与えること。 2 准看護師の再教育研修修了登録証を交付すること。		

			<p>師養成所を指定し、又は指定を取り消すこと。</p> <p>3 診療エックス線技師の免許を取消し、又は業務の停止を命ずること。</p> <p>4 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。</p> <p>5 准看護師再教育研修を命ずること。</p> <p>6 診療エックス線技師及び准看護師の行政処分に関する他の都道府県知事への通知に関すること。</p> <p>7 診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許の取消し又は業務の停</p>	<p>7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に</p> <p>3 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に</p> <p>4 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第15条第3項に規定する意見の聴取及び同条第9項(同法第15条の2第7項において準用する場</p>	<p>3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許申請書を厚生労働大臣に進達すること。</p> <p>4 准看護師の養成所の運営を指導すること。</p> <p>5 歯科技工士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は視能訓練士の養成所の指定等の申請書を厚生労働大臣に進達すること。</p> <p>6 各種証明書(試験合格証明書を除く。)を交付すること。</p>			
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				止について厚生労働大臣に具申すること。	合を含む。)に規定する弁明の聴取に關すること。	7 保健師、助産師、看護師養成所の変更・承認申請書を厚生労働大臣に進達すること。		
					5 准看護師養成所の学則等の変更を承認すること。	8 保健師、助産師、看護師養成所の報告書を厚生労働大臣に進達すること。		
						9 保健師、助産師、看護師養成所の指定取消しの申請書を厚生労働大臣に進達すること。		
						10 准看護師養成所に係る指定の申請書等を受理すること。		
						11 准看護師養成所の報告書を受理すること。		
		6	死体解剖保存法に關すること。					
		7	へき地保健医療に關すること。					
		8	医療審議会及び准看護師試験委員に關すること。					

		<p>9 国保・高齢者医療室に関すること。</p>						
		<p>(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関すること(保健事業に係るものを除く。)</p>				<p>1 同法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第23条の規定による国民健康保険組合の役員の届出を受理すること。                  2 同規則第36条の規定による国民健康保険団体連合会の役員の届出を受理すること。                  3 同規則第43条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月事業状況の報告を受理すること。</p>		
		<p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の施行に関すること(後期高齢者医療制度に係るものに限る。)</p>	<p>1 同法第61条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。                  2 同法第66条の規定により保険医療機関等及</p>					

				び保険医等 等を指導 すること。 3 同法第 72条の規 定により 開設者で あった者 等に対し 報告等を 命じ、又 は保険医 療機関等 の開設者 若しくは 管理者、 保険医等 その他の 従業者等 に対し出 頭を求め る等の措 置をする こと。				
		(3) 国民 健康保険 審査会に 関すること。						
		(4) 後期 高齢者医 療審査会 に关すること。						
健康づく り推 進課	1	健康の維 持及び増 進など健 康づくりに 关すること。						
	2	食生活、食 育及び栄 養指導に 关すること。						
	3	栄養士及 び調理師 に关すること。						
	4	歯科保健 に关すること。						



	5	ハンセン病対策に関すること。				1 らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)の規定により生活援護を行うこと。		
	6	母子保健に関すること。	1 養育医療の給付を決定すること。 2 母子保健法(昭和40年法律第141号)第9条の規定による母子保健に関する知識の普及に要する費用を負担すること。 3 未熟児の養育医療機関を指定すること。 4 受胎調節実地指導員講習会の認定又はその取消しをすること。	1 未熟児の訪問指導を行うこと。 2 慢性疾患児の保健指導を行うこと。		1 養育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。 2 母子健康センターの運営の指導を行うこと。 3 受胎調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。		
	7	育成医療の給付及び療育の給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を行うこと。	1 育成医療の給付を決定すること。 2 療育医療の給付を決定すること。 3 小児慢性特定疾患治療研			1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。 2 小児慢性特定疾患対策協議会を開		

			<p>究事業の給付を決定すること。</p> <p>4 育成医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと(育成医療単独で行う場合に限る。)</p> <p>5 小児慢性特定疾患治療研究事業を医療機関に委託すること。</p> <p>6 小児慢性特定疾患対策協議会委員を依頼すること。</p>		<p>催すること。</p>	
8	原子爆弾被爆者の援護に関すること。		<p>1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。</p> <p>2 同法第19条の規定により被爆者一</p>	1	同法第32条の規定により葬祭料を支給すること。	

				<p>般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。</p> <p>3 同法第 24 条から第 28 条まで及び第 31 条に規定する手当を支給すること。</p> <p>4 同法第 33 条第 3 項の規定により特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定を行うこと。</p>				
		9 難病に関すること。						
		10 生活習慣病対策の推進に関すること。						
		11 国民健康保険法の施行に関すること(保健事業に係るものに限る。)						
		12 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること(特定健診等に関するものに限る。)						
健康危機管理課	1	健康危機管理に関すること。						

		<p>2 感染症に関すること。</p>		<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、及び同条第5項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。</p> <p>2 同法第21条の規定により患者を移送すること。</p> <p>3 同法第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。</p> <p>4 同法第32条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止すること及び同条第2項の規</p>	<p>1 同法第40条第2項の規定により費用を支払うこと及び同条第3項の規定により診療報酬の額の決定をすること。</p> <p>2 同法第53条の13の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。</p>			
--	--	---------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				<p>定による感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>5 同法第 33 条の規定により交通を制限し、又は遮断すること。</p> <p>6 同法第 38 条第 2 項の規定により第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定すること並びに同条第 9 項の規定により指定を取り消すこと。</p> <p>7 同法第 43 条の規定により報告を求め、検査させると及び診療報酬の支払いの一時差し止めに関すること。</p> <p>8 同法第 45 条第 1 項の規定により健</p>				
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

				<p>健康診断を 勧告し、 及び同条 第2項の 規定によ り健康診 断を行わ せること 。</p> <p>9 同法第 46条第1 項の規定 により入 院を勧告 し、同条 第2項及 び第3項 の規定に より入院 させ、並 びに同条 第4項の 規定によ り入院の 期間を延 長すること 。</p> <p>10 同法第 47条の規 定により 新感染症 の所見が ある者を 移送する こと。</p> <p>11 同法第 48条第4 項の規定 により新 感染症に 係る確認 をすること 。</p> <p>12 同法第 50条第1 項の規定 により同 法第27条 から同法 第33条ま で及び同 法第35条 第1項に</p>			
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

			規定する措置を実施し、又は実施させること。 13 同法第 53 条の 2 第 3 項の規定により保健所を設置する市の健康診断について指示すること。				
3	予防接種に関すること。			1 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 3 条の規定による定期予防接種の指示をすること。	1 同法第 6 条の規定により、臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。		
4	結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。						
5	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 13 号)に基づく事務に係る調整等に関すること。						

	7 食品衛生に関すること。		1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条の規定により食中毒患者等の報告をすること。	1 同法第25条の規定により製品検査をすること。	1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。		
	7 ふぐ取締に関すること。		1 熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第13条の規定によりふぐ処理師の免許又は登録を取り消すこと。	1 同条例第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。	1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換えをすること。 3 同条例第9条の規定によりふぐ処理所を登録し、又は第10条の規定により登録証を交付すること。		
	8 製菓衛生師に関すること。		1 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第8条の規定により免許を取り消すこと。	1 同法第4条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。 2 同法第7条の規定により製菓衛生師を登録すること。	1 同法第3条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。 2 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第3条の規定による名簿の訂正又		



					<p>は同令第5条の規定による免許証の書換交付をすること。</p> <p>3 同令第4条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。</p> <p>4 同令第6条の規定により免許証を再交付すること。</p>		
	9	と畜場及び化製場等に関すること。		<p>1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第18条の規定によりと畜場設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条の規定による死亡獣畜取扱場設置を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により</p>			

			死亡獣畜 取扱場設 置の許可 を取り消 すこと。				
	10 食鳥処理 の事業の規 制及び食鳥 検査に關す ること。		<p>1 食鳥処 理の事業 の規制及 び食鳥検 査に關す る法律(平 成2年法 律第70 号)第3条 の規定に より食鳥 処理の事 業の許可 をすること。</p> <p>2 同法第 8条の規 定により 許可を取 り消し、 又は期間 を定めて 事業の全 部若しく は一部の 停止を命 ずること 。</p> <p>3 同法第 9条の規 定により 施設の整 備改善を 命じ、若 しくは改 善を行う 間、施設 の全部若 しくは一 部の使用 を禁止し 、又は許 可を取り 消し、若 しくは期 間を定め て当該食 鳥処理の</p>	1 同法第 6条第1項 の規定に より食鳥 処理場の 構造又は 設備の変 更の許可 をすること。	<p>1 同法第 6条第3項 の規定に よる同法 第4条第1 号から第 3号まで に掲げる 事項の変 更届を受 理すること。</p> <p>2 同法第 7条第2項 の規定に よる承継 の届出を 受理する こと。</p> <p>3 同法第 12条第6 項の規定 による食 鳥処理衛 生管理者 の設置の 届出又は 変更の届 出を受理 すること 。</p> <p>4 同法第 14条の規 定による 休廃止等 の届出を 受理する こと。</p> <p>5 同法第 16条第1 項及び第 2項の規 定により 確認規定 又はその 変更の認 定をする こと。</p>		

				<p>事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第 13 条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>5 同法第 16 条第 6 項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>6 同法第 21 条第 1 項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。</p> <p>7 同法第 39 条の規定により食鳥検査等を実施する職員を指定を行うこと。</p>		<p>6 同法第 16 条第 7 項の規定により確認の状況の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第 16 条第 8 項の規定により確認規定の廃止の届出を受理し、その効力を失う日と定めること。</p>		
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>12 狂犬病の 予防に関する こと。</p>		<p>1 狂犬病 予防法（ 昭和 25 年 法律第 247 号）第 10 条の規 定により 狂犬病発 生時必要 と認めた 場合のけ い留命令 をすること。 2 同法第 13 条の規 定による 臨時の予 防注射の 実施に関 すること。 3 同法第 15 条の規 定により 狂犬病発 生時にお ける移動 を制限す ること。 4 同法第 18 条の 2 の規定に よりけい 留されて いない犬 を薬殺す ること。 5 犬抑留 所又は犬 焼却場を 設置す ること。 6 犬捕獲 人の指定 に関する こと。</p>	<p>1 同法第 18 条の規 定により けい留さ れていな い犬を抑 留すること。</p>				
	<p>13 動物の愛 護及び管理 に関するこ と。</p>		<p>1 動物の 愛護及び 管理に関 する法律 （昭和 48 年法律第</p>		<p>1 同法第 18 条の規 定による 犬及びね この引取 りに関す</p>			

			105号)第4条の規定による動物愛護週間の実施に関する事。		ること。 2 同法第19条の規定による負傷動物等の収容に関する事。		
	14 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関する事。						
薬務衛生課	1 薬事に関する事。		1 薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定により薬局開設の許可をすること。 2 同法第12条第1項の規定により医薬品等の製造販売業(薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。)の許可をすること。 3 同法第13条第2項の規定により医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。)の許可をすること		1 同法第7条第3項、第28条第3項又は第35条第3項の規定により許可をすること。 2 同法第12条第1項の規定により薬局製造販売医薬品製造販売業の許可をすること。 3 同法第12条第2項の規定により医薬品等の製造販売業(薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。)の許可を更新すること。 4 同法第13条第2		

				<p>。 同法第 36 条の 4 第 1 項の規定により登録販売者の試験を実施すること。</p> <p>5 同法第 40 条の 2 第 2 項の規定により医療機器の修理業の許可をすること。</p> <p>6 同法第 75 条第 1 項の規定により許可の取消し等をすること。</p> <p>7 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 8 条第 3 項の規定により免許の取消し等を厚生労働大臣に具申すること。</p>	<p>項の規定により薬局製造販売医薬品製造業の許可をすること。</p> <p>5 同法第 13 条第 3 項の規定により医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。)の許可を更新すること。</p> <p>7 同法第 14 条第 6 項の規定により医薬品等の適合性調査を行うこと。</p> <p>8 同法第 24 条第 2 項の規定により医薬品販売業(配置販売業に限る。)の許可を更新すること。</p> <p>9 同法第 26 条第 1 項の規定により店舗販売業(当該店舗の所在地が熊本市の区域にあるものを除く。)の許可をすること。</p>	
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

						こと。 10 同法第 30条第1 項の規定 により配 置販売業 の許可を すること 。 11 同法第 33条第1 項の規定 により配 置従事者 の身分証 明書を交 付すること 。 12 同法第 34条第1 項の規定 により卸 売販売業 の許可を すること 。 13 同法第 36条の4 第2項の 規定によ り販売従 事者の登 録を行う こと。 14 同法第 39条第1 項の規定 により高 度管理医 療機器等 販売業・ 賃貸業の 許可をす ること。 15 同法第 40条の2 第3項の 規定によ り医療機 器の修理 業の許可 を更新す ること。		
--	--	--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

						<p>16 同法第 40条の2 第1項の 規定によ 修理区分 の追加・ 変更許可 をすること。</p> <p>17 同法に 基づく医 薬品等の 製造販売 業、製造 業、医療 機器の修 理業、薬 局又は医 薬品販売 業の休廃 止等の届 出の受理 に関する こと。</p> <p>18 同法に 基づく薬 局開設の 許可の更 新、薬局 製造販売 医薬品製 造販売業 の許可の 更新、薬 局製造販 売医薬品 製造業の 許可の更 新、医薬 品販売業 (店舗販 売業及び 配置販売 業を除く 。)の許可 の更新、 高度管理 医療機器 の販売業 ・賃貸業 の許可の 更新、医 療機器の</p>		
--	--	--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--



					<p>販売業又は賃貸業の届出の受理及び医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理に関すること(当該薬局、店舗又は営業所の所在地が熊本市の区域にあるものに限る。)</p> <p>19 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第59条の規定により薬事監視員に試験品を採取させること。</p>	
	2 毒物及び劇物に関すること。		1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。	1 同法第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を実施すること。	<p>1 同法第4条第1項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録をすること。</p> <p>2 同法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。</p> <p>3 同法第</p>	

						<p>6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。</p> <p>4 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく使用者又は指導員の指定に関すること。</p>		
	<p>3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。</p>	<p>1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項の規定により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。</p>	<p>1 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第8条及び第30条の3の規定による指定の取消し又は業務の停止をすること。</p> <p>2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をする。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさせること。</p> <p>4 同法第58条の8の規定に</p>		<p>1 司法警察員としての職務の執行(知事決裁に該当するものを除く。)をすること。</p> <p>2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者(向精神薬試験研究施設設置者を除く。)又は大麻取扱者の免許を与えること。</p> <p>3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。</p> <p>4 同法第29条の規定により麻薬の廃棄の届出</p>			

				より入院させ、又は同法第 58 条の 9 の規定により入院の期間を延長すること。		を受理すること。 5 覚せい剤取締法第 3 条又は第 30 条の 2 の規定による指定をすること。		
	4	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。						
	5	有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。						
	6	薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。						
	7	公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。	1 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 10 条の規定により狂犬病発生時必要と認められた場合のけい留命令	1 同法第 18 条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。	1 同法第 6 条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。 2 クリーニング業法施行細則（昭和 32 年熊本	1 クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）第 1 条の規定により免許証の交付又は再交付をすること		

		<p>をすること。</p> <p>2 同法第13条の規定による臨時の予防注射の実施に関すること。</p> <p>3 同法第15条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。</p> <p>4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺すること。</p> <p>5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。</p> <p>6 犬捕獲人の指定に関すること。</p>		<p>県規則第32号)第10条の規定により合格通知をすること。</p>	<p>。 2 理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)第7条に規定する届出書を受け受理すること。</p> <p>3 同規則第8条の規定による収支決算等の届出を受け受理すること。</p> <p>4 同規則第9条の規定による入所及び卒業の届出を受け受理すること。</p> <p>5 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第6条に規定する届出書を受け受理すること。</p> <p>6 同規則第7条の規定による収支決算等の届出を受け受理すること。</p> <p>7 同規則第8条の規定による入所及び卒業の届出を受け</p>			
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

						理すること。		
8	生活衛生関係営業に関すること。	<p>1 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条の規定により適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>2 同法第11条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。</p> <p>3 同法第24条の規定により組合の設立の認可をすること。</p> <p>4 同法第52条の3の規定により組合の解散を命ずること。</p>	<p>1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃止を認可すること。</p> <p>2 同法第42条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。</p> <p>3 同法第50条第2項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。</p> <p>4 同法第52条の2の規定により役員 の退任勧告をすること。</p> <p>5 同法第56条の6の規定により組合員以外の者に対す</p>	<p>1 同法第62条の規定により意見の聴取を行うこと。</p>	<p>1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。</p> <p>2 同法第14条の10の規定による組合協約又はその変更を認可すること。</p> <p>3 同法第14条の12の規定により組合協約に関するあつせん又は調停をすること。</p> <p>4 同法第28条第3項の規定により定款変更の認可をすること。</p> <p>5 同法第60条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>6 生活衛生関係営</p>			

			る事業活動の改善を勧告すること。		業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）第5条の11の規定による組合協約の廃止届を受理すること。 7 同規則第6条の規定による役員の変更届を受理すること。 8 同規則第9条の規定による組合解散の届出を受理すること。 9 同規則第11条の規定による組合員の異動報告を受理すること。	
	9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。		1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の規定により改善命令等を行うこと。 2 同法第		1 同法第5条第1項の規定による特定建築物の届出を受理すること。 2 同法第11条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をす	

			<p>12条の4の規定により事業の登録を取り消すこと。</p> <p>3 同法第13条第3項の規定により勸告すること。</p>		<p>ること。</p> <p>3 同法第12条の2第2項の規定により事業の登録を行うこと。</p> <p>4 同法第13条第2項の規定により必要な説明若しくは資料の提出を求めること。</p>	
	10 墓地等に関すること。					
	11 温泉に関すること。		<p>1 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の規定により掘削、増掘又は動力装置を許可すること。</p> <p>2 同法第8条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条の8第3項又は第14条の9第2項の規定により可燃性天然ガスによる災害の防</p>	<p>1 同法第28条の規定により必要な報告を求め、又は立入検査等を行うこと。</p>	<p>1 同法第5条第2項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>2 同法第6条第1項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第14</p>	

				<p>止上必要 な措置を 命ずること。</p> <p>3 同法第 9条(同法 第11条第 2項又は 第3項に おいて準 用する場 合を含む 。)の規定 により掘 削、増掘 又は動力 装置の許 可を取り 消すこと 。</p> <p>4 同法第 9条第2項 (同法第 11条第2 項又は第 3項にお いて準用 する場合 を含む。) の規定に より温泉 の保護、 可燃性天 然ガスに よる災害 の防止そ の他公益 上必要な 措置を命 ずること 。</p> <p>5 同法第 9条の2(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条の10の規定により可燃性天然</p>	<p>条の3第1 項の規定 により法 人の合併 又は分割 による許 可を受け た地位の 承継の承 認をす ること(対 象地が熊 本市の場 合に限 る。)</p> <p>3 同法第 7条第1項 (同法第 11条第2 項又は第 3項にお いて準用 する場合 を含む。) 又は第14 条の4第1 項の規定 により相 続による 許可を受 けた地位 の承継の 承認をす ること(対 象地が熊 本市の場 合に限 る。)</p> <p>4 同法第 7条の2第 1項(同法 第11条第 2項にお いて準用 する場合 を含む。) 又は第14 条の7第1 項の規定 により掘 削、増掘 若しくは 温泉採取</p>		
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--



				<p>ガスによる災害の防止上必要な措置又は掘削、増掘若しくは温泉の採取の停止を命ずること。</p> <p>6 同法第10条（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命ずること。</p> <p>7 同法第12条第1項の規定により温泉採取の制限を命ずること。</p> <p>8 同法第14条第1項の規定により温泉ゆう出以外の目的の掘削による温泉のゆう出量等への影響を防止するために必要な措置を命ずること。</p> <p>9 同法第19条第1項の規定により登録分析機</p>	<p>のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削、増掘若しくは温泉採取の方法の変更の許可をすること。</p> <p>5 同法第8条第1項（同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による掘削、増掘又は動力装置の工事の完了又は廃止の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>6 同法第14条の2第1項の規定により温泉採取の許可をすること。</p> <p>7 同法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること（</p>		
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

				<p>関の登録をすること。</p> <p>10 同法第25条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。</p> <p>11 同法第30条の規定により指定地域内の温泉利用施設又は管理方法の改善に関し指示すること。</p>	<p>対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>8 同法第14条の5第3項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を取り消すこと(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>9 同法第14条の6第2項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>10 同法第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>11 同法第14条の9第1項の規定によ</p>	
--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

						<p>り温泉採取の許可を取り消すこと。</p> <p>12 同法第20条の規定による登録分析機関の登録事項変更の届出を受理すること。</p> <p>13 同法第21条第1項の規定による登録分析機関の温泉成分分析業務廃止の届出を受理すること。</p>		
		12 生活衛生適正化審議会に関すること。						
ねんりんピック推進室		1 第24回全国健康福祉祭くまもと大会の開催に関すること。						
		2 第24回全国健康福祉祭くまもと大会実行委員会の事務に関すること。						
長寿社会	高齢者支援課	1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に						

局	関すること。						
	2 老人福祉法（昭和38年法律133号）の施行に関すること。		<p>1 同法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可に関すること。</p> <p>2 同法第16条第3項の規定による社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、入所定員の増減の認可に関すること。</p> <p>3 同法第18条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずること。</p>	<p>1 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター及び第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入り検査等に関すること。</p>	<p>1 同法第6条の2第2項の規定に基づき市町村へ助言を行うこと。</p> <p>2 同法第29条第7項の規定に基づき有料老人ホームの運営等に関して報告を求め、又は職員による質問、検査を行うこと。</p>	<p>1 同法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理すること。</p> <p>5 同法第15条第3</p>	課長補佐（業務の開始の届出の受理を担当を命ぜられた者を除く。）

				<p>。 同法第19条第1項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。</p> <p>5 同法第29条第9項の規定による有料老人ホームの改善に必要な措置を命ずること。</p>			<p>項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出を受けること。</p> <p>6 同法第15条の2の規定により変更届出を受けること。</p> <p>7 同法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護センターの廃止又は休止の届出を受けること。</p> <p>8 同法第16条第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、定員の増減の届出を受けること。</p> <p>9 同法第29条第1項、第2項及び第3項の規定</p>
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

						による有 料老人ホ ームの設 置等の届 出を受理 すること 。	
3	社会福祉 法の施行に 関すること (老人福祉 法に規定す る老人福祉 施設を経営 する事業等 に限る。)	1 同法第 32条の規 定による 社会福祉 法人の設 立の認可 に関する こと。 2 同法第 56条第2 項の規定 による社 会福祉法 人に対す る措置命 令を行う こと。 3 同法第 56条第3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員の解 職を勧告 すること 。 4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。 5 同法第 57条の規 定による 社会福祉 法人の公 益事業又 は収益事 業の停止 を命ずる	1 同法第 20条の規 定による 指定監督 に関する こと。 2 同法第 56条第1 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 の検査等 を行うこ と。 3 同法第 63条第2 項の規定 による社 会福祉施 設設置の 変更を許 可すること 。	1 同法第 21条の規 定による 関係職員 の訓練に 関すること 。 2 同法第 70条の規 定に基づ き社会福 祉事業を 経営する 者に対す る調査等 を行うこ と。	1 同法第 59条第1 項の規定 による社 会福祉法 人の事業 等の報告 を受理す ること。 2 同法第 62条第1 項及び第 63条第1 項の規定 による社 会福祉施 設の設置 の届出を 受理する こと。 3 同法第 64条の規 定による 社会福祉 施設の設 置の廃止 の届出を 受理する こと。	課 長 補 佐 ( 業 務 の 担 当 を 命 ぜ ら れ た 者 を 除 く 。)	

			<p>こと。</p> <p>6 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。</p> <p>7 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可に関すること。</p> <p>8 同法第71条の規定による社会福祉施設に関し必要な措置を命ずること。</p> <p>9 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。</p>				
	4 高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。						
	5 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く）	1 同法第118条第1項に定める都道府県介護保険事業支援計画を策定すること。	1 同法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可に関すること。	1 同法第94条第2項の規定による介護老人福祉施設の入所定員その他厚生労働省	1 同法第24条の規定による報告若しくは記録の提示等を命じ、又は職員に質問さ	1 同法第75条、第82条、第89条、第111条及び第115条の5の規定によ	課長補佐（業務の担当

		く。)	<p>2 同法第77条、第84条、第92条、第114条及び第115条の8の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し又は効力の停止に関すること。</p> <p>3 同法第104条の規定による介護老人保健施設の許可の取消し又は効力の停止に関すること。</p> <p>4 同法第115条の35第6項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等に関すること。</p> <p>5 同法第76条の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第115条の8の規定による指定居宅サービス事業</p>	<p>令で定める事項の変更許可に関すること。</p> <p>2 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令に関すること。</p>	<p>せること。</p> <p>2 同法第70条、第79条、第86条、第107条及び第115条の2の規定による指定居宅サービス事業者等の指定に関すること。</p> <p>3 同法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第107条の2及び第115条の10の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新に関すること。</p> <p>4 同法第75条の2、第78条の6第2項、第82条の2、第89条の2、第99条の2、第111条の2、第115条の6及び第115条の26第2項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する連絡調整及び助言</p>	<p>宅サービス事業者等の指定の変更等に関すること。</p> <p>2 同法第99条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。</p> <p>3 同法第115条の32第2項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出を受理すること。</p> <p>4 同法第115条の32第3項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制整備に関する変更届出を受理すること。</p>	<p>当を命ぜられた者を除く。)</p>
--	--	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------



				<p>者等に対する業務運営の基準遵守勧告又改善命令に関すること。</p> <p>6 同法第101条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令に関すること。</p> <p>7 同法第115条の36の規定による指定調査機関を指定すること。</p> <p>8 同法第115条の41の規定による指定調査機関の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>9 同法第115条の42の規定による指定情報公表センターを指定すること。</p>	<p>の支援に関すること。</p> <p>5 同法第76条、第83条、第90条、第112条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告、質問又は検査等に関すること。</p> <p>6 同法第78条2の規定による地域密着型サービス事業者の届出の受理及び市町村長への助言告又は勧告に関すること。</p> <p>7 同法第91条及び第113条の規定による指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定の辞退に関すること。</p> <p>8 同法第94条の2の規定による介護老人保</p>		
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

						施設の開 設許可の 更新に関 すること 。 9 同法第 95条の規 定による 介護老人 保健施設 の管理者 の承認に 関すること 。 10 同法第 100条の 規定によ る介護老 人保健施 設に対す る質問、 検査等に 関すること 。 11 同法第 115条の 33の規 定による 指定居宅 サービス 事業者の 業務管理 体制の整 備に関して 立入り検 査等を行 うこと。 12 同法第 115条の 35第1項 から第3 項の規定 による介 護サービ ス情報の 調査、公 表に関す ること。 13 同法第 115条の 35第4項 の規定に よる介護		
--	--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

					サービス事業者に対して情報の報告等を命ずること。 14 同法第115条の35第5項及び第7項の規定による市町村長への通知に 関すること。 15 同法第115条の40の規定による指定調査機関に対する立入り検査等を行うこと。		
	6	その他介護保険の推進に関する こと(認知症対策・地域ケア推進課が 所掌する事務を除く。)					
	7	高齢者の居住安定確保に関する 法律(平成13年法律第26号)の施行に 関すること(高齢者の福祉に 関することに限る。)	1	同法第3条の2の 規定による高齢者居住安定確保計画を定める こと。			
	8	長寿社会局長に関する こと。					
認知症対策・地域ケア	1	認知症対策に関する こと。					

推進課	2 地域ケア体制の構築に関すること。						
	3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。						
	4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の施行に関すること。						
	5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。						
	6 介護保険審査会に関すること。						
	7 介護支援専門員に関すること。	1 同法69条の38第2項の規定による介護支援専門員に指示をし又は研修を命ずること。 2 同法第69条の38第3項の規定による介護支援専門員としての業務を行うことを禁止すること。 3 同法第69条の39の規定による介護	1 同法第69条の2及び第69条の3の規定による介護支援専門員の登録及び登録の移転を行うこと。 2 同法第69条の38第1項の規定による介護支援専門員に報告を求め	1 同法第69条の4による介護支援専門員の登録事項の変更の届出を受理すること。	課長補佐(業務の変務の担当を命ぜられた者を除く。)		

				支援専門 員の登録 を削除す ること。				
		8	その他介 護保険の推 進に関する こと。					

別表第3 環境生活部環境政策課の項を次のように改める。

環境 生活 部	環境政 策課	1	環境及び 生活行政に 係る基本的 施策の企画 及び調整に 関すること。						
		2	チッソ株 式会社に対 する金融支 援措置に関 すること。						
		3	循環型社 会形成に関 する施策の 企画、調整 及び推進に 関すること。						
		4	国等によ る環境物品 等の調達 の推進等 に関する 法律(平成 12年法律 第100号) に関する こと。	1	同法第 10条第 1項の規 定により 環境物品 等の調達 の推進を 図るため の方針を 作成し、 公表す ること。				
		5	環境セン ターに関 すること。						
		6	環境立 県推進 室に関 すること。						
		(1)	環境			1	有明海		

		行政に係る基本的施策並びに有明海及び八代海の再生に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第5条第8項の規定に基づく県計画の修正に関し、事業の実施に関する事項の追加等軽微な修正に関すること。				
		(2) 熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)の施行に関すること。						
		(3) 地球温暖化対策の推進に関すること。	1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第24条第1項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関すること。 2 同法第24条第5項の規定に基づく	1 同法第20条の3第8項に基づく実行計画の公表に関すること。 2 同法第20条の3第10項に基づく実行計画の実施状況の公表に関すること。 3 同法第23条第1項に基づく地球温暖化防止		1 同条例第50条の規定に基づく報告又は資料の要求に関すること。	1 同法第24条第1項の規定に基づき都道府県地球温暖化防止活動推進センターを指定し又は同法第5項の規定に基づきこれを取り消した場合の公示に関すること。	環境政策監

			<p>都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消しに関すること。</p> <p>4 同法第24条第4項の規定に基づく改善命令に関すること。</p> <p>5 地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）第19条第2項の規定に基づく権利保護の請求に関すること。</p>				
		(4) 環境保全基金に関すること。					
		7 環境生活部長室に関すること。					

別表第3 環境生活部水環境課の項を次のとおり改める。

水環境課	<p>1 公害(水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下に限る。)の規制に関すること。</p>	<p>1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。</p> <p>2 排水基準の設定及び改廃に関すること。</p> <p>3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃</p>				
------	-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

			に関する こと。				
	2 公共用水域の水質の保全及び地下水の保全に関すること。	1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。 2 地下水のかん養に係る指針等の策定に関すること。 3 地下水保全に係る指定地域の指定及び改廃に関すること。	1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視に関すること。 2 公共用水域及び地下水の水質の測定計画に関すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表に関すること。 4 緊急時又は事故時の措置に対する命令に関すること。 5 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に関すること。 6 有害物質の地下浸透禁止に係る改善命令等に関すること。 7 地下水の水量保全に係る			1 地下水量保全、かん養のための指導、助言に関すること。 2 地下水保全のための土地の立入に関すること。 3 地下水の採取量の報告、水量測定器設置指導等に関すること。 4 事業場に対する報告及び検査に関すること。	



			<p>勧告及び氏名の公表等に関すること。</p>				
	<p>3 土壌(農用地を除く。)の汚染及び地盤の沈下に関すること。</p>	<p>1 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条の規定に基づく要措置区域の指定及び解除に関すること。</p>	<p>1 同法第6条の規定に基づく要措置区域の公示に関すること。                  2 同法第7条の規定に基づく措置命令に関すること。                  3 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定及び解除に関すること。                  4 同法第12条の規定に基づく土地の形質の変更届出及び変更命令に関すること。                  5 同法第24条の規定に基づく汚染土壌処理施設の改善命令に関すること。                  6 同法第25条の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の</p>		<p>1 同法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく土地の調査に関すること。                  2 同法第7条の規定に基づく講ずべき措置の指示に関すること。                  3 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の公示に関すること。                  4 同法第22条の規定に基づく汚染土壌処理業の許可及び更新に関すること。                  5 同法第23条の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可に関すること。                  6 同法第54条の規定に基づ</p>		

				<p>取り消し及び停止命令に関すること。</p> <p>7 同法第55条の規定に基づく協議に関すること。</p>		<p>く報告及び検査に関すること。</p> <p>7 同法第56条の規定に基づく資料の提出の要求等に関すること。</p>		
		4 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。						
		5 水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。						
		6 水資源関係施策の連絡調整に関すること。						
		7 水道に関すること。		<p>1 水道法(昭和32年法律第177号)第6条の規定により事業を認可すること。</p> <p>2 同法第11条の規定により水道事業の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>3 同法第26条の規定により水道用水供給事業の経営を認可する</p>		<p>1 同法第10条の規定により水道事業の事業変更を認可すること。</p> <p>2 同法第14条第5項の規定による料金の変更届出を受理し、又は同法第6項の規定により地方公共団体以外の水道事業の供給条件変更を認可す</p>		

				<p>こと。</p> <p>4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。</p> <p>5 同法第37条の規定により給水停止命令をすること。</p> <p>6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ぜらるること。</p> <p>7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>8 同法第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援命令をすること。</p>		<p>ること。</p> <p>3 同法第30条の規定により水道用水供給事業の事業変更を認可すること。</p> <p>4 同法第33条第5項の規定により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。</p> <p>5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。</p>		
		8 企業局との連絡に關すること。						

別表第3 環境生活部自然保護課の項を次のように改める。

自然保護課	1 国立公園、国定公園及	1 自然公園の公園	1 自然公園の管理		1 同条例第14条第		
-------	--------------	-----------	-----------	--	------------	--	--

		<p>び県立自然公園に関すること。</p> <p>2 自然公園の指定、解除又は区域の変更に関すること。</p> <p>3 自然公園の特別地域の指定に関すること。</p> <p>4 公園事業のうち基幹事業に関すること。</p>	<p>計画の策定に関すること。</p> <p>2 自然公園の公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>3 自然公園の指定認定機関の指定に関すること。</p> <p>4 自然公園の風景協定の締結に関すること。</p> <p>5 自然公園の公園管理団体の指定に関すること。</p> <p>6 自然公園法（昭和32年法律第161号）第16条第4項において準用する同法第11条の規定による改善命令をすること。</p> <p>7 同法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定による認可の取消しをする</p>		<p>4 項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号の規定による許可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>2 同条例の規定による届出に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>3 同条例第43条第2項の規定による通知に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>4 同規則（昭和47年熊本県規則第45号）第4条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用開始の届出に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>5 同規則</p>		
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

				<p>こと。</p> <p>8 同法第16条第4項において準用する同法第15条の規定による原状回復命令等を行うこと。</p> <p>9 同法第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可をすること（環境大臣に協議を要するものに限る。）。</p> <p>10 同法第33条第2項の規定による措置命令をすること。</p> <p>11 同法第34条第1項の規定による中止命令等を行うこと。</p> <p>12 同法第68条第2項の規定による協議に関すること。</p> <p>13 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）第14</p>	<p>第6条の4（第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p>		
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	--	--

				<p>条第4項 (課長専 決事項に 該当する ものを除 く。)の規 定による 許可をす ること (対象地 が熊本市 の場合に 限る。)</p> <p>14 同条例 第16条第 3項の規 定による 認定をす ること (対象地 が熊本市 の場合に 限る。)</p> <p>15 同条例 第24条第 2項の規 定による 措置命令 をすること。</p> <p>16 同条例 第25条第 1項の規 定による 中止命令 等をする こと。</p> <p>17 同条例 第43条第 1項の規 定による 協議に関 すること (対象地 が熊本市 の場合に 限る。)</p> <p>18 同条例 第10条第 2項及び 第3項の 規定によ</p>			
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				<p>る承認及び認可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>19 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年熊本県規則第45号）第5条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による施設の変更等の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>20 同規則第6条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止及び廃止の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。</p> <p>21 同規則第6条の2（第8条において準用する場合を含む。）の規</p>				
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

				<p>定による地位の承継の承認をすること(対象地が熊本市の場合に限る。)</p> <p>22 同規則第7条の規定による認可の取消しをすること。</p> <p>23 同規則第7条の2の規定による原状回復命令等をする事。</p> <p>24 国定公園及び県立自然公園の立入検査、実地調査及び指示をする職員を任免すること。</p>			
	2 自然環境の保全に関する事。	1 自然環境保全基本方針の策定及び変更に関する事。	<p>1 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関する事。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画、緑地環境保全地域に関する保</p>		1 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)第32条の規定による標識の設置に関する事。		



				<p>計画及び郷土修景美化地域に関する修景美化計画の策定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>3 特別地区及び野生動植物保護地区の指定、指定の解除及び区域の解除及び区域の変更に関すること。</p> <p>4 自然環境保全地域の保全事業緑地環境保全地域の保全事業及び郷土修景美化地域の修景美化事業の施行に関すること。</p> <p>5 自然環境保全協定の締結に関すること。</p>				
		3 野生動植物の多様性の保全に関すること。	1 野生動植物の多様性保全基本方針の策定及び変更に関すること。	1 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。				

			<p>2 特定希少野生動物植物事業の登録に関すること。</p> <p>3 生息地区等保護区、管理地区及び立入制限地区の指定及び指定の解除に関すること。</p> <p>4 保護管理事業計画の策定、変更及び保護管理事業の認定等に関すること。</p>				
	<p>4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。</p>	<p>1 鳥獣保護事業計画を策定すること。</p>	<p>1 司法警察員の指名協議に関すること。</p> <p>2 狩猟免許に関すること。</p> <p>3 猟区の設定に関すること。</p> <p>4 狩猟免許の取消し並びに熊本市及び県外居住者に係る狩猟者登録の抹消に関すること。</p> <p>5 鳥獣の学術研究に関すること。</p> <p>6 鳥獣捕獲の許可</p>		<p>1 有害鳥獣の駆除に関すること。</p> <p>2 狩猟の取締りに関すること。</p> <p>3 狩猟免許の更新に関すること。</p> <p>4 熊本市及び県外居住者に係る狩猟者登録に関すること。</p> <p>5 愛がん目的を除く飼養の登録をすること（申請者の住所地が熊本市のものに限</p>		

				<p>をすること(課長専決に該当するものを除く。)</p> <p>7 狩猟団体に関すること。</p> <p>8 鳥獣保護施設を設置すること。</p> <p>9 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣を決定すること。</p> <p>10 鳥獣せい息状況を調査すること。</p> <p>11 鳥獣保護事業の概況を調査すること。</p> <p>12 愛鳥週間に関すること。</p> <p>13 鳥獣保護員に関すること。</p> <p>14 鳥獣保護団体に関すること。</p> <p>15 特定鳥獣保護管理計画の策定、及び鳥獣保護区の指定等に係る公聴会の開催に関すること。</p> <p>16 指定猟法禁止区域に係る</p>	<p>る。)</p> <p>6 駆除のためのサル、クマ、ヒグマ及びヌートリアの捕獲の許可をすること(申請者の住所地が熊本市のものに限る。)</p> <p>7 狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣捕獲許可証、従事者証、狩猟免状、鳥獣飼養登録票(愛がん目的を除く。)及び指定猟法許可証の再交付をすること。</p>		
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

				指定猟法の許可に関すること(申請者の住所が熊本市であるものに限る。)				
		5 自然公園施設の整備及び維持管理に関すること。						
		6 鳥獣保護センターに関すること。						

別表第3 環境生活部食の安全・消費生活課の項を次のとおり改める。

食の安全・消費生活課	1 食の安全性確保に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。						
	3 消費生活センターに関すること。						
	(1) 消費生活に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	(2) 消費者教育及び啓発に関すること。						
	(3) 消費生活協同組合に関すること。	1 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第58条の規定により組	1 同法第12条第4項の規定により許可すること。 2 同法第40条第4			1 同法第64条第2項に規定する届出に関すること。	

		<p>合の設立を認可すること。</p> <p>2 同法第62条第2項の規定により組合の解散を認可すること。</p> <p>3 同法第69条の規定により組合の合併を認可すること。</p> <p>4 同法第95条第3項の規定により解散命令をすること。</p> <p>5 同法第96条の規定により議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>	<p>項、第5項及び第6項の規定により認可すること。</p> <p>3 同法第93条及び第93条の2の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>4 同法第94条の規定による業務又は会計の検査に関すること。</p> <p>5 同法第95条第1項及び第2項の規定により命令すること。</p> <p>6 同法第94条の2第5項の規定により命令し、又は認可を取り消すこと。</p> <p>7 同法第95条の2第2項の規定により許可すること。</p>				
	<p>(4) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)の施行に関すること。</p>		<p>1 同法第4条第1項の規定により表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示す</p>		<p>1 同法第10条第1項の規定による申出を受理すること。</p> <p>2 同法第10条第2項の規定</p>		

				ること。		により調査を実施すること。 3 同法第19条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。		
		(5) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。		1 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第7条の規定により指示をすること。 2 同法第8条第1項の規定により内閣総理大臣への措置請求をすること。 3 同法第9条第2項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。				
		(6) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の施行に関すること。	1 同法第35条の3の32第2項の規定により業務停止命令をすること。	1 同法第35条の3の21第1項の規定により改善命令をすること。 2 同法第40条第3項又は第9項の規定により報告の徴				

				<p>収をすること。 3 同法第41条第1項又は第5項の規定により立入検査をすること。</p>			
		<p>(7) 消費生活活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関すること。</p>		<p>1 同法第42条第1項の規定により特定製品の提出を命ぜらるること。</p>		<p>1 同法第40条第1項の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。</p>	
		<p>(8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第8条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を公表すること。 2 同法第15条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を公表すること。 3 同法第23条の規定により業務の停止を命ぜらるること又はその旨を公表すること。 4 同法第39条の規</p>	<p>1 同法第7条、第14条、第22条、第38条、第46条又は第56条の規定により指示すること。 2 同法第66条第1項から第4項までの規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p>			

			<p>定により取引の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p> <p>5 同法第47条の規定により業務の停止を命ずること及びその旨を公表すること。</p> <p>6 同法第57条の規定により取引の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p>				
		(9) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)の施行に関すること。	<p>1 同法第11条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。</p>	<p>1 同法第10条の規定による指示をすること。</p> <p>2 同法第17条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p>			
		(10) 熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の施行に関すること。	<p>1 同条例第50条第1項又は第2項の規定による公表をすること。</p> <p>2 同条例第52条の規定により要請をし、又は協力を求めること</p>	<p>1 同条例第13条第1項、第25条、第28条、第35条又は第36条の規定による勧告をすること。</p> <p>2 同条例第21条第3項の規定による指導又は</p>		<p>1 同条例第12条第1項、第24条第1項又は第27条第1項の規定による調査をすること。</p> <p>2 同条例第21条第2項の規定による届出を受</p>	



				<p>助言をすること。</p> <p>3 同条例第22条の規定による県の基準の設定、変更又は廃止をすること。</p> <p>4 同条例第34条第1項の規定による指定をし、又は同条例第2項の規定による指定の解除をすること。</p>		<p>理すること。</p> <p>3 同条例第39条第1項の規定による調査、助言、あつせんその他の措置に関すること。</p> <p>4 同条例第39条第2項の規定により資料の提出又は説明を求めること。</p> <p>5 同条例第39条第3項の規定による熊本県消費者苦情処理委員会のあつせん又は調停に関すること。</p> <p>6 同条例第49条第1項の規定により資料の提出若しくは説明を求め、又は立入調査等を行うこと。</p>	
		(11) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること。	1 同法第6条第3項又は第7条第2項の規定により指示に従わなかった者を公表す			1 同法第6条第2項又は第7条第1項の規定により価格表示を指示すること。	

			ること。			2 同法第30条第1項の規定により業務等の状況を報告させること。		
		(12) 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること。		1 同法第4条第1項又は第2項の規定により売渡しの指示又は命令をすること。		1 同法第3条の規定により調査を実施すること。 2 同法第5条第1項の規定による業務報告をさせること。		
		(13) 生活物資のあつせんその他生活物資の価格、受給等に関すること。						
		(14) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。		1 同法第6条の規定により貸金業者の登録の拒否をすること。 2 同法第24条の6の3の規定により業務の改善を命ずること。 3 同法第24条の6の4第1項の規定により業務の全部又は一部の		1 同法第5条の規定により貸金業者の登録をすること。 2 同法第8条の規定による登録事項の変更の届出を受理すること。 3 同法第10条第1項の規定による廃業等の届出及び同		

				<p>停止を命 ずること 。</p> <p>4 同法第 24条の6 の4第1項 及び第24 条の6の5 第1項の 規定によ り登録を 取り消す こと並び に同法第 24条の6 の4第2項 の規定に より法人 の役員の 解任を命 ずること 。</p> <p>5 同法第 24条の6 の6第1項 の規定に より登録 を取り消 すこと(同 項第2号 に該当す るときに 限る。)</p> <p>。</p>	<p>法第24条 の6の2の 規定によ る開始等 の届出を 受理する こと。</p> <p>4 同法第 24条の6 の6第1項 の規定に より登録 を取り消 すこと(同 項第1号 に該当す るときに 限る。)</p> <p>。</p> <p>5 同法第 24条の6 の7の規 定により 登録を抹 消するこ と。</p> <p>6 同法第 24条の6 の10第1 項及び第 2項の規 定による 報告の徴 収並びに 同条第3 項及び第 4項の規 定による 立入検査 に関する こと。</p> <p>7 同法第 24条の6 の11第2 項の規定 により貸 金業者に 命ずるこ と並びに 同条第3 項及び第 4項の規 定による</p>	
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

						承認をす ること。		
		(15) 消費 生活に係 る相談及 び消費者 苦情の処 理に關す ること。						
		(16) 前号 に係る不 当な取引 行為の適 正化に關 すること 。						
		(17) 消費 生活に係 る商品の 試験、検 査等に關 すること 。						

別表第3 商工観光労働部の項を次のとおり改める。

商工 観光 労働 部	商工政 策課	1 商工業施 策の企画調 整に關する こと。			1 商工業 施策の企 画調整に 關するこ と。		
		2 自転車競 技法(昭和23 年法律第209 号)の施行に 關すること。					
		3 大阪事務 所及び福岡 事務所に關 すること。					
		4 商工観光 労働部長室 に關するこ と。					
商工振 興金融 労働 局	商工振 興金融 課	1 商業に係 る中小企業 振興対策の 基本的事項 に關すること。	1 商業に 係る中小 企業施策 の決定に 關すること。		1 商業に 係る中小 企業振興 の事業計 画を策定 すること 。		
		2 商業に係 る中小企業 の近代化の					

	推進に関する こと。						
	3 商業一般 に関するこ と。						
	4 中小企業 団体の組織 に関するこ と。			1 中小企 業等協同 組合（信 用協同組 合を除く 。以下こ の欄にお いて同じ 。）、商工 組合、商 店街振興 組合連合 会及び協 業組合の 設立の認 可をす ること。 2 中小企 業等協同 組合、商 工組合、 商店街振 興組合連 合会及び 協業組合 の業務及 び会計の 検査、報 告の徴収 並びに業 務改善命 令をす ること。 3 中小企 業等協同 組合、商 工組合、 商店街振 興組合連 合会及び 協業組合 の総会及 び総代会 の招集の 承認をす ること。 4 中小企 業等協			

					<p>組合、商 工組合、 商店街振 興組合連 合会及び 協業組合 の解散登 記の嘱託 をすること。 5 中小企 業等協同 組合の定 款、事業 報告書、 普通共済 約款、共 済掛金算 出方法書 及び責任 準備金算 出方法書 の変更認 可をす ること。 6 中小企 業等協同 組合、商 工組合及 び商店街 振興組合 連合会 の合併及 び組織変 更の認可 をす ること。 7 中小企 業等協同 組合の団 体協約締 結に 関する あつせ ん及び 調停を す ること。 8 火災共 済協同組 合に 対する 認可 及び 命令 に係 る 大臣 に 対 す</p>		
--	--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

					<p>協議を          すること。          9 商工組          合の定款          変更、調          整規程の          設定及び          その変更          を認可す          ること。          10 商工組          合の組合          規約の設          定及びそ          の変更の          認可並び          に組合協          約締結に          必要な          勸告をす          ること。          11 商工組          合の特別          地区の承          認及び加          入支障の          認証をす          ること。          12 商店街          振興組合          連合会          の定款変          更を認可          すること。          13 協業組          合の定款          変更及び          事業転換          の認可を          すること          。          14 中小企          業団体中          央会の組          合指導員          、労働指          導員及び          事務職員          の資格の          承認等に          関すること。          15 中小企</p>			
--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				業団体の分野調整に関する調査及び調整の申出の進達をすること。			
	5 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の施行に関すること。			<p>1 同法第7条第2項の規定により常時使用する従業員の数及び資本金額又は払込済出資総額の基準引上げの許可をすること。</p> <p>2 同法第10条第2項の規定による法定台帳の作成期間の延長に関すること。</p> <p>3 同法第12条第1項の規定により負担金賦課の許可をすること。</p> <p>4 同法第46条第2項により定款変更の認可をすること。</p> <p>5 同法第58条第1項の規定により報告の徴収及び検査をす</p>			



				と。 6 同法第59条第1項第1号の規定による警告等に関すること。			
	6 商工会法(昭和35年法律第89号)の施行に関すること。			1 同法第24条の規定に基づき設立を認可すること。 2 同法第42条第5項及び第48条第5項の規定に基づき総会及び総代会の招集承認をすること。 3 同法第44条第4項において準用する同法第24条の規定に基づき定款変更の認可をすること。 4 同法第50条第1項の規定に基づき報告の徴収及び立入検査をすること。 5 同法第51条の規定に基づき業務改善警告、業務の一時停止、設立認可			

				<p>の取消し並びに地区変更及び解散の勧告をすること。</p> <p>6 同法第53条の規定に基づき設立認可の取消しによる解散の場合の清算人を選任すること。</p> <p>7 同法第54条第4項において準用する同法第24条の規定に基づき財産処分の方法を認可すること。</p>		
				1 経営改善普及事業に関すること。		
	8 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)の施行に関すること。	<p>1 同法第16条第4項の規定に基づき調停案を公表すること。</p> <p>2 同法第16条の3第4項の規定に基づき大企業者の物産品販売事業の調整についての勧告を公表すること。</p> <p>3 同法第16条の4</p>		<p>1 同法第2条の規定に基づき購買会事業の利用の禁止又は措置命令をすること。</p> <p>2 同法第3条及び第7条の規定に基づき小売市場の許可をすること。</p> <p>3 同法第10条の規定に基づき小売市</p>	<p>1 同法第9条第3項の規定に基づき小売市場開設者の地位承継の届出を受理すること。</p> <p>2 同法第14条の規定に基づき小売業の営業又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第19条第1</p>	

			<p>の規定に 基づき一 時停止の 勧告及び 公表をす ること。 4 同法第 16条の5 の規定に 基づき調 整命令を するこ と。</p>		<p>場の許可 を取り消 すこと。 4 同法第 12条の規 定に基づ き公正取 引委員会 に措置要 求をす ること。 5 同法第 14条の2 の規定に 基づき大 企業者の 物品販売 事業の調 査をす ること。 6 同法第 15条の規 定に基づ きあっせ ん又は調 停を行 うこと。 7 同法第 16条の3 の規定に 基づき大 企業者の 物品販売 事業の調 整につい ての勧告 をす ること。 8 同法第 17条の規 定に基づ き紛争解 決の勧告 をす ること。 9 同法第 19条第1 項の規定 に基づき 立入検査 をす ること。</p>	<p>項の規定 に基づき 業務報告 をさせる こと。</p>		
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--	--

<p>9 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第9条第7項の規定に基づき公表をすること。</p>		<p>1 同法第8条第4項の規定に基づき意見を述べること。 2 同法第9条第1項の規定に基づき勧告をすること。</p>	<p>1 同法第12条の規定に基づき関係行政機関への協力を依頼すること。 2 同法第14条第1項又は第2項の規定に基づき報告の徴収をすること。</p>		
<p>10 小売商業活動の調整に関すること。</p>						
<p>11 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)の施行に関すること(商業に関することに限る。)</p>			<p>1 同法第9条第3項の規定に基づき経営革新計画を承認すること。</p>			
<p>12 中小企業調停審議会に関すること。</p>						
<p>13 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号)の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第4条第4項の規定に基づき商店街活性化事業計画に対する意見を述べること。</p>			
<p>14 小規模企業等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関するこ</p>	<p>1 貸付額が1,000万円以上で重要な中小企業高度化資</p>		<p>1 小規模企業等設備導入資金貸付けの決定に関する</p>	<p>1 小規模企業等設備導入資金の償還に関すること。</p>		

			と。 金の貸付決定に関すること。		こと。 2 小規模企業等設備導入資金事業計画の作成及びその変更をすること。 3 貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること(知事決裁事項に該当するものを除く。) 4 貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金の貸付申請に関すること。 5 貸付額が1,000万円以上の中小企業高度化資金の貸付金の支払請求に関すること。 6 中小企業高度化事業計画書の受理に関すること。 7 中小企業高度化資金の事業認定に関すること。	2 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付決定に関すること。 3 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付申請に関すること。 4 貸付額が1,000万円未満の中小企業高度化資金の貸付金の支払請求に関すること。			
--	--	--	---------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				と。 8 中小企業高度化資金の貸付事業計画の作成及びその変更をすること。 9 中小企業高度化資金の貸付対象施設の変更及び設置期限の延期の承認をすること。 10 中小企業高度化資金の起債に係る償還すること。 11 中小企業高度化資金の繰入れに係る償還すること。			
15	中小企業金融に関すること。	1 信用保証協会の役員に関すること。		1 信用保証協会の業務方法書の認可をすること。 2 信用保証協会の業務検査を実施すること。			
16	中小企業の経営の診断及び助言に関すること。			1 中小企業高度化事業計画・建設診断すること。 2 地域・企業動向	1	その他の軽易な診断に関すること。	

					に関する 診断に關 すること 。			
	17 商工労働 局長に關 すること。							
労働雇 用課	1 労働行政 の推進に關 すること。	1 労働行 政プラン の策定に 關すること。			1 労働行 政推進の ための会 議に關す ること。			
	2 労働教育 に關するこ と。				1 労働關 係法令の 普及啓発 に關する こと。 2 その他 労働教育 事業を實 施するこ と。			
	3 労働調査 に關するこ と。				1 労働情 報を調査 すること 。 2 労働争 議月報を 作成する こと。			
	4 労働組合 に關するこ と。	1 公益事 業に關す る労働委 員会の調 停を請求 すること 。 2 労働組 合法（昭 和24年法 律第174 号）第18 条に基 づく地的 の一般的 拘束力を 決定する こと。			1 労働組 合の調査 に關する こと。 2 争議行 為の届出 を受理す ること。 3 公益事 業の争議 行為通知 の受理及 び公表を すること 。			
	5 労働者の 福利厚生に 關すること。					1 中小企 業退職金 共済の制 度に關す		

					<p>ること。</p> <p>2 労働福祉事業の実態を調査すること。</p> <p>3 労働福祉事業を実施すること。</p>		
	6 労働委員会に関すること。	1 労働委員会の委員の任免に関すること。					
	7 中小企業従業員住宅に関すること(厚生年金還元融資住宅に限る。)						
	8 雇用対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	9 緊急雇用創出基金に関すること。						
	10 ふるさと雇用再生特別基金に関すること。						
産業人材育成課	1 職業能力の開発に関すること。	<p>1 職業能力開発計画を策定すること。</p> <p>2 職業訓練法人の認可に関すること。</p>		<p>1 職業訓練の認定及び取消しをすること。</p> <p>2 職業訓練指導員の免許及び取消しをすること。</p> <p>3 職業訓練指導員の試験を実施すること。</p> <p>4 独立行政法人雇用・能力</p>	<p>1 事業主等の行う職業訓練等に対する援助に関すること。</p> <p>2 訓練手当の認定に関すること。</p> <p>3 職業訓練指導員免許証の再交付に関すること。</p> <p>4 職業能力開発校</p>		



			<p>開発機構法（平成14年法律第170号）第20条に基づく報告及び要請に関すること。</p> <p>5 災害見舞金の決定に関すること。</p>	<p>の養成施設の指定申請及び変更申請をすること。</p>		
2	技能検定に関すること。		<p>1 技能検定試験を実施すること。</p> <p>2 技能検定試験の合否の決定に関すること。</p>	<p>1 技能検定合格証書の交付及び再交付に関すること。</p> <p>2 技能士章の交付をすること。</p>		
3	労働審議会に関すること。					
4	職業能力開発協会に関すること。	1 職業能力開発協会の設立認可に関すること。	<p>1 職業能力開発協会に行わせる業務の告示に関すること。</p> <p>2 職業能力開発協会に対する援助に関すること。</p> <p>3 職業能力開発協会に対して業務の報告をさせ、職業能力開発協会を検査すること。</p>			
5	職業能力開発校に関すること。					

新産業支援課 新産業振興局	6	技術短期 大学校に 関する こと。						
	1	工業に係 る中小企 業の振興 対策の基 本的事項 に関する こと。	1	工業に係 る中小企 業の振興 対策の決 定に関す ること。		1	工業に係 る中小企 業の振興 の事業計 画を策定 すること 。	
	2	工業に係 る中小企 業の近代 化の推進 に関する こと。						
	3	工業一般 に関する こと(商工 振興金融 課の分掌 事務に係 るものを 除く。)					1 商工業 所有権の 出願につ いての指 導をする こと。 2 熱管理 の指導を すること 。 3 商工業 標準化の 指導をす ること。	
	4	地場産業 の振興に 関する こと。						
	5	産炭地域 振興に関 すること。						
	6	下請振興 に関する こと。						
	7	中小企業 の技術の 向上に関 すること。						
	8	鉱業一般 に関する こと。					1 鉱業振 興の事業 計画を策 定すること。 2 鉱業法 (昭和25 年法律第 289号)第 24条の協 議を処理	

					すること。		
9	砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関すること(河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。)	1 同法第6条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第12条の規定により登録の取消し等を行うこと。 3 同法第26条の規定により認可の取消し等を行うこと。		1 同法第3条の規定により登録をすること。 2 同法第15条の規定による業務主任者の試験の実施及び認定をすること。 3 同法第16条の規定による採取計画の認可及び同法第20条の規定による変更の認可をすること。 4 同法第22条の規定による認可採取計画の変更命令をすること。 5 同法第23条の規定による緊急措置命令等を行うこと。 6 同法第38条の規定による聴聞を行うこと。 7 同法第43条の規定による協議をすること。	1 同法第33条の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第34条の規定により立入検査をすること。 3 同法第36条の規定による通報をすること。		

		<p>10 採石法(昭和25年法律第291号)の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第32条の4の規定により登録を拒否すること。</p> <p>2 同法第32条の10の規定による登録の取消し等を行うこと。</p> <p>3 同法第33条の12の規定による認可の取消し等を行うこと。</p>		<p>1 同法第32条の規定による登録をすること。</p> <p>2 同法第32条の13の規定による業務管理者の試験等を行うこと。</p> <p>3 同法第33条の規定による採取計画の認可及び同法第33条の5の規定による変更の認可等を行うこと。</p> <p>4 同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令を行うこと。</p> <p>5 同法第33条の13の規定による緊急措置命令等を行うこと。</p> <p>6 同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令を行うこと。</p> <p>7 同法第34条の4</p>	<p>1 同法第34条の8の規定による適用除外をすること。</p> <p>2 同法第42条の規定による報告の徴収及び検査を行うこと。</p>		
--	--	---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	--	--

					の規定による聴聞をすること。 8 同法第42条の2の規定による協議をすること。			
		11 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)の施行に関すること(商業に関することを除く。)						
		12 産学行政連携の促進に関すること。						
		13 新事業・ベンチャー支援に関すること。						
		14 サービス産業の振興に関すること。						
		15 産業技術センターに関すること。						
		16 くまもとテクノ産業財団に関すること。						
		17 新産業振興局長に関すること。						
新エネルギー産業振興室	1	太陽光発電等の新エネルギー関連産業の振興及び利用の促進に関すること。						
	2	エネルギー対策の企						

		画、調整及び推進に関すること。						
企業立地課	1	企業誘致に関すること。	1 企業誘致の計画に関すること。 2 誘致企業との立地協定に関すること。		1 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）に基づく適用工場等の指定（指定の承継の承認を含む。）に関すること。	1 同条例に基づく事業の開始報告書を受理すること。 2 誘致企業のフォローアップに関すること。		
	2	企業立地計画に関すること。	1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく実施計画を策定すること。			1 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工業立地適正化等調査に関すること。		
	3	県が管理する工業団地に関すること。						
	4	高度技術研究開発基盤の整備に関すること。						
観光交流国際課 観光経済交流局	1	観光振興に係る施策の企画及び調整に関すること。						
	2	観光広報に関すること。						
	3	観光関係団体の指導育成に関すること。						
	4	通訳案内士に関すること。			1 通訳案内士の登録をすること。			

<p>5 旅行業法(昭和27年法律第239号)に関すること。</p>			<p>1 旅行業又は旅行業者代理業の登録に関すること(課(総室・室・センター)長専決事項に該当するものを除く。) 2 営業保証金の還付に関すること。 3 旅行業者又は旅行業代理業者に対する業務の改善又は停止の命令をすること。</p>	<p>1 旅行業又は旅行業者代理業の登録事項の変更の処理に関すること。 2 旅行業者の営業保証金の供託に関すること。 3 営業保証金の取戻しに関すること。</p>		
<p>6 観光統計に関すること。</p>						
<p>7 観光施設の整備及び維持管理に関すること。</p>						
<p>8 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第12条第2項の規定による施設の管理方法の改善等の指示に関すること。</p>	<p>1 同法第44条第1項及び第3項の規定による報告及び検査に関すること。</p>		
<p>9 熊本県野外劇場に関すること。</p>						
<p>10 観光審議会に関すること。</p>						
<p>11 国際化に係る施策の企画及び調整に関する</p>	<p>1 国際化に係る施策の基本方針に関</p>					

	こと。	すること。					
	12 姉妹提携地域、友好提携地域その他の地域との交流に関すること。						
	13 在熊外国人対策に関すること。						
	14 国際協力に関すること。			1 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入れを決定すること。	1 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入研修事務に関すること。 2 青年海外協力隊に関すること。		
	15 海外移住及び在外県人会に関すること。			1 県出身海外移住者子弟留学生の受入れを決定すること。	1 県出身海外移住者子弟留学生の受入事務に関すること。 2 在外県人会に関すること。		
	16 一般旅券の発給の申請の受理及び交付に関すること。						
	17 観光経済交流局長に関すること。						
くまもとブランド推進課	1 くまもとブランドの推進に係る企画及び調整に関すること。						
	2 県産品の販路拡大に係る施策の						



		企画及び調整に関すること。					
		3 物産振興に関すること。					
		4 伝統的工芸品産業の育成に関すること。					
		5 貿易振興に関すること。			1 貿易振興施策の企画及び調整に関すること。 2 海外における見本市及び展示会の開催及び参加の決定に関すること。 3 貿易行政機関の誘致及び連絡調整に関すること。 4 貿易商社及び団体の育成指導に関すること。	1 貿易企業の実態調査及び貿易統計に関すること。 2 輸出商品のデザイン改善に関すること。 3 貿易実務の指導及び相談に関すること。	
		6 熊本産業展示場に関すること。					
		7 流通施設の整備促進に関すること。					

別表第3農林水産部農林水産政策課の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産政策課	1 農林水産部各課(総室)及び出先機関所属職員の人事手続並びに農林水産部各課(総室)の事務					
-------	---------	-----------------------------------------------	--	--	--	--	--

	費の経理に関すること。						
	2 農政諸務に関すること。	1 農林功績者表彰規程(昭和29年農林省訓令第9号)に基づく被表彰者を推薦すること。	1 新嘗祭における献穀者を推薦すること。				
	3 熊本農政事務所、農業研究センター、林業研究指導所及び水産研究センターに関すること。						
	4 熊本県農業公園に関すること。						
	5 (財)熊本県農業公社に関すること。						
	6 農業計画の策定及び農業施策の企画調整に関すること。	1 農業計画の策定に関すること。	1 農業施策の企画調整に関すること。				
	7 農業動向の調査に関すること。		1 農業動向を調査すること。				
	8 林業施策の企画調整に関すること。		1 林業施策の企画調整に関すること。				
	9 水産業施策の企画調整に関すること。		1 水産業施策の企画調整に関すること。				
	10 農林水産部長室に関すること。						

別表第3農林水産部団体支援総室の項を次のように改める。

団体支援総室	1 農業協同組合等に関	1 農業協同組合法	1 同法第40条第1		1 同法第11条の規	
--------	-------------	-----------	------------	--	------------	--

		<p>すること。</p>	<p>(昭和22年法律第132号)第95条の2の規定により農業協同組合又は農事組合法人に対し解散を命じ、及び同法第86条第2項の規定により解散の嘱託登記をすること。</p> <p>2 同法第96条の規定により決議又は選挙若しくは当選の取消しをすること。</p>	<p>項の規定による仮理事を選任し、及び總會を招集すること。</p> <p>2 同法第44条第2項の規定による定款変更を認可すること。</p> <p>3 同法第59条の規定による設立の認可をすること。</p> <p>4 同法第63条第2項の規定により設立認可の取消しをすること。</p> <p>5 同法第64条第2項の規定による解散の議決の認可をすること。</p> <p>6 同法第65条第2項の規定により合併の認可をすること。</p> <p>7 同法第64条第4項の規定による解散届を受理すること。</p> <p>8 同法第94条の2の規定に</p>		<p>定に基づき、信用事業規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。</p> <p>2 同法第11条の7の規定に基づき、共済規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。</p> <p>3 同法第11条の23の規定に基づき、信託規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。</p> <p>4 同法第11条の29の規定に基づき、宅地等供給事業実施規程の制定、変更及び廃止の承認をすること。</p> <p>5 同法第72条の13第2項の規定による農事組合法人の定款変更届を受理すること。</p> <p>6 同法第72条の16第4項の</p>		
--	--	--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

			<p>より農業協同組合に対する監督上必要な命令をすること。</p> <p>9 同法第95条の規定により農業協同組合又は農事組合法人の違法行為に対し必要な措置をすること。</p> <p>10 同法第97条の規定により専用契約の取消しをすること。</p> <p>11 同法第61条第2項の規定により設立認可に関する証明及び同法第44条第3項の規定により定款変更の認可に関する証明をすること。</p>	<p>規定による農事組合法人の設立届を受理すること。</p> <p>7 同法第72条の17第2項の規定による農事組合法人の解散届を受理すること。</p> <p>8 同法第72条の18第3項の規定による農事組合法人の合併届を受理すること。</p> <p>9 農業倉庫業法（大正6年法律第15号）に基づき、農業倉庫業の経営認可及び農業倉庫業者業務規程変更の認可をすること。</p>	
	2 森林組合に関すること。		<p>1 森林組合の設立を認可すること。</p> <p>2 森林組合の定款の変更を認可すること。</p> <p>3 森林組合の合併及び解散</p>	<p>1 森林組合職員の研修を実施すること。</p>	<p>1 森林組合の一斉調査をすること。</p> <p>副総室長</p>

			を認可すること。 4 森林組合を指導育成すること。				
	3 水産関係団体に関すること。		1 水産業協同組合の設立を認可すること。 2 水産業協同組合の定款の変更を認可すること。 3 水産業協同組合の合併及び解散を認可すること。				
	4 漁船保険に関すること。		1 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条に基づく加入区の指定又は指定の変更に関すること。		1 同法第112条の2及び漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条に基づく付保義務の発生に係る届出に係る公示及び関係者への通知並びに指定漁船調書の縦覧に関すること。 2 同法第113条の2に基づく付保義務の消滅の公示及び関係者への通知に関するこ		

						と。 3 同施行令第7条に基づく指定漁船調書の訂正に関すること。		
	5 農業金融に関すること。	1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第5項の規定に基づき特別被害地域を指定すること。	1 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条の規定に基づく資金の制度運用に関すること。 2 熊本県農業近代化金融通措置要項の規定に基づく融資のうち同要項第2の2(2)から(5)までに掲げる融資機関が第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に貸し付ける場合であって貸付額が5,000万円を超えるものの利子補給の承認に関すること。 3 株式会社日本政策金融公庫からの貸付調			1 熊本県農業近代化金融通措置要項の規定に基づく融資に係る利子補給の承認に関すること。ただし、同要項第2の1の(1)に掲げる者及び第2の2の(1)に掲げる融資機関が第2の1の(2)から(4)までに掲げる者に対する融資に係るもの並びに部（公室）長専決に規定するものを除く。 2 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）の規定に基づく資金の融資に係る貸付適格の認定及		

を受託すること。

後指すこと。ただし、山村・過疎地域経営改善計画及び振興計画の認定事務、農林漁業のうち事業とすもの承認事務及び農産加工事業計画承認事務、特定農産加工事業計画承認事務並びに畜産経営環境推進資金の処理高度化施設整備計画及び共同施設整備計画の認定事務を除く。

3 熊本県大家畜経営改善支援資金取扱要領の基づく大家畜経営改善資金

					<p>事業計画の承認に 関すること。</p> <p>4 農業制 度資金に 係る利子 補給及び 利子補給 補助金に 関すること。</p> <p>5 株式会 社日本政 策金融公 庫からの 委嘱に係 る貸付調 査の報告 に關する こと。</p>		
6	林業金融 に關するこ と。		<p>1 林業改 善資金の 貸付け等 に關する こと。</p> <p>2 木材産 業等高度 化推進資 金の貸付 け等に關 すること 。</p>			<p>1 株式会 社日本政 策金融公 庫の委嘱 を受けて 行う貸付 対象事業 調書等の 作成及び 貸付け後 の調査指 導に關す ること。</p>	副 総 室 長
7	漁業金融 に關するこ と。		<p>1 漁業近 代化資金 の貸付け 等に關す ること。</p> <p>2 沿岸漁 業改善資 金の貸付 け等に關 すること 。</p>			<p>1 株式会 社日本政 策金融公 庫の委嘱 に係る貸 付調査の 報告に關 すること 。</p>	副 総 室 長
8	農業共済 組合に關す ること。	1 農業災 害補償法 (昭和22 年法律第 185号)第 16条第1 項の規定	1 同法第 85条の10 第1項の 規定に基 づき共済 事業の実 施に關す				



			<p>に基づき組合員等の当然加入の基準を定めること。</p> <p>2 同法第142条の6の規定に基づき農業共済組合に対し、命令違反に対する措置をすること。</p> <p>3 同法第142条の4から第142条の7までの規定に基づく検査及び監督命令に関すること。</p> <p>4 同法第143条の2の規定に基づき都道府県農業共済保険審査会規程（昭和16年勅令第889号）第5条による委員の任免に関すること。</p> <p>5 同法第85条の3第1項の規定に基づき市町村の農業共済事業実施の認可をすること。</p>	<p>る条例の変更の認可をすること。</p> <p>2 同法第87条の2第4項の規定に基づき共済掛金等の滞納処分の認可をすること。</p> <p>3 同法第107条第4項、第115条第4項、第120条の15第6項及び第120条の23第3項の規定に基づき農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率を認可すること。</p> <p>4 同法第120条の15第1項及び第3項の規定に基づき畑作物共済の危険階級の別、各危険階級に属する区域又は地域及び各危険階級の危険程度</p>			
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

				<p>を表示する指数を定めること。</p> <p>5 同法第25条及び第48条第2項の規定により、農業共済組合の設立及び合併の認可をすること。</p> <p>6 同法第43条第2項の規定に基づき農業共済組合の定款又は共済規程変更の認可をすること。</p> <p>7 同法第46条第2項の規定に基づき農業共済組合の解散の認可をすること。</p> <p>8 同法第87条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の4第1項の規定に基づき農業共済組合事務費賦課額等を承認すること。</p> <p>9 農作物共済、果</p>			
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

			樹共済及び畑作物共済の基準収穫量並びに蚕繭共済の基準収繭量を指示すること。				
	9	農業共済 保険審査会 に関するこ と。					
	10	漁業共済 に関するこ と。	1 漁業災 害補償法 (昭和39 年法律第 158号)に 基づく加 入区に関 すること 。				
	11	卸売市場 に関するこ と。					
	12	卸売市場 審議会に関 すること。					
	13	その他農 林水産業団 体に関する こと。					
	14	団体検査 室に関する こと。					
	(1)	農業協 同組合の 検査に関 すること。					
	(2)	森林組 合の検査 に関する こと。					
	(3)	漁業協 同組合の 検査に関 すること。					
	(4)	その他 農林水					

		産業団体の検査に関すること。					
--	--	----------------	--	--	--	--	--

別表第3 農林水産部農村・担い手支援課の項を削る。

別表第3 農林水産部農業技術課の項を次のように改める。

農業技術課	1 農業技術の改善普及に関すること。		1 協同農業普及事業の実施に関する方針を策定すること。	1 普及指導協力委員の設置に関すること。	1 協同農業普及事業の実施に関すること。 2 農業普及指導員の資質の向上に関すること。 3 農業気象災害防止に関すること。 4 普及指導協力委員の活動の支援に関すること。		
	2 植物防疫に関すること。		1 農作物病虫害発生警報を発令すること。 2 航空防除実施計画を策定すること。		1 同法第8条の規定による販売業者の届出を受理すること。		
	3 肥料、農薬及び農業機械に関すること。		1 肥料の登録をすること。 2 特殊肥料の生産に関する届を受理すること。 3 事故肥料の譲渡を許可すること。 4 肥料取締法（昭				

			<p>和25年法律第227号)違反者の措置に関すること。</p> <p>5 農薬残留分析結果を發表すること。</p> <p>6 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条第1項の規定による販売業者又は農薬使用者に対する報告の徴収及び検査に関すること。</p> <p>7 農薬指導士を認定すること。</p> <p>8 高性能農業機械の導入基本方針に関すること。</p> <p>9 高性能農業機械の利用診断に関すること。</p> <p>10 農作業安全に関すること。</p>				
	4 農用地土壌汚染防止に関すること。	1 対策地域及び特別地区の指定及び変更をすること。	<p>1 対策計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>2 指定農作物等の範囲に</p>				

			<p>すること。</p> <p>3 土壌汚染に関する調査及び測定に関すること。</p>				
	5 環境保全型農業の推進に関すること。		<p>1 環境保全型農業の推進計画を策定すること。</p> <p>2 熊本型特別栽培農産物等の認証基準を策定すること。</p> <p>3 全国環境保全型農業コンクールに関すること。</p> <p>4 地力増進地域を指定すること。</p>				
	6 種苗法(昭和22年法律第115号)の施行に関すること。		<p>1 熊本県職務育成品種の審査に関すること。</p> <p>2 熊本県職務育成品種の利用の許諾に関すること。</p>				
	7 病虫害防除所に関すること。						
	8 農業技術会議に関すること。						
	9 農業技術支援室に関すること。						
	(1) 農業						

		改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第2項各号に掲げる事務に關すること。					
		(2) 普及指導員の研修の實施に關すること。					
		(3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に關すること。					
		(4) 農業災害及び病虫害発生時における被害軽減のための技術対策に關すること。					

別表第3農林水産部農産課の項を次のように改める。

農産課	1	生産総合事業の総合調整に關すること。					
	2	米、麦等の生産対策に關すること。		1 稲作の指導方針を策定すること。 2 麦作の指導方針を策定すること。 3 米及び麦の生産対策に關すること。			

			<p>4 稲及び麦の種子対策に関すること。</p> <p>5 米及び麦等の奨励品種を改廃すること。</p> <p>6 産米改善の指導に関すること。</p>				
		3 大豆の生産奨励に関すること。	<p>1 大豆の生産指導方針を策定すること。</p> <p>2 大豆の種子対策に関すること。</p>				
		4 米穀の需給調整及び流通に関すること。	<p>1 市町村別生産目標数量を定めること。</p> <p>2 米穀の流通・販売促進に関すること。</p> <p>3 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の3の規定により勧告、命令を行うこと。</p> <p>4 同法第52条の規定により報告の徴収、立入検査を行うこと。</p>				



		5 戸別所得補償制度に関すること。					
		6 いぐさの生産奨励に関すること。		1 いぐさの奨励品種を選定すること。 2 いぐさの原苗ほ及び耕種基準設定ほの設置に関すること。 3 いぐさの指導方針を策定すること。 4 いぐさ及びい製品の生産計画の策定並びに流通対策の推進に関すること。			
		7 茶の振興に関すること。	1 茶振興計画を策定すること。	1 茶の栽培及び加工に関する指導方針を策定すること。			
		8 特用作物の振興に関すること。					
		9 蚕糸業の振興に関すること。					

別表第3農林水産部園芸生産・流通課の項を次のように改める。

園芸課	1 果樹の振興に関すること。	1 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項の規定に基づき	1 同法第3条第1項の規定に基づき果樹園経営計画を認定すること。 2 果実の				
-----	----------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	--	--	--	--

			果樹農業振興計画を策定すること。	<p>価格安定対策に関すること。</p> <p>3 果実の需給調整をすること。</p> <p>4 果樹の推奨品種の選定をすること。</p>				
	2 野菜の振興に関すること。	1 野菜振興計画を策定すること。	<p>1 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第5条及び第6条の規定に基づく野菜の指定産地の指定及び変更に関すること。</p> <p>2 同法第8条及び第9条の規定に基づき野菜生産出荷近代化計画の作成及びその変更をすること。</p> <p>3 野菜価格安定対策に関すること。</p>					
	3 花きの振興に関すること。	1 花き振興計画を策定すること。	1 花き指定産地の指定及び変更に関すること。					

別表第3農林水産部農村計画・技術管理課の項を次のように改める。

農村計画・技	1 土地改良区等に関する	1 土地改良法(昭	1 土地改良区の設		1 団体営土地改良		
--------	--------------	-----------	-----------	--	-----------	--	--

術管理課	ること。	和24年法律第195号)第85条に基づく国営土地改良事業施行申請書の進達及び第87条の3の規定に基づく同事業計画変更の協議に対する回答に関すること。	立及び運営に係る認可等に関すること。 2 団体営土地改良事業施行の適否決定及び認可等に関すること(非補助土地改良事業に係るものを除く。) 3 県営土地改良事業施行の適否決定及び計画決定等に関すること。		事業施行の適否決定及び認可等に関すること(非補助土地改良事業に係るものに限る。) 2 同法第18条第17項の規定に基づき土地改良区役員の就退任の公告をすること。		
	2 農業農村整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		1 農業農村整備事業の企画に関すること。				
	3 県営及び団体営の農業農村整備事業(長期計画策定及び調査計画に限る。)に関すること。	1 土地改良長期計画の策定に関すること。	1 農業農村整備事業の調査に関すること。 2 農業農村整備事業(海岸保全事業を除く。)新規採択地区の申請及び通知に関すること。				
	4 農業用水の調整に関すること。						
	5 技術管理室に関する						

		こと。					
		(1) 農 業 ・ 森 林・ 水 産 土 木 工 事 の 検 査 に 関 す る こと。					
		(2) 農 林 水 産 部 所 管 の 各 種 補 助 事 業 の う ち 建 築 物 の 検 査 に 関 す る こと。					
		(3) 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 の 設 計 ・ 積 算 に 関 す る こと。					
		(4) 農 業 ・ 森 林 土 木 技 術 職 員 の 技 術 指 導 ・ 研 修 に 関 す る こと。					
		(5) 農 業 ・ 森 林 土 木 事 業 に 係 る 電 算 シ ス テ ム の 管 理 ・ 開 発 に 関 す る こ と 。					
		(6) 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 の 進 行 管 理 シ ス テ ム の 管 理 に 関 す る こ と。					
		(7) 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る 建 設 副 産 物 対 策 に 関 す る こ と。					
		(8) 農 業					

			・森林土 木工事に 係る評価 に関する こと。						
			(9) 農業 ・森林土 木工事に 係るコスト トの縮減 に関する こと。						
			(10) 農業 ・森林土 木工事に 係るCALS ／ECの推 進に関する こと。						
		6	国営事業 対策室に 関すること。						
			(1) 国営 土地改良 事業（以 下「国営 事業」と いう。）に 係る関係 機関等と の調整及 び国営事 業の推進 に関する こと。						
			(2) 国営 事業に係 る営農計 画との調 整及び営 農計画の 推進に関 すること 。						
			(3) 国営 事業に係 る調査に 関すること 。						
			(4) 国営 事業に伴 う付帯関						

		連事業の計画、調整及び推進に関すること。						
--	--	----------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3農林水産部農村整備課の項を次のように改める。

農村整備課	1	農地の集約化及び換地計画に関すること。		1 国営及び県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び変更並びに換地処分に関すること。 2 団体営土地改良事業に係る換地に関すること。 3 交換分合に関すること。				
	2	農業農村整備事業に係る事業用地の取得及び補償に関すること。						
	3	県営及び団体営の農業農村整備事業(農村計画・技術管理課の分掌事務に係るものを除く。)に関すること。		1 土地改良事業全体実施設計の承認申請に関すること。 2 地区予算の割当てに関すること。				
	4	農地防災に関すること。		1 地区予算の割当てに関すること。				
	5	海岸保全事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。	1 海岸保全事業長期計画の策定に関すること	1 新規採択地区の申請及び通知に関すること				

			。	2 地区予算の割当てに関する事 3 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条による海岸保全区域の指定、変更又は廃止を決定すること。				
		6 防衛施設周辺障害防止事業のうち農業用施設に関する事						
		7 農地及び農業用施設等の災害復旧に関する事		1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第4条による補助率増高の申請をすること。 2 同令第1条の4による災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書を提出すること。				
		8 地すべり防止事業（農	1 地すべり防止区	1 地すべり防止工		1 地すべり等防止		

		<p>林水産省農村振興局所管)に関する こと。</p>	<p>域の指定 に関する こと。</p>	<p>事基本計 画を策定 すること。 2 地すべ り等防止 法(昭和 33年法律 第30号) 第11条の 規定によ る工事に 関する計 画の承認 すること。 3 地すべ り等防止 法施行令 (昭和33 年政令第 112号)の 規定によ る軽微な 行為を指 定すること。 4 新規採 択申請及 び新規採 択通知に 関すること。 5 地区予 算の割当 てに関する こと。</p>		<p>法第18条 の規定に よる行為 の許可を すること。 。</p>		
		<p>9 地籍調査 に関する こと。</p>		<p>1 国土調 査法(昭 和26年法 律第180 号)第6条 の3の規 定に基づ き地籍調 査に関する 県計画の 報告、協 議、承認 申請、公 示及び通 知すること。</p>				



				<p>2 国土調査法第6条の規定に基づき市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定をすること。</p> <p>3 同法第8条の規定に基づき国土調査の実施を勧告すること。</p> <p>4 同法第19条の規定に基づき国土調査の成果の認証、承認申請及び公告をすること。</p> <p>5 測量法（昭和24年法律第188号）第14条の規定に基づき地籍関係基本測量の実施及び終了の公示をすること。</p>				
		10 農村環境室に関すること。						
		(1) 中山間地域対策の調整及び推進に関すること。		1 地区予算の割当てに関すること。				
		(2) 農村地域の生		1 地区予算の割当				

		<p>活環境の整備に関すること（総合整備に関する調査計画及び農業集落排水事業の策定に関することを除く。）。</p>		<p>てに関すること。</p>				
		<p>(3) 農地・水・環境保全向上施策に関すること。</p>						
		<p>(4) 土地改良財産の管理に関すること。</p>	<p>1 重要な土地改良財産の処分に関すること。</p>	<p>1 土地改良財産（土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和32年熊本県条例第32号）第12条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる財産その他特に農林水産部長が指定した施設の財産に限る。）の管理委託をすること。 2 土地改良財産のうち軽易なもの処分に関すること。</p>				

別表第3農林水産部林業振興課の項を次のように改める。

林業振興課	1 流域森林・林業対策に関すること。						
	2 林業・木材産業振興施設等整備事業に関すること。		1 林業・木材産業振興施設等整備事業の計画の策定に関すること。		1 林業・木材産業振興施設等整備事業の指導に関すること。		
	3 入会林野等整備事業に関すること。	1 入会林野等整備計画の認可及び公告に関すること。			1 入会林野等整備事業の指導に関すること。		
	4 特用林産物及び樹芸林業に関すること。	1 特用林産事業に関する基本計画を策定すること。	1 特用林産物の生産、加工及び流通の振興計画を策定すること。 2 樹芸林業の振興計画を策定し、実施すること。 3 特用林産物の事業計画の認定に関すること。		1 特用林産物の生産、加工及び流通の指導に関すること。 2 特用林産物需給実績の調査及び報告をすること。 3 特用林産物市況の調査に関すること。		
	5 林業担い手対策に関すること。	1 林業担い手の育成確保に関する基本計画を策定すること。			1 林業労働安全衛生に関する普及啓発を行うこと。 2 林業従事者及び後継者育成研修を行うこと。		
	6 林道に関すること。	1 林道事業計画を決定する	1 林道の目的変更等の承認		1 林道規程（昭和30年林野		

			こと。	をすること。		庁第5092号長官通達)に基づく林道の認定に関すること。		
		7 県産材の利用推進に係る企画及び調整に関すること。						
		8 県産材の販路拡大に係る計画の策定及び県産材の宣伝に関すること。						
		9 木材業者及び製材業者の指導及び育成に関すること。						
		10 林業技術の普及及び指導に関すること。		1 林業普及指導実施方針及び林業普及指導事業実施計画の策定に関すること。 2 普及指導職員の設置に関すること。 3 普及指導区を設定すること。				

別表第3農林水産部森林保全課の項を次のように改める。

森林保全課	1 保安林に関すること。		1 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第1号から第3号までの保安林(	1 大臣権限保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること(部長専決事項	1 大臣権限保安林の指定及び解除に係る予定通知を受けて予定告示を変更するこ		
-------	--------------	--	-------------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--

		<p>重要流域内に存するものに限る。以下「大臣権限保安林」という。)の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること(重要なものに限る。)</p> <p>2 同法第25条第1項第1号から第3号までの保安林(重要流域以外の流域内に存するものに限る。)及び同法第25条第1項第4号から第11号までの保安林(以下「知事権限保安林」という。)の指定及び解除に係る予定告示をすること(重要なものに限る。)</p> <p>3 同法第38条の規定に基づく監督処分をすること。</p>	<p>に該当するものを除く。)</p> <p>2 知事権限保安林の指定及び解除に係る予定告示をすること(部長専断事項に該当するものを除く。)</p> <p>3 保安林の指定施業要件の変更に関する。</p> <p>4 保安林予定森林における行為の制限に関する。</p> <p>5 保安林指定及び解除に係る意見書に関する。</p> <p>6 保安林施設地区の指定及び解除に関する。</p>	<p>と。</p> <p>2 知事権限保安林の指定及び解除に係る確定告示をすること。</p> <p>3 同法第34条第1項及び第2項の規定による保安林における行為の許可をすること(熊本市にあるものに限る。)</p> <p>4 保安林の損出補償に関する。</p> <p>5 特定保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること。</p> <p>6 皆伐面積の限定を公表すること。</p>		
	2 林地開発行為に関する	1 森林法第10条の		1 同法第10条の2		

		ること。		<p>2の規定による民有林における開発行為の許可をすること（重要なものに限る。）。</p> <p>2 同法第10条の3の規定に基づく監督処分をすること。</p>		<p>第1項の規定による許可をした開発行為の完了の確認に関すること（熊本県森林審議会への諮問したもの及び熊本市内にあるものに限る。）。</p>	
	3 治山事業に関すること。	<p>1 治山事業の基本計画を策定すること。</p> <p>2 地すべり防止区域の指定に関すること。</p>	<p>1 治山事業の計画を決定すること（保安林整備事業を除く。）。</p> <p>2 単県治山補助事業の決定に関すること。</p> <p>3 単県治山工事の計画を決定すること。</p> <p>4 山地災害報告に関すること。</p> <p>5 地すべり防止区域内における行為等の許可及び承認に関すること。</p> <p>6 地すべり防止事業の基本計画に関すること。</p> <p>7 林地荒</p>				

				廃防止施設災害復旧計画に関すること。				
--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--

別表第3農林水産部の項に次の項を加える。

農地・農業振興課 農業振興局	1	農地の利用推進に関すること。						
	2	農業会議及び農業委員会に関すること。						
	3	農地の集積に関すること。						
	4	経営構造対策に関すること(人権啓発等を含む。)		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
	5	都市農村交流に関すること。		1 事業実施計画を認定すること。 2 事業実施計画の変更を承認すること。				
	6	食育活動に関すること。						
	7	農業振興地域の整備に関すること。	1 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条の規定に基づき農業振興地域整備基本方針を定めること。 2 同法第	1 農業振興地域の整備に関する法律第5条の規定に基づき農業振興地域整備基本方針を変更すること。 2 同法第15条の3の規定に	1 農業振興地域の整備に関する法律第7条の規定に基づき農業振興地域の区域を変更すること及び指定を解除すること。 2 同法第	1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき農業振興地域整備計画を変更すること。 2 同法第13条第4項におい		

		<p>6条の規定に基づき農業振興地域を指定すること。</p>	<p>基づく監督処分に関すること。</p>	<p>8条第4項の規定に基づき市町村の農業振興地域整備計画に係る協議に關すること。</p> <p>3 同法第9条の規定に基づき農業振興地域整備計画を定めること。</p> <p>4 同法第11条第5項の規定による審査の申立てについて同条第5項の規定に基づき採決すること。</p> <p>5 同法第13条第3項の規定に基づき市町村に対し指示すること。</p> <p>6 同法第13条の2第3項の規定に基づき市町村の交換分合計画を認可すること。</p> <p>7 同法第15条第2項の規定に基づき所有権の移転等に</p>	<p>て準用する同法第8条第4項の規定に基づき市町村の農業振興地域整備計画の変更に係る協議に關すること。ただし、面積が30アール未満の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更、面積が2ヘクタール未満の農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う農用地利用計画の変更及び農用地利用計画を除く計画の変更に係る協議に關することを除く。</p>			
--	--	--------------------------------	-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--



				<p>係る調停をすること。</p> <p>8 同法第15条の2第1項の規定に基づき農用地区域内における開発行為の許可をすること。</p> <p>9 同法第15条の4第1項の規定に基づき農用地区域以外の区域内における開発行為について勧告をすること。</p> <p>10 都市計画法（昭和43年法律第100号）第23条第1項の規定に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整に関すること。</p>			
		8 農業振興促進審議会に関すること。					
		9 農村地域工業等導入事業に関すること。		1 実施計画に同意すること。			
				2 資金融			

				通促進事業に関すること。			
10	農地法(昭和27年法律第229号)の規定による転用及び自作農財産に関すること。	1 同法第51条の規定による違反転用に対する処分に関すること。	1 農林水産大臣に対する同法第4条、第5条及び農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第18条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号(以下「旧法」という)第73条の規定による申請に意見を付すること。	1 同一事業に供する農地、採草放牧地の累計面積が30アール以上の同法第5条の許可をすること。 2 同法第18条の許可をすること。 3 同法第28条の和解の仲介をすること。 4 旧法第72条第4項の規定により不用品物の収去を命ぜること。 5 農地法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第285号)第1条の規定による改正前の農地法施行令(昭和27年政令第445号)第15条の2の規定により貸付けを行うこと。 6 旧法第74条の2			

				の規定による道路等の譲与に関する こと。 7 旧法第75条の2の規定による草地利用権の設定に関する こと。 8 同法第49条の規定により立入調査を すること。			
		11 民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく農事調停に関する こと。			1 同法に基づき農事調停を すること。		
		12 農地对価等徴収金に関する こと。					
		13 農業振興局長に関する こと。					
担い手・企業参入支援課	1 農業の担い手の育成に関する こと。						
	2 農業経営の改善に関する こと。						
	3 新規就農に関する こと。						
	4 農業への企業参入に関する こと。						
	5 農業大学校に関する こと。						
	6 女性農業者及び高齢農業者に関する こと。						
	7 青年農業者の育成に 関する こと。						

		関すること。						
農 産 物 流 通 企 画 課	1	農 林 水 産 物 の 流 通 対 策 の 企 画 及 び 調 整 に 関 す る 事 項 ( 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ) 。						
	2	農 林 水 産 物 の 販 路 拡 大 に 係 る 計 画 の 策 定 及 び 農 林 水 産 物 の 宣 伝 に 関 す る 事 項 ( 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ) 。						
	3	農 林 水 産 物 の 流 通 体 系 の 整 備 に 係 る 計 画 の 策 定 及 び 推 進 に 関 す る 事 項 ( 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ) 。						
	4	農 林 水 産 物 の 加 工 に 関 す る 事 項 ( 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ) 。						
	5	そ の 他 農 林 水 産 物 の 流 通 対 策 に 関 す る 事 項 ( 林 業 振 興 課 及 び 水 産 振 興 課 が 所 管 す る も の を 除 く ) 。						
	6	地 産 地 消						

	の推進に 関すること。						
	7 農商工連 携に関する こと。						

別表第3 土木部用地対策課の項を次のように改める。

用地対 策課	1 土地収用 に関するこ と。	1 土地収 用法（昭 和26年法 律 第219 号）第17 条第2項 の規定に 基づき事 業の認定 をすること。	1 事業認 定申請書 の欠陥の 補正命令 等に関する こと。 2 事業認 定申請書 を縦覧に 供すること。 3 同法第 11条の規 定に基づ き立入り の許可を すること。 4 同法第 14条の規 定に基づ く試掘等 の許可を すること。				
	2 土木事業 用地の取得 及び地上物 件等の補償 に関するこ と。		1 建設工 事に係る 国有財産 の所管換 え及び譲 与の申請 をすること。		1 建設工 事に係る 用地の登 記を委託 すること。		
	3 公有地の 拡大の推進 に関するこ と。						
	4 国土交通 省所管の他 課に属しな い国有行政 財産の管理 に関するこ と。						
	5 収用委員 会に関する						

	こと。						
	6 熊本県事業認定審議会に関すること。						

別表第3土木部住宅課の項を次のように改める。

住宅課	1 住宅及び住環境に関すること。	1 住宅に関する基本計画を策定すること。	1 住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）第4条第4項の規定により市町村長の意見を聴取すること。 2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条の規定による地域住宅計画の決定に関すること。 3 住宅市街地盤整備事業計画の決定に関すること。				
	2 公営住宅に関すること。	1 県営住宅の譲渡処分に関すること。 2 県営住宅の明渡しの調停及び訴訟に関すること。	1 県営住宅の入居者の募集及び決定に関すること。 2 県営住宅の家賃及び敷金の決定及		1 県営住宅の模様替え等承認すること。 2 県営住宅の用途変更を承認すること。		

			こと。	び減免又は徴収猶予に関すること。 3 県営住宅入居者の明渡しを請求すること。				
		3 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。				1 独立行政法人住宅金融支援機構の受託事務を実施すること。		
		4 住宅地区改良に関すること。		1 住宅改良地区を指定すること。 2 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条の規定により建築行為の制限の許可、移転又は除却命令をすること。				
		5 住宅供給公社の他住宅関係団体に関すること。	1 貸家組合法（昭和16年法律第47号）に基づく貸家組合の解散に関すること。	1 住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認すること。 2 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第41条の規定により監督命令をすること。				
		6 農地所有	1 農地所	1 同法第				

		<p>者等賃貸住宅に関する こと。</p>	<p>有者等賃貸住宅建設融資 子補給臨時措置法（昭和46 年法律第32号）第9条の規 定による承認をすること。</p>	<p>10条の規定により報告の徴 収及び立入検査をすること 。</p>				
		<p>7 特定優良賃貸住宅に 関すること。</p>		<p>1 特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律（平成5 年法律第52号）第3条の規 定による供給計画の認定に 関すること。 2 同法第5条の規定による 供給計画の変更に関するこ と。 3 同法第9条の規定による 地位の承継に関すること。 4 同法第10条の規定による 改善命令に関すること。 5 同法第11条の規定による 供給計画の認定の取消しに 関すること。</p>				



		<p>8 高齢者の居住の安定確保に関すること。</p>		<p>1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第30条の規定による供給計画の認定に関すること。                  2 同法第33条の規定による供給計画の変更に関すること。                  3 同法第38条の規定による地位の承継に関すること。                  4 同法第39条の規定による改善命令に関すること。                  5 同法第40条の規定による供給計画の認定の取消しに関すること。</p>				
		<p>9 住宅の品質確保の促進等に関すること。</p>						
		<p>10 マンションの管理の適正化の推進に関すること。</p>						
		<p>11 長期優良住宅の普及の促進等に</p>						

		関する法律(平成20年法律第87号)に 関すること。						
--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3 土木部砂防課の項を次のように改める。

砂防課	1 砂防に 関すること。	1 砂防指 定地の指 定を申請 すること 。					
	2 地すべり に関するこ と。	1 地すべり等防止 区域の指 定を申請 すること 。 2 地すべり防止工 事基本計 画を策定 すること 。	1 地すべり等防止 法(昭和 33年法律 第30号) 第11条の 規定によ る工事に 関する設 計及び実 施計画を 承認す ること。 2 同法施 行令(昭 和33年政 令第112 号)第4条 及び第5 条の規定 による軽 易な行為 を指定す ること。				
	3 急傾斜地 の崩壊によ る災害の防 止に関する こと。	1 急傾斜 地の崩壊 による災 害の防止 に関する 法律(昭 和44年法 律第57号) 第3条の 規定によ る急傾斜 地崩壊危 険区域の 指定をす ること。 2 急傾斜 地の崩壊 による災 害の防止	1 同法第 8条の規 定による 監督処分 (同条第2 項の代執 行を除く 。)をす ること。 2 同法第 9条第3 項の規定 による勧 告をす ること。 3 同法第 10条の規 定により 改善命令				

			<p>のための監督処分及び改善命令の代執行をすること。</p> <p>4 (同条第5項の代執行を除く。)をすること。</p> <p>4 同法第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事施行の届出を受理すること。</p>			
4	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の施行に関すること。</p>	<p>1 土砂災害防止法第6条第1項に定める土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に定める土砂災害特別警戒区域の指定をすること。</p> <p>2 土砂災害防止法第9条第1項に定める特定開発行為（特定開発行為に該当しない部分も含めた開発行為の総面積が10万平方メートル以上のもの）を許可すること。</p> <p>3 土砂災害防止法第20条第2項の規</p>	<p>1 土砂災害防止法第9条第1項に定める特定開発行為（特定開発行為に該当しない部分も含めた開発行為の総面積が10万平方メートル未満のもの）を許可すること。</p> <p>2 土砂災害防止法第13条第2項、第22条及び第25条の規定により助言又は勧告を行うこと。</p> <p>3 土砂災害防止法第14条に規定する協議に關すること。</p> <p>4 土砂災害防止</p>		<p>1 土砂災害防止法第13条第1項の規定による届け出を受理すること。</p> <p>2 土砂災害防止法第19条の規定により特定開発行為の廃止の届け出を受理すること。</p> <p>3 土砂災害防止法第21条の規定による立入検査に關すること。</p> <p>4 土砂災害防止法第22条の規定による報告の徴収等に關すること。</p>	

			定により知事の命令の代執行を行うこと。	第16条第1項の規定により特定開発行為に係る事項の変更を許可すること。 5 土砂災害防止法第17条第2項の規定により対策工事等の検査を行い、検査済証を交付すること。 6 土砂災害防止法第20条の規定により監督処分（同条第2項による代執行を除く。）を行うこと。			
--	--	--	---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

別表第4中「係長専決事項」を「担当課長補佐(主幹・参事)専決事項」に改め、同表健康福祉部医療政策総室の項第1号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改め、同表商工観光労働部の項を次のように改める。

商工観光労働部	商工労働局	商工振興金融課	1 貸付金の残高証明に関すること。 2 中小企業振興資金特別会計の伝票振出に関すること。
---------	-------	---------	-------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(熊本県政情報室設置規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県政情報室設置規程(昭和61年熊本県訓令第23号)
- (2) 熊本県旅券センター設置規程(平成2年熊本県訓令第16号)
- (3) 熊本県法制・公益法人室設置規程(平成13年熊本県訓令第30号)
- (4) 熊本県産業人材育成室設置規程(平成18年熊本県訓令第32号)
- (5) 熊本県流通企画室設置規程(平成18年熊本県訓令第35号)
- (6) 熊本県財政改革室設置規程(平成20年熊本県訓令第33号)
- (7) 熊本県地方税徴収特別対策室設置規程(平成20年熊本県訓令第34号)
- (8) 熊本県新幹線元年戦略推進室設置規程(平成21年熊本県訓令第37号)
- (9) 熊本県認知症対策・地域ケア推進室設置規程(平成21年熊本県訓令第38号)
- (10) 熊本県ねんりんピック推進室設置規程(平成21年熊本県訓令第39号)
- (11) 熊本県雇用対策室設置規程(平成21年熊本県訓令第40号)
- (12) 熊本県国際交流室設置規程(平成21年熊本県訓令第41号)

- (13) 熊本県担い手支援室設置規程（平成21年熊本県訓令第42号）  
 （熊本県職務発明等に関する規程の一部改正）  
 3 熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

**熊本県訓令第19号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。
- 第5条中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹）専決事項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第1中の課長専決事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）が専決することができる。
- 第6条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2中の課長専決事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）が専決することができる。
- 第7条中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹）専決事項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第3から別表第5まで表中課長専決事項のうち、あらかじめ課長が指定した事項については、課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）が専決することができる。
- 別表第1中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹）専決事項」に改め、同表出納局長専決事項の欄第10号中「第9条の規定による重要備品の寄附」を「第9条に規定する寄附による取得」に改め、同表課長専決事項の欄第7号、第9号、第11号及び第23号中「係長専決」を「担当課長補佐（主幹）専決」に改める。
- 別表第3、別表第4及び別表第5中「係長専決事項」を「担当課長補佐（主幹）専決事項」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第20号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令  
 熊本県職員被服類貸与規程（昭和38年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第2項中「庶務関係の係長又は参事」を「庶務関係を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にあつては参事）」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第21号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 財産取扱者設置規程の一部を改正する訓令  
 財産取扱者設置規程（昭和39年熊本県訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。
- 第2条見出し中「総室・室」を「総室・室・センター」に改め、同条第1項中「庶務係長の職にある者（（庶務係長を置かない課（総室・室・センター）にあつては、庶務係長の職務を行う者）以下「庶務係長等の職にある者」という。）」を「庶務関係を担当する

課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にす  
 である）に、「事務を担当する係長（当該係長の職務を執行する者を含む。）」を「当該係長の職務を執行する者を含む。）」に改め、同項第2号中「管理係長（当  
 「道路維持課の道路とを行う者を含む。）」を「当該公有財産に関する事務を担当する課長補佐（当該係長の職務を執行する者を含む。）」に改め、同項第3号中「港湾施設とを行う者を含む。）」を「当該公有財産に関する事務を担当する課長補佐（当  
 課の港湾施設とを行う者を含む。）」を「当該公有財産に関する事務を担当する課長補佐（当該係長の職務を執行する者を含む。）」に改め、同条第2項中「庶務係長等  
 の職にある者」を「庶務係長」に改め、同条第3号中「課長を置かない場合にあっては地方出先機関の長が職員のうちから指定する者」に改める。  
 第3条中「課長を置かない場合にあっては地方出先機関の長が職員のうちから指定する者」に改める。

附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第22号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令  
 熊本県自家用電気工作物保安規程（昭和41年熊本県訓令甲第3号）の一部を次のよう  
 に改正する。  
 第2条第1号中「第3条に規定する部及び課（室を含む。以下同じ。）」を「第3条第  
 1項に規定する部（公室）及び課（総室・室・センター）」に、「熊本県出納室設置規則」を  
 「熊本県出納局設置規則」に、「規定する出納室各課」を「掲げる課」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第23号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県当直規程の一部を改正する訓令  
 熊本県当直規程（昭和43年熊本県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「第3条に規定する部課（室）の」を「（昭和36年熊本県訓令甲第29号）  
 第2条第4号に規定する」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第24号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のよう  
 に改正する。  
 第2条中「主幹及び参事」を「課長補佐、主幹及び参事」に改める。  
 第3条第7号中「措置」の次に「及び一時保護」を加える。  
 第4条第12号中「第6号から第8号まで」を「第7号から第9号まで」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第25号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県ダム管理所処務規程（昭和48年熊本県訓令第67号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項中「市房ダム管理所」を「管理所」に改め、同条第2項を削る。
- 第3条第1項中「市房ダム管理所」を「管理所」に改め、同項管理課の項第9号中「及び調査等」を「、調査等」に改め、同項管理課の項に次の1号を加える。
- (14) 建設工事の調査、設計、検査及び監督に関すること。
- 第3条第2項を削る。
- 第6条第2項を削る。
- 第7条を削る。
- 第8条中「氷川ダム管理所については総務課長が、市房ダム管理所については」を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第26号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第2項を削る。
- 第3条第2項を次のように改める。
- 2 各課に、課長を置く。
- 第4条第5項中「係長及び」を削る。
- 第5条児童相談課の項第3号中「措置」を「措置及び一時保護」に改め、同条女性相談課の項第1号中「及び指導」を「、指導及び一時保護」に改め、同条一時保護課の項第1号を次のように改める。
- (1) 一時保護所の運営に関すること。
- 第5条一時保護課の項第2号を削る。
- 第6条第24号中「及び第7号の2」を「、第7号の2、第7号の3及び第8号」に、「措置」を「措置等」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第27号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に、「部（局）」を「部（公室）」に改め、同条第4号中「並びに上益城地域振興局土木長」を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第28号**  
**熊本県公営企業管理規程第7号**  
**熊本県教育委員会訓令第8号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 教 育 局 庁

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫  
熊本県教育委員会委員長 古荘文子

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総合政策局次長」を「知事公室政策審議監」に、「地域振興部次長」を「企画振興部次長」に、「商工観光労働部次長」を「商工観光労働部政策審議監」に改める。  
別表第2中「企画調整課長」を「秘書課長」に、「地域政策課長」を「企画課長」に、「園芸生産・流通課長」を「園芸課長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第29号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第4号を第10号とし、第3号の次に次の6号を加える。

- (4) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (5) 400万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。
- (6) 1,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）をすること。
- (7) 200万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。
- (8) 100万円未満の支出負担行為（第4号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
- (9) 施設の一時利用に関すること。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第30号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「部（局）」を「部（公室）」に、同条第7号中「別表第1の中欄に掲げる」を「第3条第1項に規定する」に改める。  
第5条中「地域振興部長」を「企画振興部長」に改める。  
第6条中「地域振興部長」を「企画振興部長」に、「助言」を「又は助言」に改める。  
第9条第1項及び第2項並びに第10条中「地域振興部長」を「企画振興部長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第31号**  
**熊本県公営企業管理規程第6号**  
**熊本県病院局管理規程第2号**  
**熊本県教育委員会訓令第9号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
病 院 局  
教 育 局  
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程を次のように定める。



平成22年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 若 本 隆 治  
熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 古 莊 文 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広報広聴活動を総合的かつ効率的に推進するため、広報及び広聴の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県広報広聴審議会)

第2条 広報広聴事務について基本的事項を審議するため、熊本県広報広聴審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項等)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を知事に報告するものとする。

- (1) 広報広聴事務に関する基本方針
- (2) 毎年度の年間広報広聴事務に関する基本的計画
- (3) 広報広聴事務に関して知事部局、出納局、企業局及び教育庁間の連携を保つための方策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広報広聴事務の企画推進に係る基本的事項

(組織)

第4条 審議会は、会長、副会長及び審議員をもって組織する。

2 会長は副知事、副会長は知事公室長をもって充てる。

3 審議員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(熊本県広報広聴連絡会議)

第7条 本庁各課（総室・室・センター）、企業局各課及び教育庁各課が行う広報広聴事務について連絡調整を図るため、熊本県広報広聴連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、広報課長及び広報広聴委員をもって組織する。

3 広報広聴委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 広報課長は、連絡会議の会務を総理する。

5 連絡会議は、広報課長が招集する。

(広報広聴委員の責務)

第8条 広報広聴委員は、常に広報課長と連携を保ち、自己の所属する知事部局の各部（公室）、出納局、企業局及び教育庁の広報広聴事務が円滑かつ適正に処理されるよう努めなければならない。

(広報広聴員)

第9条 地域振興局、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所及び病院局（以下「地域振興局等」という。）に広報広聴員を置く。

2 広報広聴員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

3 広報広聴員は、地域振興局等における広報広聴事務の連絡調整に従事する。

(各課長等の責務)

第10条 本庁の各課（総室長・室長・センター長）長、企業局各課長、病院局各部長（課長）及び教育庁各課長並びに各地方出先機関の長は、常に広報課長又は関係広報広聴委員若しくは関係広報広聴員と連携を保ち、広報広聴事務が総合的かつ効率的に行われるように留意しなければならない。

(庶務)

第11条 審議会及び連絡会議の庶務は、知事公室広報課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

2 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成12年熊本県訓令第16号、平成12年熊本県公営企業管理規程第10号及び平成12年熊本県教育委員会訓令第5号）並びに熊本県公報広聴の組織及び運営に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第20号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

知事公室政策審議監	総務部次長	企画振興部次長	健康福祉部次長	環境生活部次長	商工
観光労働部政策審議監	農林水産部次長	土木部次長	会計課長	企業局次長	教育庁教育次長

別表第2（第7条関係）

知事公室政策審議員	総務部政策調整審議員	企画振興部政策調整審議員	健康福祉部政策調整審議員
環境生活部政策調整審議員	商工観光労働部政策調整審議員	農林水産部政策調整審議員	土木部政策調整審議員
出納局政策調整審議員	企業局政策調整審議員	教育庁教育政策課教育審議員	

別表第3（第9条関係）

熊本県宇城地域振興局次長	熊本県玉名地域振興局次長	熊本県鹿本地域振興局次長
熊本県菊池地域振興局次長	熊本県阿蘇地域振興局次長	熊本県上益城地域振興局次長
熊本県八代地域振興局次長	熊本県芦北地域振興局次長	熊本県球磨地域振興局次長
熊本県天草地域振興局次長	熊本県東京事務所次長	熊本県大阪事務所次長
熊本県福岡事務所長	熊本県病院局総務経営課長	

熊本県訓令第32号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項総務課の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項及び第12条第1項の規定による届出に関する事。

第5条第1項工務第二課の項に次の1号を加える。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定のための基礎調査等に関する事。

第5条第1項管理課の項に次の1号を加える。

(13) 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第33号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県地域振興局処務規程（平成12年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項総務部総務振興課の項第7号中「福祉事務所」の次に「、氷川ダム管理所（八代地域振興局に限る。）」を加え、同項同課の項第16号を次のように改める。

(16) 火薬類に関する事（宇城地域振興局を除く。）

第6条第1項保健福祉環境部総務企画課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項保健福祉環境部保健予防課の項に次の1号を加える。

(3) 食生活及び食育に関する事。

第6条第1項農林（水産）部農地整備課の項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 農業水利の開発及び整備に関する事（天草地域振興局に限る。）

第6条第1項農林水産部水利課の項を削り、同項土木部土木総務課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項及び第12条第1項の規定による届出に関する事

第6条第1項土木部技術管理（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項第1号中「総合調整（」の次に「八代地域振興局にあっては氷川ダム管理所に関する事、」を加え、「、市房ダム管理所」を「市房

ダム管理所」に改め、同項同課の項中第22号を第23号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次の1号を加える。

(5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項及び第12条第1項の規定による届出に関すること。

第6条第1項土木部技術管理課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び益城地域振興局に限る。）の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次の1号を加える。

(5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項及び第12条第1項の規定による届出に関すること（上益城地域振興局を除く。）。

第6条第1項土木部景観建築課の項中第1号から第6号までを「第7号から第19号まで」に改め、同項土木部土木課の項中第1号を加える。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項に定める土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に定める土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定のための基礎調査等に関すること。

第6条第1項土木部工務第二課の項に次の1号を加える。

(6) 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。

第6条第1項土木部維持管理課の項に次の1号を加える。

(18) 第1項土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示の管理等に関すること。

第7条第1項農林（水産）部農地整備課に属する事項の項に次の1号を加える。

(2) 農業水利の開発及び整備に関すること（部長専決事項に係るものを除く。）（天草地域振興局に限る。）。

第7条第1項農林水産部水利課に属する事項の項を削り、同項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第6号中カ及びキを削り、同号オ中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同号オを同号キとし、同号ウ中「第16条第3項」を「第7条第4項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

第7条第1項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第6号イ中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第10条第2項及び第3項」を「第16条第2項及び第3項」に改め、同号アの次に次のように加える。

イ 法第16条第4項において準用する法第10条第6項、第12条及び第13条の規定に基づく承認等に関すること。

ウ 法第17条の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。

第7条第2項各号列記以外の部分中「(22)並びに」を削り、同項各課共通に属する事項の項第15号中「第9号から第11号まで」を「第10号から第12号まで」に改め、同項農林（水産）部農地整備課に属する事項の項に次の1号を加える。

(7) 農業水利の開発及び整備に関すること（農林水産部長が認定することが適当でないものと認められるものを除く。）（天草地域振興局に限る。）。

第7条第2項農林水産部水利課に属する事項の項を削り、同項農林（水産）部林務課に属する事項（球磨地域振興局を除く。）の項第24号中ウを削り、同号イ中「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「法第13条第3項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号」を「法第20条第3項第2号、第7号、第11号、第13号及び第15号」に改め、同号アを同号ウとし、同号ウの前に同号ア及び同号イとして次のように加える。

ア 法第16条第4項において準用する法第10条第9項の規定に基づく届出に関すること。

イ 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の規定に基づく届出に関すること。

第7条第2項土木部技術管理課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び益城地域振興局を除く。）土木部景観建築課及び土木部技術管理景観課に属する事項の項第3号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築許可に関すること。

別表中「総務企画係」を削り、同表熊本県宇城地域振興局の項中「福祉保護係」を削り、同表熊本県玉名地域振興局の項中

保健予防課	
試験検査課	

を「保健予防課」に

改め、同表熊本県八代地域振興局の項及び熊本県芦北地域振興局の項中「技術管理調査課」を「技術管理景観課」に改め、同表熊本県芦北地域振興局の項中

道路係 治水係 環境整備係
---------------------

を

道路・環境整備係 治水係
-----------------

に改め、

同表天草地域振興局の項中

保健予防課		を	保健予防課		に、
試験検査課					
」					
農地整備課		を	農地整備課		に
水利課	水利係				
」					

改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県環境立県推進室設置規程の一部を改正する訓令  
 熊本県環境立県推進室設置規程（平成12年熊本県訓令第40号）の一部を次のように  
 改正する。  
 第2条第3号中「地球環境保全」を「地球温暖化対策の推進」に改め、同条第5号を削  
 る。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第35号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県熊本県税事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第34号）の一部を次のように  
 改正する。  
 第3条第5項中「課長補佐」を「課長補佐及び主幹」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第36号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令  
 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程（平成13年熊本県訓令第33号）の一部を  
 次のように改正する。  
 第1条、第4条第1項及び第6条中「地域振興部」を「企画振興部」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第37号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
 各 地 方 出 先 機 関  
 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成22年3月31日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令

熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項、第8条、第9条、第10条及び第11条中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第38号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県子ども家庭福祉室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県子ども家庭福祉室設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県子ども家庭福祉室設置規程（平成18年熊本県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 児童虐待の防止に関すること。

(7) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行に関すること（他の課（総室・室・センター）の分掌事務に係るものを除く。）。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第39号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程の一部を改正する訓令  
庶務事務の効率化を図るための兼職命令に関する規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

本則中「部（局）課」を「部（公室）課」に改め、本則の表を次のように改める。

知事公室秘書課	知事公室付 知事公室広報課
総務部県政情報文書課	総務部私学振興課
企画振興部企画課	企画振興部地域振興課 企画振興部新幹線元年戦略推進室 企画振興部川辺川ダム総合対策課 企画振興部文化企画課 企画振興部交通対策総室
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部社会福祉課
健康福祉部医療政策総室	健康福祉部健康づくり推進課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部薬務衛生課
健康福祉部長寿社会局高齢者支援課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
環境生活部環境政策課	環境生活部環境保全課 環境生活部水環境課 環境生活部食の安全・消費生活課 環境生活部交通・くらし安全課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病審査課
商工観光労働部商工労働局労働雇用課	商工観光労働部商工労働局産業人材育成課

商工観光労働部新産業振興局産業支援課	商工観光労働部新産業振興局新エネルギー産業振興室
農林水産部農産課	農林水産部園芸課
農林水産部農村計画・技術管理課	農林水産部農村整備課
農林水産部森林整備課	農林水産部林業振興課 農林水産部森林保全課
農林水産部水産振興課	農林水産部漁港漁場整備課
農林水産部農業振興局農地・農業振興課	農林水産部農業振興局担い手・企業参入支援課 農林水産部農業振興局農産物流通企画課
土木部監理課	土木部土木技術管理室
土木部道路整備課	土木部道路保全課
土木部河川課	土木部砂防課
土木部建築課	土木部住宅課

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県訓令第40号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号。以下「県庁処務規程」という。）第8条に規定する共通専決事項の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、県庁処務規程第3条第1項に規定する課（総室・室・センター）のうち、商工観光労働部の各課（室）（以下「特例課等」という。）において所掌される事務について適用する。

(共通専決事項の特例)

第3条 特例課等において共通に所掌される事務の専決については、県庁処務規程第8条の規定にかかわらず、別表に定めるとおりとする。ただし、同表中の担当補佐（主幹・参事）専決事項については、特例課等の長があらかじめ指定した者が専決するものとする。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 支出負担行為以外の共通専決事項

知事決裁事項	部長専決事項	政策審議監及び部内局長専決事項	課(室)長専決事項	担当補佐(主幹・参事)専決事項
1 県行政の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針に関すること。 2 重要な事業	1 所属政策審議監及び部内局長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。	1 訓令の軽易な改廃に関すること。 2 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 所掌事務に係る法令の規定による補職	1 軽易な部内に対する通知、申込み、照会及び証明並びに届出の受理に関すること。

<p>の計画及び実施方針の決定に関すること。</p> <p>3 行政組織、予算の編成並びに権限の委任及び配分に関すること。</p> <p>4 県議会の招集及び解散に関すること。</p> <p>5 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告の提出及び県議会に対する諮問に関すること。</p> <p>6 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること(部長専決に該当するものを除く。)</p> <p>7 副知事及び部長の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>8 副知事及び部長の服務に関すること。</p> <p>9 委員会、審議会、協議会の委員等並びに顧問、参与、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること(部長専決に該当するものを除く。)</p> <p>10 重要な県有財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>11 重要な契約の締結及びそ</p>	<p>2 所属政策審議監及び部内局長の服務に関すること。</p> <p>3 重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。</p> <p>4 重要な県の後援及び知事あいさつ文に関すること。</p> <p>5 重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定に関すること。</p> <p>6 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する重要な行政処分に関すること。</p>	<p>の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>3 所属の役付職員(課長補佐以下の役付職員を除く。)の服務に関すること。</p> <p>4 所属出先機関の長の県外旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>5 所属出先機関の長の服務に関すること。</p> <p>6 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱(本人からの申出に基づかない任期途中における解職の場合を除く。)に関すること。</p> <p>7 附属機関の委員のうち試験委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</p> <p>8 附属機関の運営及びこれに対する諮問に関すること。</p> <p>9 県有財産及び国有財産の管理並びにそれらのうち軽易なものの取得及び処分に関すること。</p> <p>10 告示及び公告に関するこ</p>	<p>の命免をすること。</p> <p>3 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>4 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に関すること。</p> <p>5 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。</p> <p>6 所属職員の服務に関すること。</p> <p>7 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免(分限及び懲戒による場合を除く。)に関すること。</p> <p>8 公の施設の軽易な利用の許可に関すること。</p> <p>9 願、届出書等の処理に関すること(担当補佐(主幹・参事)専決に該当するものを除く。)</p> <p>10 軽易な告示及び公告に関すること。</p> <p>11 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分に関すること。</p> <p>12 軽易な県の</p>	<p>2 運転日誌の確認に関すること。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

<p>の変更に関する こと。</p> <p>12 重要な事項 の告示、公告 その他公表に 関すること。</p> <p>13 訴訟、審査 請求、異議申 立て、再審査 請求その他争 訟に関するこ と。</p> <p>14 重要な請願 及び陳情の処 理に関するこ と。</p> <p>15 特に重要な 許可、認可、 免許、承認等 の行政処分及 び行政代執行 に関するこ と。</p> <p>16 行政処分の 取消し及び撤 回に関するこ と。</p> <p>17 儀式及び重 要な表彰に関 すること。</p> <p>18 特に重要な 補助金、助成 金、交付金、 奨励金等の交 付の決定及び 確定並びに歳 計現金余裕金 の融資金額の 決定に関する こと。</p> <p>19 その他重要 な事項の決定 に関するこ と。</p>		<p>と。</p> <p>11 請願及び陳 情の処理に関 すること。</p> <p>12 許可、認可、 免許、承認等 の行政処分及 び行政代執行 に関するこ と。</p> <p>13 県の後援及 び知事あいさ つ文に関する こと。</p> <p>14 表彰に関す ること。</p> <p>15 行政手続法 (平成5年法律 第88号)第13 条第1項又は 熊本県行政手 続条例(平成7 年熊本県条例 第53号)第13 条第1項に規 定する聴聞又 は弁明の機会 の付与に関す ること。</p> <p>16 補助金、助 成金、交付金、 奨励金等の交 付の決定及び 確定に関する こと。</p> <p>17 補助金、助 成金、交付金、 奨励金等の申 請及び交付手 続並びに必要 な措置に関す ること。</p> <p>18 補助金、助 成金、交付金、 奨励金等に係 る請求書、実 績報告書、決 算書等に関す ること。</p> <p>19 補助事業に 係る指令前着 工承認に関す ること。</p>	<p>後援に関する こと。</p> <p>13 特例民法法 人、一般社団 法人及び一般 財団法人並び に公益法人に 対する監督に 関すること。</p> <p>14 公益法人及 び公益信託に 係る軽易な届 出、報告等に 関すること。</p> <p>15 軽易な補助 金、助成金、 交付金、奨励 金等の交付の 決定及び確定 に関するこ と。</p> <p>16 通知、照会、 回答、報告、 申請その他往 復文書に関す ること(担当 補佐(主幹・参 事)専決に該 当するものを 除く。)</p> <p>17 経由文書の 進達に関する こと。</p> <p>18 所掌事務に 係る証明書、 身分証明書等 の交付に関す ること(担当 補佐(主幹・参 事)専決に該 当するものを 除く。)</p> <p>19 部外から送 付される辞令 書、証書、免 許状、履歴書 等の送達に関 すること。</p> <p>20 各種免許証 、認可証、登 録証等の再交 付、書換え交 付、返納等に</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



		<p>20 特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人に対する軽易な行政処分に関すること。</p> <p>21 公益信託の引受けの許可、信託条項の変更の認可等に関すること。</p> <p>22 通達に関すること。</p> <p>23 法令に基づく検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>25 寄付採納（熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）第9条に規定する寄附による取得を除く。）の承諾に関すること。</p> <p>26 使用料及び手数料の減免に関すること。</p> <p>27 分担金等に係る滞納処分に関すること。</p> <p>28 過料処分に関すること。</p> <p>29 用地等の買収及び損失補償に係る単価（標準価額）の決定に関すること。</p>	<p>関すること（担当補佐（主幹・参事）専決に該当するものを除く。）。</p> <p>21 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。</p> <p>22 法令に基づく軽易な検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。</p> <p>23 登記及び供託に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあつ旋に関すること。</p> <p>25 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>26 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>27 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。</p> <p>28 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>30 歳出予算の各項の間又は各目の間の相互の流用に関する事。</p> <p>31 50万円以上500万円未満の歳出予算の趣旨の変更に關すること。</p> <p>32 設計高1億円以上5億円未満の工事の施行の決定に關すること。</p> <p>33 設計高1億円以上の工事の予定価格の決定に關すること。</p> <p>34 設計高5,000万円以上5億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に關すること。</p> <p>35 契約(2 支出負担行為に係る共通専決事項の表に定めるものを除く。)の締結及びその變更に關すること。</p> <p>36 設計高2億円未満の工事で設計變更額が5,000万円以上の設計變更及び設計高2億円以上5億円未満の工事に係る設計變更に關すること。ただし、設計變更により工事金額が5億円以上となるものを除く。</p> <p>37 設計高1億円以上の工事</p>	<p>本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。</p> <p>29 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。</p> <p>30 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。</p> <p>31 第26号から第28号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に關すること(担当補佐(主幹・参事)専決に該當するものを除く。)</p> <p>32 分担金等の調定、納入通知書の発行及び督促状の発行に關すること。</p> <p>33 歳出予算の令達に關すること。</p> <p>34 歳出予算の各節の間の相互の流用に關すること。</p> <p>35 50万円未満の歳出予算の趣旨の変更に關すること。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>38 設計高1億円以上の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> <p>39 その他定例的事務の処理に関すること。</p>	<p>36 設計高1億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>37 設計高5,000万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>38 設計高1億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>39 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円未満の工事の設計変更の決定に関すること。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。</p> <p>40 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>41 設計高1億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> <p>42 収入に関すること。</p> <p>43 支出命令に関すること。</p> <p>44 その他定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

区分	知事決 裁事項	部長専決事項	政策審議監及び 部内局長専決事 項	課(室)長専 決事項	備考
1 報酬				全額	
2 給料				全額	
3 職員手当				全額	
4 共済費				全額	
5 災害補償費				全額	
6 恩給及び退 職年金				全額	
7 賃金				全額	
8 報償費			100万円以上	100万円未 満	
9 旅費			100万円以上	100万円未 満	
10 交際費			100万円以上	100万円未 満	
11 需用 費	食糧費		100万円以上	100万円未 満	
	賄材料 費		100万円以上	100万円未 満	
	一般需 用費		200万円以上	200万円未 満	光熱水費及び複 写機使用料にあ っては、全額課 (室)長専決とす る。
12 役務費			100万円以上	100万円未 満	電話料にあって は、全額課(室 )長専決とする。
13 委託料			2,000万円以上	2,000万円 未満	測量、調査、試 験、設計等の工 事に係る委託又 は道路の維持管 理に係る委託に 限る。
			5,000万円以上	5,000万円 未満	国への工事施行 の委託に限る。
			1,000万円以上	1,000万円 未満	
14 使用料及び 賃借料			5,000万円以上	5,000万円 未満	工事に伴う用地 の使用に限る。
			400万円以上	400万円未 満	リース契約に限 る。
			100万円以上	100万円未 満	
15 工事請負費			2億円以上	2億円未満	設計変更により 2億円以上とな

					るものは、課(室)長専決とする。
16 原材料費			1,000万円以上	1,000万円未満	工事材料の購入に限る。
			100万円以上	100万円未満	
17 公有財産購入費			5,000万円以上	5,000万円未満	
18 備品購入費			200万円以上	200万円未満	
19 負担金、補助及び交付金			100万円以上	100万円未満	補助金及び交付金については、 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定による。
20 扶助費			1,000万円以上	1,000万円未満	
21 貸付金			1,000万円以上	1,000万円未満	
22 補償、補填及び賠償金			5,000万円以上	5,000万円未満	用地等の買収及び損失補償に限る。
	500万円以上		100万円以上 500万円未満	100万円未満	
23 償還金、利子及び割引料			1,000万円以上	1,000万円未満	
24 投資及び出資金	500万円以上		100万円以上 500万円未満	100万円未満	
25 積立金			100万円以上	100万円未満	
26 寄附金	500万円以上		100万円以上500万円未満	100万円未満	
27 公課費			100万円以上	100万円未満	
28 繰出金			100万円以上	100万円未満	

(注) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第34条の規定による支出負担行為書の作成についての決裁区分は、別に支出負担行為の決裁を経ているもの限り、課(室)長専決とすることができる。

熊本県訓令第41号

本庁各出教人監  
 各 地 方 教 事 監  
 育 委 員 会 委 員 会 員  
 (局) 課 (総室・室・センター)  
 出 納 庁 各 務 局  
 先 機 関  
 各 事 務 課 局

警 務 部  
警 務 局  
警 務 員 会  
警 務 員 会 事 務 局  
警 務 員 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫  
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令（昭和60年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第41号様式中「第119条」を「第120条第1項」に改め、  
「会計検査員」を「出納局長」に改める。  
職 氏名 印」（熊本県会計管理者）」

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

登 載 依 頼

熊 本 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 1 0 号

本 庁 各 課 ( 室 )  
各 地 方 機 関

熊本県教育庁文書規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育庁文書規程等の一部を改正する訓令  
(熊本県教育庁文書規程の一部改正)  
第1条 熊本県教育庁文書規程（昭和36年教育委員会訓令第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

(熊本県教育委員会表彰規程の一部改正)  
第2条 熊本県教育委員会表彰規程（平成3年教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総合政策局長」を「知事公室長」に改める。

(熊本県教育委員会電子署名規程の一部改正)  
第3条 熊本県教育委員会電子署名規程（平成17年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

表知事の事務部局の欄中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

(熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部改正)

第4条 熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成19年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条、第6条第3号及び同条第4号中「地域振興部長」を「企画振興部長」に改める。

附 則  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。